

秋田県公文書館

研究紀要

第31号

講演録

その土地の記憶をつないでいくこと

— 組織アーカイブズと収集アーカイブズの連携 —

…………… 森本祥子 …… 1

研究

郷土資料(A)の目録整備に伴う考察

…………… 古文書チーム …… 19

史料紹介

秋田県庁文書群「公務控」

…………… 畑中康博

公文書館講座「記憶の護り人 養成教室」受講者 …… 56

令和6年度 活動報告

…………… 90

令和7年3月

その土地の記憶をつないでいくこと

―組織アーカイブズと収集アーカイブズの連携―

東京大学文書館 准教授 森本祥子氏

はじめに

ご紹介に預かりました東京大学文書館の森本と申します。どうぞよろしくお願いたします。これまで自治体のアーカイブズなどでもお世話になってきましたけれども、どれも下っ端の非常勤職員でした。今日もこの秋田県のお話も伺いましたけれども、いろいろな役所・役場の中では、どういう風に皆様がそれぞれお仕事をされているのか、どのような形でアーカイブズが設置され運営されているのか、勉強させて頂いているところです。

現在は、東京大学文書館に勤務しています。のちほどどういう仕事をしているか紹介しますが、東京大学文書館は「国立公文書館等」として指定を受けておりまして、つまり国立公文書館と同じ機能を東京大学の中に設置して機能しています。それで、集

める対象の文書は東京大学に関する文書ということで、中央省庁の文書を国立公文書館に集めるのと同じように、東京大学で発生した文書は東京大学の中に設置した文書館で保存するということが現在は制度化されています。

公文書館、アーカイブズに関わる話というのは、例えばさきほど秋田県公文書館の事業紹介の中で防虫の話が出ましたが、そういう資料保存の話も含めていろいろな観点がありますが、今回はその中でちょっと聞き慣れない言葉かも知れませんが、タイトルに「組織アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」という言葉を使わせて頂きました。つまり、広くアーカイブズ、文書館が資料保存を担っていく上でどういう形を考えるのが良いのだろう。それは、私自身の勤務先も含めて手探りの試行錯誤中ではあるけれど、この二つをつないでいくことで資料の良い保存が出来ないかと

考え、問題提起が出来ればと思ひ報告を準備して参りました。

一 公文書管理法について

まず、既に皆様ご承知かと思ひますし、先ほども秋田県公文書館さんからのお話の中でも触れられていましたけれども、「公文書管理法」についてお話しするところから始めたいと思ひます。ご承知の通り「公文書等の管理に関する法律」というのが、平成二十一年に成立しまして、二十三年四月から施行されています。この第一条は、次の通りです。

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。(中略)

「たいへん長い一文で悪文だ」と叩かれている文章なのですが、一応ここには理念が書かれておりまして、ポイントに傍線を引い

てみました。ここで何を一番言いたいかというと、「公文書等」というものが、「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源なのである」ということです。そのことを先ず最初に謳っています。言うまでもなく、公文書というのはそれぞれの公的な機関で業務を進める上で作成します。ですから、アーカイブズの世界では副産物というような言い方もしますが、もちろん「おまけ」ということではなく、文書主義に基づいて私たちは仕事をしている訳ですから、そうすると何を決めたかということが文書で残ります。それは本来的には私たち自身が業務を進めていく上で文書を作っていくのだけれども、そもそも公務員が業務を行うのは公務員のためにやっている訳ではなく、地方自治体なら地域住民のため、国の機関であれば国民のために行っている訳ですので、広く考えれば「それらは国民共有の知的資源ですよ」ということになる訳ですね。この考え方は既に「情報公開法」の中にもありまして、だからこそ、誰もが情報公開を請求できる権利を持っているのです。

「公文書管理法」は、その「情報公開法」とひと続きの整合性がとれるように作られていますので、その考え方ももちろん採用しています。ですから、公文書を作って管理して保存していくということは、その機関の中の論理ではなくて、外に向かつて常に開かれたものであるということを意識していかなければならないということが書かれております。

次に、第一条では「行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」と定められておりまして、同時にこの「公文書管理法」が射程に入れている所をここで示しています。つまり「公文書管理法」というのは、いわゆる現用文書、文書が作成されてから保存期間内の文書のことだけを言っているのではなくて、その先、その機関が将来に向かって保存の責任を負わなければならない文書については、「歴史公文書等」として指定した上で、各公的機関が将来にわたって保存の措置をとること、そこまで全て含めて「公文書管理法」というのは射程に入れているということですね。

あともう一つは、国の話なので地方自治体とは若干違うと思いますが、「公文書管理法」そのものが対象としているのは、第一条の最初に書いてある「国及び独立行政法人等」、すなわち行政機関です。ですから、直接的には立法・司法の文書は法律としては対象となっておりません。ただ、立法・司法の文書を保存していく流れも、いま出来てきています。そして、司法に関しては国立公文書館と協定を結んで、国立公文書館で文書を保存するというところも始まっています。つまり、法律としては行政文書を対象としていて、かつ文書が作られてから、「物によっては百年後、二百年後まで保存するという体制を組む所まで射程に入れていますよ」ということが第一条には基本的に書かれています。

そして、「公文書管理法」の第三四条には地方自治体についても次のように努力義務が書かれています。

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

ここで言っているのは、自治体の文書管理については自治体で判断することであるけれども、第一条で述べたような法の理念を各自治体でも踏まえて、その実現の形はいろいろであるが、各自治体の文書についても同じように作成から長い期間の保存まで、すなわち公文書館で公開していく所まで、その理念を踏まえて実現していくことについてここで努力義務が定められているということまで含めて、「公文書管理法」に書かれている訳であります。

そこで、自治体でいわゆる「公文書管理条例」が定められている数を数えてみました。根拠にした資料は内閣府のウェブサイトで(1)、令和六年四月現在で、都道府県では十八、市町村と特別区を合わせると四十五の自治体で「公文書管理条例」が定められています。それで、いつそれが制定されたかグラフに落とし込んでみましたが、平成二十三年に「公文書管理法」が施行されますので、その後にわかりやすく増えていきます(図1)。ただ、条例は昨日思いついて今日施行できる訳ではないので、その準備期間が要ります。そこにタイムラグが生じると思いますが、

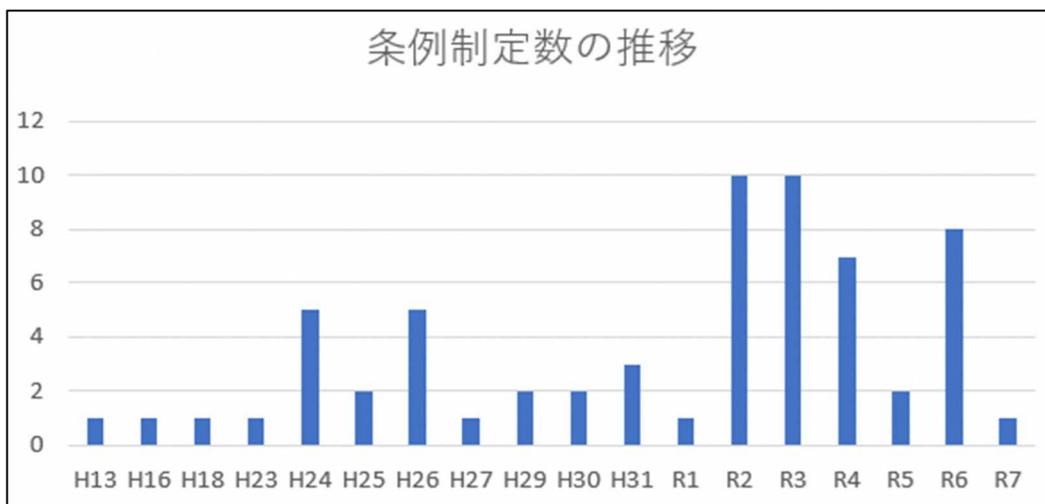


図1 自治体での公文書管理条例制定の進展

書管理法」が施行されて以降、増えているということは言えるかと思いません。

私はこれら各自治体の「公文書管理条例」全てについて条文を見た訳ではないのですが、各自治体に合わせて手直ししつつ、多くの所で「公文書管理法」をそのまま受け止める形で作成されています。「公文書管理法の考えが広まっているなあ」ということを感じております。ですから、こういった条例が増えてきていることは喜ばしいことと思います。

では、なぜ「条例」が必要なのでしょう。文書管理規則とか文書管理規程というのは、おそらくこの自治体でも既にあると思います。条例がなくとも規則や規程は持っている訳ですね。文書を管理するに当たって何のルールもないという自治体はないと思うのですね。でも、条例にしなければならない理由は、これは東洋大学の早川和宏さんの請け売りで、むしろ皆様の方がご承知と思いますが、結局、文書管理規則とか規程とか庁内で決められるルールは、私たち役所内部の人間の論理に留まってしまうということですね。それに対して条例を制定するということは、市民・住民・国民に対して責任を持つということです。市民・住民・国民の目が光ってくるということが、非常に大きな違いになります。例えば文書管理規則や要領だった場合、内部で自由に変えられるということは、住民からすると「うちの自治体はちゃんと文書管理やっているのか」「なんだか、ちよこちよこルール変わった

て、保存期間がどんどん短くなっているけど大丈夫かな」という不安感を持つかも知れない。そうではなく、公文書管理についてきちんと条例で定めて一つひとつ住民の確認を取りながら進めているということは、自治体が住民に対する責任を適正に住民と共有する意義として非常に大きいと思います。

ただ、この「公文書管理条例」の制定をこれからお考えになる自治体もあるかと思いますが、是非、先ほどの「公文書管理法」の冒頭に立ち戻って考えることを意識してもらいたいと思います。というのは、実は最近増えているのが、「公文書管理条例」で文書を現用から外して、例えば「現用で五年保存・十年保存・三十年保存が終わったので移管という手続きを取って保存することにしませう」という所までは条例に入りますが、その移管する先が公文書館ではないという条例がぼつぼつ見受けられます。そこで、「公文書管理法」の冒頭にもう一度立ち戻ると、中央において財務省なり文部科学省なりで公文書の現用期間が終わったから、各省から離して国立公文書館に移管する、そして、その先の文書の利用は国立公文書館の館長が責任を持つということになります。秋田県の場合で言うと、文書の廃棄権限は秋田県公文書館長が持つということで、非常に良い形が取られていると思います。

文書作成者と公文書館の間にきちんとラインを引くことが、その後、公開を広げていくためには必要です。その実現の仕方は

様々な事情に応じて多様でありうると思いますが、公文書館をきちんと位置づけて、そこに文書を移管して、この後百年、二百年の利用については公文書館の館長が責任を持って行っていくという体制を、条例を作る時には是非忘れないようにして頂ければと思います。例えば今まで現用文書管理を担当していたのが総務課だとして、移管先も総務課になってしまおうという事例も見受けられます。そうなると、現用文書の管理と歴史的に重要で保存するために移管された文書の管理との違いが見えてこない。庁舎の中にいる人は混乱する、住民はもっと混乱するということがあるのでは、先程の「公文書管理法」第一条、「ここで何を言いたかったのかな？」ということを時々振り返って頂ければよろしいかと思えます。

ここまで「公文書管理法」の、いわゆる自分たちが業務上生み出した文書の管理と保存についてお話をしてきました。改めて「公文書管理法」の定義のところでも第二条第七項を見ていきます。この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
- 二 第一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
- 三 第一四条第四項の規定により国立公文書館の設置する

公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

ここでは、「特定歴史公文書等」という用語について整理しています。まず、各省庁なり実施機関が作成し保有している文書が「行政文書」と定義されます。そして、「特定歴史公文書等」は「行政文書」から除外されるとしています。その「特定歴史公文書等」とは何かと言うと、次にあげる四種類のもものが書かれています。まず一つ目は、いわゆる中央省庁から国立公文書館等に移管されたもの。例えば、財務省から手を離れて国立公文書館等に移管されると、それはもはや「行政文書」とは呼ばなくて、国立公文書館等が所有している「特定歴史公文書等」と言います。それから、二つ目は、独立行政法人等から国立公文書館等に移管されたもの。三つ目は、独立行政法人国立公文書館に移管されたもの。いずれにしても、右に挙げた一つ目から三つ目については、役所の活動の中で生み出された文書から国立公文書館(等)というアーカイブズ機関に移管されて「特定歴史公文書等」になるものを示しています。

そしてもう一つ、四つ目を見ると、法人その他の団体、又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたものということも規定されています。つまり、役所が自ら生み出していない文

The screenshot shows the 'National Archives of Japan Digital Archive' website. The main content area displays details for a document collection titled '岩倉規夫関係文書' (Iwanohekiwa Relationship Documents). The collection is categorized as '寄贈・寄託文書' (Gifted/Deposited Documents) and contains 103 items. The creator is listed as '岩倉規夫' (Iwanohekiwa). The biographical information states that Iwanohekiwa was born in 1913 and worked for the National Diet Library, becoming its director in 1989. The collection's history is dated to November 1975, when it was deposited by Iwanohekiwa. The content description mentions that the collection consists of materials gathered for a study on the establishment of the Iwanohekiwa system, based on the example of the 'Iwanohekiwa' system.

図2 国立公文書館デジタルアーカイブ画面例

書資料についても、国立公文書館等というのは、現在「公文書管理法」に則って受け入れられるようになっていきます。そうした外部出所の資料も含めて現在「特定歴史公文書等」という風に言っているんですね。例えば、これは国立公文書館のデジタルアーカイブから画面を拝借したのですが（図2）、検索画面の左側には資料群、つまり「どういう資料の塊を持っているか」ということが表示されるようになっていきます。画面右側には、その指定した個々の資料群の細かい情報が表示されるという作りになっています。そうすると左側には行政文書由来のものがある中に、同じ並びで寄贈寄託文書という類型も書かれています、その中に「〇〇関係文書」とか「△△関係文書」とか出てきます。

例えば、「岩倉規夫関係文書」という所で、中身がどういうものなのか書かれてあります。「岩倉規夫が関わった勲功制度設立に伴い、欧米の例を参考にして、事務や勲功叙位品について検討した際に集められた資料」と中身について説明しています。つまり、この岩倉規夫の手元にある文書、位置付けとしては私文書と言えるものを現在国立公文書館は受け入れている。そして、受け入れた以上は国立公文書館の所蔵資料は全て「特定歴史公文書等」と言っていますので、その扱いは各省庁由来の公文書と同じようになっています。

ところで、この国立公文書館が個人資料を受け入れるようになったのは「公文書管理法」が出来て以降です。では、何故そうな

ったのか。国立公文書館というのは国の中央省庁の行政文書の大したものも保存することによって、国がどういう行政を行っているかを跡付けられるようにするのが役割ですよ。だけれども、「公文書だけ見ていけば国の形が分かりますか？」ということですね。言うまでもなく行政文書を保存することは、欠かすことのない根幹の役割です。その上でさらに、例えばこの岩倉規夫の資料のように、「国の勲功制度を樹立するに当たって、何を参考にしたか」ということがわかる様々な資料も集める。そうすることで、いま賞勲局から文書が移管されてくるけれども、その文書の意味を理解する、日本にとつての意味を理解する上では、こういう資料、すなわち岩倉規夫の私文書も一緒に持つておくことによって、初めてその制度がよりよく理解できるということになります。なので、現在では国立公文書館がその拠って立つところの「公文書管理法」の考え方を受け止めて、その機関が公文書を元にして果たすべき役割を、より豊かに、より正しく理解するために、外から資料を受け入れることを制度の中に許容したということになります。

ここまでのお話を踏まえまして、「公文書管理法」というものをもう一度まとめ直してみますと、同法が考えている制度というのは、第一に文書というのは現用段階から、つまり作成されてから公文書館での永久保存までの一貫した管理体制を構築することが想定されていることです。

それから二つ目、この「公文書管理法」の一連の文書の流れの中で、将来にわたって残すべき文書は作成した時から「歴史公文書」という名前で、「これ大事です！残さなければなりません」というように原課で指定し、それを承けて、独立した国立公文書館に移管します。そうすると国立公文書館ではそれらの文書を「特定歴史公文書」という名前で以後の管理をしていきます。つまり、文書を作成した組織と国立公文書館とは別組織であることが重要で、その上で国立公文書館が文書の保存と利用について自立した責任と権限をもって管理を行っていくという棲み分けが制度化されています。

そして三つ目は、先程最後に説明しましたが、公文書館というのが文書作成組織の活動を多角的に理解するために、外部出所の資料も収集し保存することが出来るということも制度として整えられたという点です。

ですから、こうした全体を踏まえて「公文書管理法」を私たちは理解する必要があると思います。そして、その上でそれぞれの機関、自治体だったり独立行政法人だったり公文書館を作る時には、この制度を踏まえて考えていく必要があると思います。

二 “組織アーカイブズ” と “収集アーカイブズ”

1 「アーカイブズ」基本定義

さて、ここまで「公文書管理法」から話を始めましたが、そもそも「公文書管理法」がある日突然ぽつと日本に出来た訳ではなくて、バックグラウンドには長い歴史のあるアーカイブズについての理解があります。先程の秋田県公文書館からの報告の中で岩倉使節団がヴェネツィアでアーカイブズを見てきたというお話もありましたけれども、そういった様々な出来事の蓄積の上に今の私たちがあります。文書を作成するということに関しては、中国では何千年も前からありますし、西洋につながるものとしてはイラク、西アジアから出てくる粘土板の楔形文字とか残っていますが、ここでは現在の私たちが大体共通理解としているアーカイブズというものについての一般的な基本定義を次に挙げてみます。これは、二十世紀の半ば、百年弱前に、イギリスのアーキビストのジェンキンソンという人が定義したものです。

アーカイブズとは、公私や時間に関わらず、なんらかの事業を遂行する過程で自然に蓄積した文書で、自らの管理下で、当該事業に責任のある者、またはその継承者によって、参考のために保存されるものこと。(2)

アーカイブズ資料の定義にはいろいろな表現の仕方があり、人によって、国によって、時によって微妙に違いますけれども、ここで言われているように、ある組織が活動すると文書主義に基づいて文書ができてきます、自然に文書が蓄積されていく、それらを基本的には自分たちが将来参照するために、自分たちが責任をも

って管理していく。そういった資料のことをアーカイブズ資料と言うということが基本定義の意味です。

すべてはここから、すなわち右の基本定義からスタートする、つまり組織が自らの文書を自ら参照のために保存するというのがそもそもスタートであって、組織運営のために情報を共有かつ継承する必要がある、そして自らの正当性や権利を確認し主張する根拠とする必要がある、だから文書は保存する。これは、人類が文字とか記録を考え付いた必要性を思うと、ごく当たり前だと思ってしまうが、こういった所からアーカイブズの発想というものは始まっているのだと思います。

これは日本でも当たり前のことです。日本の文書主義の伝統は非常に長いですし、世界的に見てもこんなに沢山文書が残っている国はそんなになくという話を聞いたことがあります。日本に文字とか紙とか伝わってきて、もう皆様ご存じのとおり、江戸時代なんかは全く文書主義ですよ。最近あまり時代劇をテレビでやらなくなりましたが、時代劇でも先例は何だったかななどと書庫に行って古い記録を探すなどのシーンがありましたけど、情報を共有・継承するために日本でも当たり前のように文書の保存と共有ということはなされてきたと思います。ただ、それが現代のアーカイブズに求められている「より広い公開」「より広い共有」のレベルまで達していたかという点、古い時代には未だそこまではたどり着いていない。ですが、文書を作って保存して、その関係

者の中で参照していくということは、別に新しいことではなくて私たちが昔からずっとやってきたことです。

だから、現代の「住民に開かれた」公文書館という観点では私たちは出遅れたかも知れないけれど、文書をちゃんと大事にして共有してきたということは、決して海外諸国に遅れてはいないと思います。このように、組織が自ら文書を大事にしてきたということから、「組織アーカイブズ」という考え方が出てきます。

2 収集アーカイブズの必要性

「組織アーカイブズ」は「in-house archives」、場合によっては「institutional archives」―制度とか機関の意味の「institution」です。ねーの日本語訳で、いま日本でこの「組織アーカイブズ」という言葉はだいたい定着したかなと思います。「組織アーカイブズ」とは自らのアーカイブズ資料を自ら利用する機関を立ち上げ運営していく形であり、いままでご説明したようなものが「組織アーカイブズ」として、いわばアーカイブズの一番基本的な形です。

同時に、「収集アーカイブズ」という言葉も最近定着してきています。これは「collecting archives」という言葉の訳ですけれども、「collect」するアーカイブズ機関という意味で、本来これはあり得ないはずなんです。アーカイブズ機関と言うのは、自分の所で

生み出された文書を自分の所で保存していくものであって、他所から「collect」してくるというのはおかしいのです。「そんな機関はアーカイブズではない」とずっと言われていましたが、現在ではこの「収集アーカイブズ」というあり方が、もう既に共通認識として理解されています。それは何をやる所かと言うと、別の組織のアーカイブズ資料を保存する所ということになります。

では、この「収集アーカイブズ」という概念が何故生まれたのかということですが、例えば日本中の全ての組織や個人が自分たちで自分たちの文書を保存するためのアーカイブズを設けて、そのままずっとそのアーカイブズ機関が活動を続けられたいれば、日本中全て「組織アーカイブズ」だけで成立するはずですが、ただ、明らかにそれは不可能ですよ。町役場のアーカイブズは町役場が続く限り多分頑張ってくれるだろうなと思えますけれども、例えばNPO法人だったり、個人の大きな元名主家であったり、あるいは企業であったりとか、それぞれが活発に活動する余力があるうちは、自分たちの大事な記録を自分たちの手で守ることができません。それで、これが永遠に続けばよいのだけれども、おそらく現実はどういうまくはゆかなくて、例えばNPO法人が活動を停止したり、ずっと大事に蔵を守っていた名主の家が維持できなくなり蔵を壊し土地を売り払ったり、それから企業が倒産した場合、文書の行き場所がなくなってしまうよ。では、この「〇〇家」が名主として家が衰退してしまっ

「もう維持できない」「なくなっちゃいました」となれば、私たちの歴史の中からその家の文書と共にその家の歴史の話、その家が地域で果たしていた役割の全ての記憶が消え去ってしまう。それで良いのか？良い訳ないですよ。なので、そういった資料の保存を肩代わりする、他所で代わりに収集して保存する機関というのが必要になりますよ、ということ。現在「収集アーカイブズ」という概念が共有されています。

ですから、収集すると言っても、ある日突然思い付きで「秀吉の朱印状を買ってきました」ということを許容するということではありません。様々な組織が自分の組織の活動を通じてこういう資料群を作成した、この文書を見ると倒産した会社のことが分かる、そういった資料群を代わりに保存していく組織として「収集アーカイブズ」というあり方は絶対に必要だということが、現在、これは日本だけではなく国際的に理解されています。

そして、この「組織アーカイブズ」や「収集アーカイブズ」という形で理論や概念が整理されてきたのは比較的最近のことではあるけれども、早くからアーカイブズを設立して活動している自治体の公文書館や、また他の国々のアーカイブズでも、その地域内の資料、プライベートな出所の資料だったり、地域内に本社を置いていた企業の資料だったりというものを受け入れる、狭義にアーカイブズ機関の役割を捉えて役場文書に限るのではなく、地域内の資料は必要なので受け入れていくということは、どこで

もやってきたことです。ある意味それに「収集アーカイブズ」という言葉が与えられたのが最近なのであって、そうした資料がやはり必要だということは、どこでも私たちは理解してきているということが言えるのではないかなと思います。

3 両アーカイブズ並立の意義

次に「組織アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」、二つのアーカイブズが並立する意義について少し説明したいと思います。

設置母体組織、つまり自治体ならば自治体が「現在」責任を負っている領域、例えば秋田県公文書館であれば秋田県、秋田市文書法制課であれば秋田市が、その管轄するエリアに当たりますが、その全体の「過去」や「将来」に対しても責任を一連のものとして負っているはずで、そして、両方のアーカイブズを保存することで、右に基づいてその設置母体組織がその責任を負う領域についての総合的な情報が保存できるという意義が言えるのではないかなと思います。つまり、先ほど国立公文書館がプライベートな出所の文書も受け入れるようになったということに触れましたが、それはその国立公文書館が文書を通して伝えなければならぬ国の歴史について、より総合的な情報をより膨らませて伝えるために「収集アーカイブズ」と言う形も取り込む必要があるということです。それが理解されたのではないかと考えています。

それから、設置母体のステークホルダー (stakeholder) に設置

母体についての多様な理解の素材を提供する、という意義があります。この「ステークホルダー」は、自治体であれば「住民」「市民」、国であれば「国民」に当たります。それから、企業だったら、その商品を使う人たちや買う人たち、株主などその企業に何らかの形で関わる人たち。こうした人々を「ステークホルダー」とまとめて言うことが出来るかなと思います。そういう「関わる人たち」にその設置母体の機能についていろいろな形で理解する素材を提供するという意義があります。

三 事例報告…東京大学文書館

1 成り立ちと組織構造

次に、私の勤務する東京大学文書館について簡単にご紹介したいと思います。何故かと言いますと、東京大学文書館はまさにいま見てきたような「組織アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両方を兼ね備えた機能を持っているからです。それは、本当に典型的な日本のアーカイブズの成り立ちを持っていて、いわば「ザ・日本の公文書館」という形ですので、それをちよっとお見せできればと思います。

この文書館の設置の元をたどると東京大学百年史の編纂から始まります (表1)。日本の文書館のほとんどはこのパターンだと思えますが、周年史編纂事業から始まっています。この時には

表 1 東京大学文書館沿革

年	文書館関係事項	関連する出来事
1974年	東京大学百年史編集室設置	
1977年		東京大学創立百周年
1987年	『東京大学百年史』刊行終了、 東京大学大学史史料室設置	
2011年		公文書等の管理に関する法律施行
2014年	東京大学文書館設置	
2015年	国立公文書館等・歴史資料等保有 施設指定	
2019年	独立部局化（組織規則20条の2）	

アーカイブズはなかったので、史料の収集から始まる訳ですけど、そうして百年史の編纂をやります。そして百年史の刊行が終了したことをもって、編纂室を解散しまして、そのまま、そこで集められた史料を保存し活用していくための大学史史料室というのが設置されました。それまでに百年史を編纂するために大学事務の古い文書を集めていますし、関係者個人の手元の資料も集まってきました。この時点で既に組織の文書と収集したアーカイブズのコレクションが両方史料室にある所からスタートしています。

そうこうする内に、二〇一一年に「公文書管理法」が施行されました、この時に既に国立大学の中でアーカイブズ機関を持つている所は国立公文書館等として指定を受けることが出来ました。このとき私はまだ東京大学に勤務していなかったのですが細かい事情は分かりませんが、東京大学は指定希望に手を挙げませんでした。なおこの時、東北大学、京都大学、名古屋大学、神戸大学、広島大学、九州大学の六つの大学が法律施行と同時に、その大学の文書館を国立公文書館等とする指定を受けました。残念ながら東京大学は大学史史料室がそこまで体制を整えていなかったもので、指定希望に手を挙げられず、出遅れました。その時の史料室長が「これではまずい」と危機感を持ち、ちゃんと体制を整えて東京大学も文書館を作って国の指定を受けられるようにしようということ動きまして、二〇一四年に文書館として再出発して

います。そして翌年、国の指定を受け、現在は国立公文書館等となり、その結果、東京大学の保存すべき文書は国立公文書館ではなくて学内の東京大学文書館に移管して保存するという流れとなっています。

そして、スタート時点では学内の組織の中では必ずしも十分な位置づけではなかったのですが、二〇一九年に学内で独立の組織になりました。現在は大学附属図書館と横並びの扱いです。規模は百対一くらいで全然違いますけれども、大学全体にサービスを提供する部署という意味では同じということで、現在は独立の組織になっています。

東京大学文書館の中は、形式上三つの部門に分かれています。法人文書部門・歴史資料部門・デジタルアーカイブ部門というふうに三つに分けて業務を分担しています。そして、全体としては保存資料の閲覧提供は三部門協力してやっています。

まず、法人文書部門というところは、いわゆる公文書の移管を受けて保存していく担当です。ですから、秋田県公文書館と言うと公文書チームになるのかなと思います。ここが国の「公文書管理法」に基づく国立公文書館等として機能しています。

それから歴史資料部門は、歴史資料等保有施設としての国の指定を受けています。これはどういうことかということ、歴史資料部門については、図書館や博物館と同じ扱いということ、この部門では、いわゆる「収集アーカイブズ」として業務を行っている

まして、東大に関係する個人や団体からの寄贈資料の受け入れの対応・整理などの業務を行っています。

そして、デジタルアーカイブ部門では、所蔵資料のデジタル化や目録システム等の構築、デジタルデータの保存検討、などを担当しています。

こう見ると、「東京大学文書館はどんなに大きな組織だろう!」と思われるかも知れませんが、事務専従の者も含めて八人です。かつ、二館に分かれて業務を行っていますので、各館四人ずつしかいません。もう、てんてこ舞いです。

2 特定歴史公文書等と歴史資料等を持つ意義

それでは、特定歴史公文書等と呼ばれる組織の資料と、外部から収集する資料とを公文書館で両方持つことの意義を考えるにあたって、具体例をお伝えしたいと思います。

事例として取り上げるのは、東大紛争という出来事です。ご承知の方もおられると思いますが、一九六〇年代に学生運動が全国で盛んになり、東大でも学内が大騒ぎとなり、学生と大学側との対立が深刻になりました。ご覧になったことがある方もいらっしゃるかと思います。東大の象徴的な安田講堂に学生たちが立て籠もり、それを排除するために機動隊員が突入したという事態がありました。ですから、その事件の前後に様々な資料が発生しています。



写真 1 学生側の資料

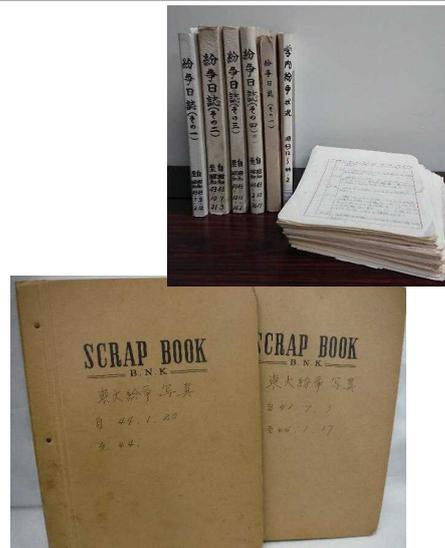


写真 2 大学側の資料

それについて、私たちの東京大学文書館では、利用者が可能な限り多角的に分析できるように、「出来るだけ多様な資料を残そう」ということで、学生側の資料と大学側の文書と両方を残すようにしています。おそらく学生闘争・学生紛争といった時には、写真1のようなアジビラみたいな物とか、あるいはその当時活動家だった人たちが書いた本とか、そういったものの方が世の中に沢山出回っているのだと思うんですね。ですから、「当時の大学というのはダメダメである」「全くなっていない」というような風潮が基本的な世の中の理解だと思います。こうした主張が書かれた資料は、それはそれでとても大事です。ですから、東京大学文書館では学生紛争のアジビラも沢山集めています。ところで、アジビラの保存と整理は、本当に大変なんです。紙の質は悪いわ、日付は分からないわ、そして誰が書いたか分からない。これを一枚ずつ目録を取らなければいけないので、大変なんですけれども、これは本当に貴重な資料です。

しかし、これだけでは、やはり一面的なことしか伝わらないと私たち文書館の職員は考えていて、「大学側がこういった事態にどう対応したか」という文書も出来るだけ沢山集めて残すようにしています。写真2の紛争日誌という資料がありますが、これは騒動が一番過激化した時期だった一九六八年の後半から一九六九年の頭にかけて、当時の庶務課の職員だと思いますが、事細かく何月何日、何時何分頃に学生があそこで騒いだとか、こういう

ことがあったとか、まさに日誌の形で記録している物で、それを移管してもらうことが出来ました。これは今、翻刻して東京大学文書館の紀要にも順番に載せています。それから、あと沢山残っているのが、記録写真ですね。例えば学生が大学の建物に立て籠もって、「ロッカーやら机やらを使って、バリケードを作りました」「あれ壊しました、これ壊しました」というようなことを、この騒ぎが収まった後、大学が裁判を起こして学生に損害賠償請求をする訳です。国有財産を学生たちが壊しましたから。そうしたことも関係して、「国有財産に対して学生たちがなにをしたか」という現状記録写真が結構大量に残っています。そういった物も文書館に移管してもらって保存しています。

このように、文書館は「どちらの立場に立つ」ということでは一切なく、出来るだけ様々な立場の情報を残しておくことが、「この時、東京大学で何が起こっていたのか」を伝え、そしてそれをいろいろな人たちがどう評価するのかを助ける素材になると考えています。

同様に、媒体の観点からもいろいろな物を残すようにしています。写真3は音声資料ですね、学生と大学側の交渉を録音した資料などです。写真4はヘルメットでしたり、機動隊の盾も何故か残されており、そういった物も保存しています。ちなみに盾ですが、私たちはそれを学内の学生支援課という部署から移管してもらいました。「文書」というのは、別に紙とかデータばかりでは



写真3 音声資料



写真4 モノ資料

なくて、その組織が活動上で共有していた情報という風に私たちは考えます。ですから、学生支援課は何かの理由があつてこの機動隊の盾を保存していて、私たちはこの盾を何処から拾ってきたのではなく学生支援課から移管されたので、物品なのですが「移管文書」と呼んでいます。そして、これらも全て閲覧提供します。割と最近、この盾の「閲覧」請求がありました。

こういった形で媒体の観点からも、文書館ではいろいろ集めています。大学側の資料としては、さきほど言及した紛争日誌ですとか、これは基本的な資料ですが各学部の教授会の議事録や様々な会議録がある、それから損害賠償請求のための記録、写真があります。他には、財務課が賠償請求するために損害額を全部計算しています。「どこどこのメーカーの椅子一脚いくらの額のもの壊された」といった膨大な資料が、裁判資料として残っています。そういったものも保存しています。

それと同時に、個人や団体からの収集資料も保存します。その中で一つ、よく使われるのが、騒ぎが一段落した後、当時の東京大学の総長がブレインの人たちと集まって、「今回、何が起こったのか」ということを自分たちで回顧する座談会を開いた、その録音と文字起こし資料です。これは総長の個人資料群の中にありまして、大学の歴史を調べる上ではなくてはならないものですね。個人の方から頂いた学生運動のアジビラなどもありますし、さらに最近寄贈の話が増えているのは、その当時の代表的な学生活動

家だった方々の資料です。皆さん高齢になられて七十歳代後半に掛かっています。そうすると、「もう自分たちの集めた資料を受け継いでくれる人たちがいない」ということで「東京大学文書館に寄贈しようか」となり、寄贈資料が増えています。

そういった訳で、様々な立場の資料を保存することによって、大学に対する客観的な評価が可能になると考えます。それが、長期的には大学に対する信頼が向上するのではないかと考えています。今の時代は情報を隠すことが組織にとつては一番マイナスになります。むしろ、オープンにすることによって、例えば東京大学の場合なら、「東京大学が真摯に自らの過去に向き合っている」ということを外に向かって示すことになる訳です。そして、そのことが、長期的に大学に対する信頼の向上につながるのではないかなと思います。

四 地域の歴史をつむぐために

東京大学文書館の例をお話ししてきましたが、自治体や地域という視点に戻しますと、各自治体の皆さんが地域の歴史と文書の保存を担当している立場の方々と一緒に考えていく中で考えなければいけないのは、まず「いま」の行政が責任を負っているのは「いまの役場／役所の公文書」だけではないということですが、皆さんは「そんなことは百も承知だ」と言われるかと思いますが、

そういう観点で、今たまたま秋田県とか、秋田市とか、横手市とかのエリアを担当している責任を持っていらっしゃる皆さんだけでも、「いま」のことだけではなくて、そこに至る過去全体、そして「いま」のエリアに含まれる様々な関係者のここにつながる過去の情報、それも引つくるめて負っていく責任というものがあると考えます。

それで、繰り返しにはなりますが、すべての自治体が負っている、この各自自治体領域の過去・現在・未来の姿全体を伝える責任をどのように実現するか、各自治体で実現可能な「かたち」を考える必要があるのです。この時、必ずしも全ての自治体が独立館の建物のアーカイブズを作れるとは限らないことはもちろんです。他の博物館や図書館と合同で館を建てるとか―例えば秋田県公文書館と秋田県立図書館のように―あるいは、一つの組織の中で図書館機能・博物館機能・公文書館機能を持つなど、いろいろな実現の仕方があるかと思えます。その選択は、各自治体のキヤパシティに応じて実現していくべきだと思います。

ただ、複合的に運営していく場合でも、本来の機能間の境界線をなくして良い訳ではないと思うのですね。アーカイブズにしか果たせない、公文書館にしか果たせない役割、それはすなわち文書を中心として、その文書によって自分が責任を持っているエリアの歴史を伝えることです。そして、それを伝えていくための、例えば文書の保存の技術的なノウハウ、目録の作り方のノウハウ

というのが、やはりアーカイブズにしかないものなので、それは守っていかねばなりません。

おわりに

冒頭の「公文書管理法」に立ち戻ると、法律の理念と制度はきちんと実現するけれども、その「かたち」は様々にあり得るのだと思います。ただ、制度として実現しなければならぬことと「かたち」とは、必ず切り離して考えなければならぬと思います。他機関と分担・連携をする場合も、アーカイブズ資料の特性を踏まえた保存・活用を実現しなければならぬということを、疎かにしてはいけません。

特に「デジタルアーカイブ」の世界になってくると、元が絵画だろうが、貴重な図書だろうが、公文書だろうが、画像にすると皆同じように見えてしましますが、その裏にあるリアルなものの管理、そしてそれを保存していく手法、そこから情報を引き出す手法はそれぞれ違います。ですから、「アーカイブズ資料をどう生かしたら良いのか」「それは、わが自治体が責任を負う領域にどう還元できるのか」ということをしっかり考えながら、進めていく必要があると思います。

少し時間をオーバーしてしまいましたが、私からのお話は以上です。ご清聴ありがとうございました。

註

- (1) https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/local/mieru/reiwa6nen_gaiyou.pdf (二〇二五年二月一五日アクセス確認)
- (2) Hilary Jenkinson, "The English Archivist: A New Profession.", *Selected Writings of Sir Hilary Jenkinson*, The Society of American Archivists, Chicago, 2003, p. 237. 著者の仮訳による

郷土資料（A）の目録整備に伴う考察

古文書チーム

はじめに

秋田県公文書館（以下「本館」という。）所蔵資料「郷土資料（A）」は、秋田県立秋田図書館（以下「図書館」という。）から移管された公開点数六、七三一点の資料群である。「郷土資料（A）」は、明治三十二年（一八九九）に図書館が開館して以来収集し、昭和戦後に図書館が定めた郷土資料分類法により分類された古文書・古典籍・絵図を含む資料群である。平成五年（一九九三）十一月二日、本館の開館に伴い図書館「郷土資料（A）」から、秋田藩の政治・経済・産業等歴史的諸事象に関する古文書・古記録が抜かれる形で移管され、その他のものは、同年に開館した秋田県立図書館に引き継がれた。従って、本稿で扱う「郷土資料（A）」は、本館所蔵分の資料を対象にするものである。

「郷土資料（A）」の目録は、閲覧室にファイルを設置しているほか、本館ホームページで十五項目からなる一覧表をエクセル形式で

公開している。また「郷土資料（A）」に含まれる「秋田藩家蔵文書」は、平成九年（一九九七）三月に所蔵古文書目録第二集として刊行しており、閲覧室に設置しているほか、本館のホームページから、PDF形式でダウンロードすることができる。

本館のデータベースの項目には、件名情報（件名番号・件名・件名見出し・件名和暦・件名西暦・件名月日・件名差出・件名受取・件名備考）及び記録史料記述の国際標準（ISAD (G)）に準拠したフォンド、サブ・フォンド、サブサブ・フォンド、サブサブサブ・フォンド、シリーズ、ファイルの項目があり、資料群の階層構造が設定できるようになっている。

「秋田藩家蔵文書」は、江戸時代、秋田藩庁に藩士が持っている古文書を提出させて臨写した六十一一点の資料で、丁をめくると臨写した古文書が連続して記されている。これを前記の階層に当てはめると、「秋田藩家蔵文書」に記載されている藩士の古文書の写しは、ファイルの低位であるアイテムに相当する。しかしこれまでの目録では「秋田藩家蔵文書」一件ごとの情報を、アイテムレベルに位置

づけていない。加えて、データベースそのものも空欄が多い。

実はこの不備を改善するため、数年前から資料を一点ずつ確認する作業を行っており、ようやくファイルレベルである「郷土資料（A）」のデータとアイテムレベルの「秋田藩家蔵文書」のデータを統合する目処がたった。

階層の設定は次のように行った。

「郷土資料（A）」の資料は、図書館が集めたコレクションであり、本館に引き継がれたものであることから、フォンド（出所）は「秋田県立秋田図書館」となる。サブ・フォンドからサブサブフォンドは、コレクションの形成を示すものでなくてはならない。本館には「郷土資料（A）」以外にも、図書館で集めた「混架資料」や「落穂文庫」といった別の資料群がある。それゆえ、サブ・フォンドは「郷土資料（A）」となる。サブサブ・フォンドは秋田図書館での分類、サブサブサブ・フォンドは秋田図書館への寄贈者又は図書館の購入先である「出所」、そしてシリーズは資料の「旧所蔵者」とした。

このうち「出所」については図書館と協議の上、非公開とした。また「旧所蔵者」は、資料に押された蔵書印等から判明する限りの情報を記載した。

改善を施した「郷土資料（A）」の目録は、令和七年（二〇二五）三月末にデータベースで運用を開始するとともにホームページ上でも公開する。

さて、本稿は「郷土資料（A）」目録の改善作業を通して得た知見

を古文書チームとして発表するものである。

まず第一章では、図書館と「郷土資料（A）」の概略について述べる。続いて第二章ではファイルレベルの視点での「郷土資料（A）」のコレクション形成の問題について述べる。次に第三章ではアイテムレベルに該当する「秋田藩家蔵文書」のデータ整備から判明する問題を述べる。最後に第四章では本館が刊行する翻刻史料から「秋田藩家蔵文書」作成の背景にある秋田藩における古文書提出について触れてみたい。これにより第一章及び第二章からは、明治から昭和にかけて図書館がどのような古文書類を集めたのか、言い換えるとコレクション充実の過程が見えてくる。また第三章及び第四章から、秋田藩における藩士がもつ記録を集約する意味が見えてくる。「郷土資料（A）」は出所が様々な資料群であり「秋田藩家蔵文書」も藩士が持つ古文書を写し取ったものである。従って、本研究は、過去・現在を通して、人が記録資料を集める意味を問い、共通項を見いだそうとするものである。

なお、本研究はチームとして発表するが、執筆分担は次のとおりである。第一章、専門員・柴田知彰。第二章、副主幹（兼）主任学芸主事・畑中康博。第三章、主任（兼）学芸主事・渡部拓。第四章、チームリーダー（兼）主任学芸主事・高田環樹。このうち第三章は、令和6年度アーカイブズ・カレッジ（国文学研究資料館主催）短期コースの修了論文に加筆修正したものである。

一 「郷土資料(A)」の形成について

平成五年（一九九三）十一月二日、本館開館に伴い、図書館から移管された資料を（表1）に示す。この表を見ると、資料群名に出示すものとそうでないものがあることが分かる。「佐竹文庫」「菊

池文庫」等は出所が佐竹家、菊池家であることが分かるが「郷土資料(A)」「混架資料」「落穂文庫」等は資料群名の出所を示していない。これらは図書館で形成されたコレクション群である。また出所を示す語の後ろに付いた「文庫」「文書」「資料」等のバリエーションがあること、そして資料番号の分類法が変化していることは資料を整理した時期で方針の違いがあるからである。

本章では図書館が書籍とは異なり古文書を集めたのは何故か、加えて収集資料群である「郷土資料(A)」と「混架資料」は何が異なるのか、これらの問題を考えてみたい。

1 図書館における古文書収集の始まり

国内に公文書館の概念が殆ど無かった明治期、欧米から導入された文化施設である図書館は、維新後の社会変動で散逸の危機に晒された藩政期の古文書・古記録や古絵図を保存し、かつ一般の利用に供する役割を果たした。明治五年（一八七二）八月に東京の湯島聖堂に書籍館が開館する。明治十二年（一八七九）九月の「教育令」で書籍館は法的に認められ、各府県でも近代的図書館たる書籍館を開設した。同年十二月、秋田公立書籍館が、府県立では京都集書会社や高知県立書籍館に次いで設置された（1）。しかし、松方デフレ後の財政難による文部省の教育施策の転換で、各府県では書籍館の設立や運営の方針を転換した（2）。秋田公立書籍館は、

〈表1〉旧県立秋田図書館より移管された郷土資料の内訳

資料群名	資料番号	受入年代	
混架資料	八門分類		
郷土資料(A)	郷土資料分類基準		
東山文庫(AH)	郷土資料分類基準	昭和20	1945
佐竹文庫(AS)	郷土資料分類基準	昭和26	1951
大館佐竹家旧蔵文書(AO)	郷土資料分類基準	昭和26	1951
角館佐竹家旧蔵文書(AK)	郷土資料分類基準	昭和27	1952
戸村文庫(AT)	郷土資料分類基準	昭和33	1958
弥高文庫	通し番号		
平田文庫	通し番号		
貴重書	通し番号		
落穂文庫	通し番号		
絵図	通し番号		
菊池文庫	通し番号	昭和35	1960
田口文庫	通し番号	昭和35	1960
秋林文庫	通し番号	昭和35	1960
狩野文庫	通し番号	昭和36	1961
岡文庫	通し番号	昭和36	1961
石井忠行文書	通し番号	昭和46	1971
湊文書	通し番号	昭和47	1972
長岐文書	通し番号	昭和47	1972
安東文書	通し番号	昭和49	1974
大窪文書	通し番号	昭和49	1974
山崎文庫	通し番号	昭和50	1975
渡部斧松文書	通し番号	昭和51	1976

明治十七年（一八八四）七月に予算削減のため休館し、同十九年（一八八六）三月に廃止された（3）。

再び図書館が開館する運びになったのは、明治二十九年（一八九六）十二月の通常県会で、議員有志が秋田県教育会の知事宛て要望書「県立図書館の件」を議長に提出したことによる（4）。図書館設置の最大の理由は教育上の必要性だったが、それに加えて「藩校明德館ノ廃止ニ当リ、汗牛充棟ノ巻冊散逸シテ旧形ヲ留メス」として藩校の膨大な書籍が散逸したこともあった。

また図書館復活の動きとは異なるが、同年十二月の通常県会において川村養助議員や柿崎武助議員らが、碩学鴻儒の学者をもって秋田県史編纂会を組織させることを意見し、史料収集など編纂事業費五百円が予算化されたことにも注目したい（5）。

明治三十年（一八九七）十一月の通常県会に参考に出された「図書館設置要項」には「博ク中外古今ノ図書ヲ蒐集」という文言がある（6）。これは同年四月の「帝国図書館官制」第一条中の「内外古今ノ図書記録ヲ蒐集保存」に倣ったものと思われる。

明治三十二年（一八九九）四月十四日、県知事武田千代三郎は（7）、「博ク中外古今ノ図書ヲ蒐集」の文言が入った「秋田県図書館規則」を制定し（8）、十一月一日に開館した。

開館に向けて準備期間中、秋田藩から秋田県に引き継がれた四、六九二点の城付の文書群が、県庁から図書館に貸し出された。これは図書館の蔵書を充実させるための措置と考えられる。ただし、県

庁から図書館への貸出を起案・決裁した際の文書は残っていない。

また明治三十二年十二月の通常県会では、三浦盛徳議員が県史編纂のため散逸前の史料収集を急ぐこと、藩校旧蔵書籍の轍を踏まぬよう図書館で散逸前に貴重な古書籍を購入すべきことを強く意見した。更に平田篤胤と佐藤信淵の著書を図書館で収集することも希望している。三浦議員は、篤胤関係の資料に関しては版木や反故に至るまで全て収集すべしとの意見も述べている（9）。

実はこの年の十一月には「図書館令」が公布されたが、全六条の中に郷土資料の収集に関する規定はない。しかし、図書館では「図書館令」公布に関わりなく郷土資料の収集を行った。図書館は収集アーカイブズを保存し公開する現在の公文書館の機能をもっていたのである。

武田知事は、十二月通常県会での三浦議員の要望「館長トシテ適當ナル人物ヲ選任セラレタシ」（10）に応える形で、東京大学で同級だった佐野友三郎を呼び寄せ、明治三十三年四月に二代館長に着任させた。佐野館長は三十六年二月まで在任し、夜間開館の実施、郡立図書館への巡回文庫など時代を先取りするような運営を行っていた（11）。佐野館長は着任間もない五月「秋田図書館図書取扱規程」を起案し武田知事に上申し、九月に認可された（12）。

十一條からなるこの規定は、図書の受入れから目録作成、書庫内配架などが明文化された職員用の実務マニュアルである。当時の図書館は、現在の図書館とは異なり、閲覧室に書架がなく、利用者の

出納請求に応じて職員が書庫へ行き、資料を函から出し閲覧させる方式を採っていた。書庫内の保管方法は、書架に函が順番に配列される函架式である。そのため第二条では、閲覧室で利用者が資料を採するための「分類目録」、職員が書庫で函から資料を出納するための「函架目録」の二種類を用意することを定めている。図書館から本館に移管された資料群の一つである「混架資料」の番号は「函架目録」に対応した形で付番されたと考えられる。

規程の末尾には、附録として「分類目録」の分類基準が示されている。佐野館長の上申によると、自ら上京して図書分類法を調査し作成したとある。十五門分類で各門の下に細目が設けられ、帝国図書館の八門分類とは異なる方式である。武田知事も佐野館長も東京大学出身であるから同学図書館の分類法を参考にした可能性も考えられるがモデルは不明である。(表2)は十五門分類の内訳である。

〈表2〉分類目録の15門

門	分類内容
1	医学
2	法律
3	兵事
4	地誌及紀行
5	理学
6	歴史及伝記
7	類書、叢書、随筆
8	文学及語学
9	国語、経綸、財政、社会及統計学
10	哲学及教育学
11	宗教
12	美術及諸芸術
13	工学
14	数学
15	蚕業

なお各門の細目は省略した。

十五門分類の細目まで見ると、古文書・古記録や古絵図を入れることが可能な部分があるので、以下に抽出してみたい。

○第二門「法律」

- ・細目二「古代法制・官職、典故、法令」

○第三門「兵事」

- ・細目一「総記・戦史、兵法、兵家ニ関スル諸書」

- ・細目五「雑書・武家ニ関スル制度故実、法規、赤十字、報告、統計」

○第六門「歴史及伝記」

- ・細目一「総記及万国史、歴史地図」

- ・細目二「本邦史」

- ・細目四「伝記・系譜、言行録、人名録、職員録、姓名録、藩翰譜等ノ類」

- ・細目五「年表及年代記」

- ・細目六「雑書」

○第十門「哲学及教育」

- ・細目七「教育総記・教育字典、教育史、伝記及古代教育、報告、学校建築、雑記」

この分類は、県庁から図書館に旧藩の古文書・古記録・古絵図等四六九二点が移管されていたので、これらを分類することを念頭に細目が設けられたと推定される。

明治三十五年（一九〇二）二月、内務部長は佐野館長に対し、県史編輯主任・山方石之助（香峰）に史料を貸出す便宜を図るよう依頼している（13）。これは、内務部長が図書館について、書籍とともに古文書類を保存する機関であると認識していたことを示す。実際に、草創期から図書館は、民間で所蔵されていた古書籍や古記録を謄写して収集することも行っていた。同年十一月の『秋田県教育雑誌』では、図書館による謄写収集の成果として「久保田領郡邑記」「羽陰史略」などを挙げている（14）。紹介文には「殊に昔の筆写体を今日のものに改め写していく作業は読者の層をより広め…」とあり、古記録のくずし字を翻刻したことを窺わせる。

その後、図書館は明治四十年に羽生氏熟から「岡本元朝日記」、四十五年に野上家から「野上陳令日記」など、藩士家文書の原本を購入入している。いふなれば、民間からの収集アーカイブズの充実に力を入れているのである。これらを、書籍とともに郷土文献として分類し、目録を刊行するのは、昭和初期になってからのことである。

2 「混架資料」の形成

大正八年（一九一九）六月、大正天皇の即位を記念し、辰野金吾の設計監修による新館が「記念図書館」として旧城趾の千秋公園内に開館した。新館開館は、年度ごとの利用者増加に確実につながった（15）。同十三年、内務部教兵課の社会教育主事・吉村定吉が図書館長を兼任すると、一般への積極的な図書利用普及のため四大綱領

を策定した。その第四綱領「地方図書館としての施設を完備すること」の細目には「郷土室を特設して郷土文献並びに資料を蒐集すること」がある（16）。吉村館長は、昭和二年（一九二七）一月の『秋田図書館報』第三号「年頭の辞」で次のように述べている（17）。

本館郷土室には常に郷土資料を蒐集し、産業、教育、政治、其他本県に関する事項、並参考となる事項等何でも御座れと、一般多数の調査に便するやう施設中であります。

昭和に入ると全国的に郷土教育の高まりがあり、図書館においても郷土資料に特化した分類目録の必要性を検討している。昭和六年（一九三一）十一月の第八回図書館週間に図書館が配布した『秋田県立図書館（本、分館蔵）郷土文献綜合目録』（以下、『郷土文献綜合目録』）の序文には、鯨岡逸朗司書が次のように記している（18）。

現今、郷土研究熱の旺盛なる時代において、一にその研究資料としての郷土文献の蒐集彙類と保存管理とにあるが、これは単に一時的のものではなく、郷土文化史料としての永遠性を帯ぶるものであることは勿論である。

この『郷土文献綜合目録』は、翌年三月に刊行された。

実は図書館では、明治三十四年（一九〇一）『秋田図書館和漢書書名目録』を刊行して以来、利用者用の目録を刊行し続けていた。

『郷土文献綜合目録』は、郷土研究や郷土教育の資料への需要が高まる中、検索効率の向上を図った企画だったと言える。

『昭和十年度以前収蔵郷土資料・昭和三十四年度以前収蔵郷土人

〈表3〉『秋田県立図書館(本、分館蔵)郷土文献綜合目録』の分類

分類番号	門	細目	門	細目
87 郷土文献	1 神書・宗教	1 神書	6 理学	1 数学
		2 宗教		2 理学
	2 教育	1 哲学		3 医学
		2 倫理	7 工学・兵事・ 美術・産業	1 工学
		3 教育		2 兵事
	3 文学	1 文学		3 美術
		2 詩歌俳諧	4 産業	
		3 語学	8 叢書	1 事彙
	4 歴史・伝記・ 地誌・紀行	1 歴史		2 叢書
		2 伝記		3 随筆
		3 地誌		4 雑書
		4 紀行		5 新聞
	5 政治・法制・ 経済・社会・ 統計	1 政治		9
		2 法制	1 児童	
		3 経済	2 青年	
		4 社会		
		5 統計		

著作目録』を見ると、書庫内で郷土資料を一般書籍とは別の場所に配架する原則が昭和十年以降にできていくことが分かる(19)。ただし『郷土文献綜合目録』では、郷土関係の書籍も古文書類も「郷土文献」というカテゴリーに入れて分類している。

『郷土文献綜合目録』は、帝国図書館に做った八門分類を採用している。四代館長・岡忠精が在任中の明治三十九年に刊行した『秋

田図書館和漢書分類目録(哲学・宗教之部)以降、図書館の分類目録は帝国図書館の八門分類に倣いつつ、独自の細目を設けた方式を採っていた。『郷土文献綜合目録』の分類は(表3)のとおりである。

『秋田図書館和漢書分類目録』の分類と同じものではなく、かつ帝国図書館の八門分類にはない九門を独自に設け、ここに児童や青年関係の資料を分類している。

『郷土文献綜合目録』は利用者向けの分類目録だが、資料番号は職員用の出納用に函架式で付番している。例えば、資料番号「辛―二九」の「羽陰史略」は、四門一目「歴史」に分類され、資料番号「辛―二九」は辛函に収納された二九号を意味する。また、資料番号「七―三八〇」の「岡本元朝日記」は、四門二目「伝記」に分類され、資料番号「七―三八〇」は七函の三八〇号を意味する。この資料番号は収蔵資料の増加による函の増設に伴い、十千分類(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)から五十函分類(漢数字)に移行した。この資料番号は、平成五年(一九九三)図書館から本館に移管された「混架資料」の資料番号に符合する。

しかし、現在「郷土資料(A)」の中心的な資料群である明治三十二年に県庁から貸出された四、六九二点は、『郷土文献綜合目録』には収録されていない。

その後、郷土資料の蒐集が進むにつれ、分類目録の部門を細分化する必要が生じ、昭和十四年(一九三九)『秋田県立秋田図書館郷土文献目録』(以下、『郷土文献目録』)が刊行された(20)。昭和七年

〈表4〉『秋田県立秋田図書館郷土文献目録』の分類

門	分類	細目	門	分類	細目
1	宗教	神書、仏教、基督教	6	理学	(天然記念物)、気象、地文、地震、動物、植物、地質、鉱物
	哲学	倫理、支那哲学(経書、四書、儒書、諸子)		医学	
2	教育	実地教育、普通教育、師範教育、専門教育、特殊教育、社会教育、試験	7	工学	土木工事、建築工事、鉱業、
	文学	詩・歌・俳諧合集、和歌・和文 附詩集、俳諧、漢詩文、書目		兵事	
3	語学		8	芸術	書画、花押、版画・印刷、歌謡、運動・競技
	歴史	佐竹氏以前、佐竹氏時代(戊辰役)、明治以後、各地方		産業	農業(農業経済、農業理化、耕種栽培、農具、農産物利用)、園芸、林業、牧畜、蚕業、水産及漁業、商業、工芸、家政
4	伝記	業伝(系譜)、各伝 附其の編著書	8	事彙	
	地誌	地図、名勝記・案内記、地名、温泉、墳墓、各地方		随筆	
5	政治	藩治(訴訟・裁判、職制、政論・上書)、儀式典礼・有職故実(臨時儀式)、県治(法規、行政区域、県会、吏員)郡市町村	8	叢書	
	経済			新聞	
	財政	田法			
	社会	風俗			
	統計	郡市町			

刊『郷土文献総合目録』に収録された分にその後の収集資料を加え、新たな分類で再編されている。もつとも、この目録においても、明治三十二年に県庁から図書館に貸出された四、六九二点は収録されていない。

目録の凡例には「編集ハ主トシテ従来ノ八門分類ニヨル」とある。

された当時、前述したように既に郷土資料は書庫内で一般書籍と區別して配架されていた。しかし、昭和戦後の図書館で「羽陰史略」「岡本元朝日記」ほか『郷土文献目録』に収録された古文書・古記録や古絵図は、「混架資料」の資料群名で呼ばれ、本館に移管されている。資料番号は『郷土文献総合目録』と同じく函架式に対応している。

その分類は(表4)のとおりである。細目の下に区分(表4)の括弧書き)を設けた部門もある。藩政期の古文書・古記録を意識した細目と考えられるのが、四門「歴史・伝記・地誌」と五門「政治・経済・財政・社会・統計」である。「羽陰史略」は四門「歴史」の細目「佐竹氏以前」に入り、「岡本元朝日記」は四門「伝記」の細目「各伝」に入っている。この目録が刊行

ただし、十干分類と五十函分類に加えて「特」「特二」「時」「庵」「雑」の漢字の記号と、八門分類を反映した数字の記号が函番号に散見される。函番号に冠した漢字の意味は、現在では分からなくなっている。八門分類を反映した函番号には、三桁と四桁のものがある。(表3)と照合すれば、三桁の場合、「周易時義」(二一〇)を例に取れば、「二」が教育で「一」が哲学を表す。一桁目の意味はわからない。四桁の場合、「六郡々邑記」(八七八二)の「八七」は先の『郷土文献綜合目録』序で定めた郷土文献、「八」は叢書、「二」は叢書を表し、これも(表3)に対応している。『郷土文献目録』の刊行以前、函番号が三桁から四桁に発展したと推定される。しかも「六郡々邑記」の函番号は、『郷土文献綜合目録』の中で「一八」だった。その一方で『郷土文献目録』と函番号が変わらない資料も多かったため、函番号の改訂作業は一部に着手したまま終わったと考えられる。その意味で『郷土文献目録』には(表4)の分類に至る前の函架式の発展過程が反映されていると言えよう。

3 「郷土資料(A)」の形成

昭和二十年(一九四五)四月、郷土史家・東山太三郎の資料六、一七一点が、遺族から図書館に寄贈された(21)。公文書館が無かった時代、民間の古文書類は図書館以外には、郷土史家の元に研究資料として収集されたことで散逸を免れてきた。この当時の整理方針に従えば、出所の異なる資料が一括して扱われる郷土文献として分

類されてしかるべきだったが、東山の資料は「東山文庫」として一括した資料群名が与えられた。郷土史家の膨大なコレクションが図書館へ寄贈されたことにより、図書館が収集アーカイブズの性格をもったことを認知されるようになった鴻矢といえる(22)。

昭和二十四年(一九四九)図書館は八門分類から日本十進分類法に切り替えた。その際、郷土資料の資料番号には「秋田」のローマ字表記の頭文字でA記号を付すこととした。東山太三郎の資料については、郷土資料を示す「A」記号の次に東山のイニシャル「H」がつけられ、すなわち「AH」の記号の後に、資料の内容に即して十進分類法で分けた数字の記号がそれぞれの資料に付けられた。

昭和二十五年四月「図書館法」が公布される。同法は、総則・公立図書館・私立図書館の三章と附則で構成されている。総則の第三条は図書館奉仕についての定めであり、実施すべき事項の第一に次のことを挙げている。

郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム
の収集
にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要
な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利
用に供すること。

現代の公文書館職員の視点から見た場合、右の条文には重要な箇所が三点ある。第一点は「図書館令」時代から古文書類の受け皿だった「郷土資料」のカテゴリーを筆頭に置いて、収集の優先度を高めたことである。第二点は地方行政資料、すなわち自治体の行政刊

行物を収集対象に入れたことである。第三点は図書（書籍）とともに記録を「図書館資料」と定義したことである。

そして、郷土資料を収集する責務は、総則で定められたことにより、法案段階の都道府県中央図書館ばかりでなく、市町村立図書館や私立図書館にまで拡大された。これによって、古文書類を保護できる受け皿が地域にきめ細かく設けられ、終戦後の急激な社会変動に伴う散逸の危機から数多く救うことになった。

昭和二十五年（一九五〇）秋、県庁書庫で正保の国絵図「出羽一國御絵図」が発見され、知事や総務部長は、県が所蔵する秋田藩の城付文書や明治以降の公文書について歴史的な貴重性を認識し、大掛かりな保存と修復を行った。歴史的文書発見に県民の興味も高まり、十二月に八日間開催された「県庁所蔵貴重資料公開展」は大盛況だった（23）。「図書館法」が公布された年は、県内で郷土の古文書類を保存する運動が盛り上がる時期に重なった。

昭和二十六年（一九五一）図書館は、旧藩主である佐竹宗家と大館所預の佐竹西家から古文書類の寄贈手続きを行っている（24）。翌年、角館所預の佐竹北家から、同三十三年には横手所預で佐竹一門の戸村家から古文書が寄贈されている（25）。

これらの資料群は、東山文庫同様、冒頭に「郷土資料」であることを示す「A」の記号がつけられ、続いて佐竹宗家を示す「S」、佐竹西家を大館を示す「O」、佐竹北家は角館を示す「K」、戸村家は苗字のイニシャルである「T」の記号がつけられた。佐竹宗家の

古文書には「AS」、佐竹西家には「AO」、佐竹北家は「AK」、戸村家は「AT」とそれぞれの古文書につけられているのは、このためである。

また古文書を中心とした資料群でありながら「〇〇文庫」という名称がつけられているのは、図書館の整理法によったからである。

4 「郷土資料(A)」の資料番号の読み方

日本十進分類法は、アメリカのデューイ十進分類法を応用し、戦前に森清ら青年図書館員連盟により研究され、日本に適合するよう版を重ねてきたものである（26）。0から9までのアラビア数字を使い、十進記号で総記・哲学・歴史・社会科学・自然科学・技術・産業・芸術・言語・文学の十類目を分け、類目―綱目―要目の階層構造で資料を配列していく分類法である。戦前は帝国図書館はじめ八門分類が一般的だったが、日本十進分類法は昭和十七年（一九四二）に第五版を刊行するまで連綿と改良され続けてきた。青年図書館員連盟は、軍部により解体されたが、戦後、二十三年以後は日本図書館協会が日本十進分類法の編集と刊行を継承し、同年七月に国立国会図書館で和漢書の分類に採用し、十二月には文部省が『学校図書館の手引き』の中で紹介した（27）。

このような中央の動向に対応し、昭和二十四年四月に図書館では、利用者が書籍を手に取りれる開架式の自由設架室を設け、日本十進分類法による配架を始めた（28）。この時は一般書籍のみが日本十進分

〈表5〉類目「歴史」における綱目・要目レベルの対照

番号	日本十進分類法(第6版)	「郷土資料分類基準」
200	歴史	歴史一般
203	辞書、書目、年表	辞典、書誌、年表
204	論文、講演集、随筆、雑記	論文集、講演、雑著
205	逐次刊行物、雑誌、年鑑	逐次刊行物
206	学会、協会、会議	学会、団体
207	研究及び指導法	研究、指導法
208	叢書、全集	叢書、史料集
210	日本	県史
214	北陸地方	郡史、市町村史
280	伝記	伝記
281	日本	叢伝
288	系譜、家伝、紋章	系譜、家伝、紋章、行幸啓
289	一個人の伝記	個人伝記
290	地誌、紀行	地誌、紀行

類法で再分類され、郷土資料は八門分類のままだった。しかし、その後、佐竹家関係や東山太三郎の資料群に対する閲覧の要望が利用者の間に高まり、郷土資料に日本十進分類法を適用し再分類する必要性が出てきた(29)。二十五年に「出羽一國御絵図」発見が契機になり、県民の古文書類への興味関心が高まったことも背景にあったと考えられる。それに加えて、「図書館法」第三条二項で責務として「図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること」

を明記していた。昭和二十九年(一九五四)七月、図書館では郷土資料の整理に専任二人を配置し、日本十進分類法を応用した「郷土資料分類基準」を作成した

(30)。類目―綱目―要目の階層構造を見ると、「郷土資料分類基準」の十類目は日本十進分類法と同じだが、綱目と要目のレベルになると地方色が部分的に出ている。(表5)は類目「歴史」をサンプルにして、綱目及び要目レベルを日本十進分類法と対照したものである(31)。なお、日本十進分類法で例えば「214」の番号は、「2」で類目「歴史」、「1」で綱目「日本」、「4」で要目「北陸地方」を表す。

図書館では「郷土資料分類基準」に基づき書庫内の郷土資料を整理した内、特殊文庫については昭和三十年に『佐竹文庫目録 壹』、三十二年に『佐竹文庫目録 貳・参』、三十三年に『東山文庫目録』、三十七年に『戸村文庫目録』を刊行した(32)。これらAS・AO・AK・AH・AT記号の郷土資料に対し、A記号すなわち郷土資料一般について三十六年に『郷土文献目録』を刊行した(33)。その後、追録として四十三年に『郷土文献目録2』、四十八年に『郷土文献目録3』を刊行している(34)。

「郷土資料分類基準」に基づく『郷土文献目録』及び『郷土文献目録2』には、昭和七年『郷土文献綜合目録』や十四年『郷土文献目録』にはなかった「諸土系図」「秋田藩家蔵文書」などが収録されている。十進分類で新たな目録を作成した際、明治三十二年(一八九九)に県庁から移管された四、六九二点をはじめ、未だ刊行目録に収録されていなかった郷土資料を優先したと結果と推定される。

その反面、『郷土文献目録』三冊には、七年『郷土文献綜合目録』

と十四年『郷土文献目録』に載っていた資料が収録されていない。

昭和七年『郷土文献綜合目録』や十四年『郷土文献目録』に収録された郷土資料は古い八門分類のままであり、図書館ではある時期から「混架資料」と呼称されていた。三十年代から在職した元職員から聞き取った話によれば、二十九年から「郷土資料分類基準」で十進分類を始めた際「混架資料」の整理も部分的に行ったという。また「混架」の意味については、函架式で資料を保存していた時代、書籍や記録の形態やサイズ別に函を分けて収納し、内容別分類が混交しているためだとのことである(35)。

それに加うるに、図書館が所蔵した郷土資料には、八門分類にも十進分類にも拠らず資料番号を付番した資料群も存在する。昭和三十五年に寄託された「菊池文庫」「田口文庫」「秋林文庫」以後の資料群である。これらは郷土資料でありながら、資料番号にA記号を用いず、資料を伝存してきた方の名字が頭文字としてつけられ、それぞれの資料番号はすべて通し番号になっている。

翌年「狩野文庫」と「岡文庫」が寄贈されたが、同様の方式で整理されている。

しかし、これらは点数が多い資料群でのことであり、点数の規模の収集資料については「郷土資料(A)」に入れられ「郷土資料分類基準」による十進分類で番号がつけられた。

図書館が出所の異なる資料をまとめて一つのグループとして資料群を形成したものについては「郷土資料(A)」や「混架資料」の他

に「落穂文庫」がある。そこで「落穂文庫」についても一言触れたい。『秋田県歴史資料目録』第九集の「落穂文庫」の冒頭注には、この資料群について「人手不足のため未整理、未公開のままになっていたものを、文書係の手によって整理されたもの」とある(36)。この中には、明治期の県史編纂に携わった真崎勇助の資料群ほか近世近代の貴重な文書が多く、本館では既に、出所及び伝来不明としながらも、一点一点の分析により可能な限り出所の解明を試みている(37)。図書館では、四十五年に文書館併設計画を立ち上げ、翌四十六年に総務課に文書係を新設し古文書を扱う専門職員五名を配属した(38)。「落穂文庫」の資料群名は、長年手付かずの古文書類を専門職員の手で史料整理した際、貴重なものの落ち穂拾いに喩えて付けられたと思われる。「落穂文庫」の資料番号も「落」の文字を冠した通し番号だが、右の目録中では「郷土資料分類基準」に則り配列されている。

小 括

明治以来図書館が収集し、本館に移管された古文書・古典籍・絵図類の収集資料は、次の三種類がある。

- ① 函架式時代の八門分類による「混架資料」
- ② 「郷土資料分類基準」の十進分類による「郷土資料(A)」、「佐竹文庫」、「東山文庫」等

〈表6〉秋田県公文書館所蔵「郷土資料(A)」の分類

類目	綱目	要目	資料番号
1哲学	75神社		A175
2歴史・地誌	09有職故実・儀式典礼		A209
		11江戸時代より以前	A211
	14郡史・市町村		A214
		7大曲市・仙北郡	A214.7
	80伝記		A280
	88系譜・家伝・紋章		A288
		2系図	A288.2
		3家伝・家史	A288.3
	89個人伝記		A289
	90地誌・紀行		A290
92県(藩)外紀行・地誌		A292	
3社会科学	12政治史・政治事情		A312
	17行政		A317
	20法律		A320
		9法令集	A320.9
	26刑法・刑事法		A326
	27司法制度・訴訟手続・裁判		A327
	69社会病理・社会事業		A369
	85祭礼・年中行事		A385
6産業	11農業経済		A611

※昭和36年『郷土文献目録』の「郷土資料分類基準」を主に参照

和二十年代、三十年代、古文書の収集を行う機関は、文部省史料館と山県文書館などではなく、海外の文書館学(後、「記録史料学」→「アーカイブズ学」)が普及するのは平成の年代に入ってからのことであり、致し方ないことである。施設も知識も十分でない昭和三十年代において、図書館が利用者の検索効率を上げるために日本十進分類法を採用し、古文書類を収録した刊行目録を県内の市町村立図書館や公民館、大学・学校に配布したことは、収集アーカイブズを一般に利用できる機会を広げた点で評価されるべきである。本県ばかりではなく、他の都道府県や市町村でも、公文書館が概念としてすらなかった時代、「図書館法」第三条に基づいて、図書館が収集アーカイブズに力を入れていたことは先見の明があったといえる。

③分類のない通し番号の「菊池文庫」「田口文庫」等(表6)は「郷土資料分類基準」のうち、本館所蔵「郷土資料(A)」の分類を整理したものである。A記号は資料群「郷土資料(A)」の所属、数字の三桁で類目、二桁と一桁の組合せで綱目、ピリオドで要目を示す階層構造的な表記法である。書籍を中心とする現秋田県立図書館所蔵の「郷土資料(A)」の類目から要目は、広く十進分類

の全般にわたっているが本館に移管された分は古文書など収集アーカイブズであるため、分野の偏りが歴然としている。「郷土資料(A)」は、複数の所蔵者を出所とした資料及び資料群の集合体であり、現代のアーカイブズ学から言えば出所の原則に則り整理されていない。加えて十進分類による部門分けは、資料群の有機的な構造を崩している。しかしながら、この分類が行われた昭

二 図書館への受入年代から見た特質

本章では図書館における「郷土資料（A）」の受入れについて述べる。これまでの目録を改善するに当たり、資料一点ずつの受入年代を確認する作業を行った。その結果を〈表7〉に示す。これを見ると、六、七三一点中、全体の七割に当たる四、六九二点が、明治三十二年（一八九九）に受け入れた資料であることが分かる。

そこで、本節では、明治三十二年に受け入れた資料群とそれ以降に受け入れた資料群に分けて、図書館の「郷土資料（A）」の受入問題を考えてみたい。

1 明治三十二年の受入れについて

前章でも述べたが、明治三十二年（一八九九）に受け入れた四、六九二点の資料群の出所はすべて県庁であり、しかも図書館に貸出したものだった。その内訳が〈表8〉であるが、これを見ると約九割が系図であることが分かる。これを「郷土資料（A）」全体から見ると、六十二％が明治三十二年（一八九九）に受け入れた系図であることが分かる。それゆえ、四、一九五点の系図が「郷土資料（A）」の中核となる資料群であるといえる。

これまで本館の職員により、県庁から図書館へ貸出された系図については、概ね次の三点が指摘されている（39）。

第一は、系図は元禄期に始まる秋田藩の修史事業に伴い、藩士か

ら提出させたもので、明治維新を経て藩庁から県庁へ引き継がれたものであるという点である。第二は、県庁から図書館へ貸出された資料は、一部が県庁に返却されたことである。そして第三は、秋田藩士の系図は、平成五年の本館開館時、図書館からではなく、県庁から引き継がれた資料群（「県B」）の中にも存在するという点である。

そこで本章に関連する第二、第三の指摘事項について考えてみたい。

県が図書館に貸出した古文書を含む書籍類は、「旧書籍目録」（930103-12255・以下資料番号は本館資料番号）、「書籍目録」（930103-12254）「新書籍目録」（9330103-12253）から確認することができる。「旧書籍目録」は、秋田藩から県へ引き継がれた古文書・古記録・絵図の類の目録で、「新書籍目録」は、明治以降秋田県庁が常備した書籍類の目録である。系図は「旧書籍目録」に記載がある。しかし図書館へ貸出された資料が県庁へ返却されたことについては、時期や点数などを含め、これまで指摘されてこなかった。「郷土資料（A）」の目録整備の作業の過程で、県庁が図書館に貸出した資料を返してもらわなければならなくなった事態を物語る明治三十四年（一九〇一）五月の公文書を見つけたので紹介したい（40）。

秩禄処分調査上参考トシテ必要ニ付、別記簿冊借用、本省へ郵送致度旨磯野大蔵属ヨリ申出ニ付、便宜貸付相成可然也。

但、別途借用証書形入申候也。

〈表8〉明治32年に受入れた資料の内訳

SS・フオンド	点数
175 神社	1
209 有職故実・儀式典礼	2
211 江戸時代より以前	1
214.7 大曲市・仙北郡	1
280 伝記	69
288 系譜・家伝・紋章	2
288.2 系図	4195
288.3 家伝・家史	8
289 個人の伝記	2
290 地誌・紀行	162
292 県(藩)外紀行・地誌	3
312 政治史・政治事情	159
317 行政	60
320.9 法令集	10
326 刑法	2
327 司法制度・訴訟手続	6
369 社会病理・社会事情	1
385 祭礼・年中行事	1
611 農業経済	7
総計	4692

〈表7〉郷土資料(A)の受入年代

年代	点数
1899	4692
1901~1905	0
1906~1910	0
1911~1915	1
1916~1920	0
1921~1925	0
1926~1930	124
1931~1935	164
1936~1940	137
1941~1945	49
1946~1950	41
1951~1955	56
1956~1960	29
1961~1965	15
1966~1970	197
1971~1975	220
1976~1980	292
1981~1985	93
1986~1990	254
不明	367
合計	6731

これは大蔵省が秩禄処分に関する調査を行うため、県に關係する公文書の貸出しを求めたものである。文中の「記」以下には要求された文書名が記されており、それを〈表9〉に示す。

大蔵省が秋田県に貸出しを求めた文書は五十点である。文書の原

記(以下略)

本に返却に関する情報が書き込まれているものについては、年月日を記載した。また本館の資料番号と一致するものについては、資料番号を記載した。返却の記載がないものであっても、本館で所蔵していることが確認できる資料が多いことから、明治三十八年か三十九年には概ね返還されたと考えられる。

ここで注目すべきは次の二点である。まず第一は「卒家譜」や「士族卒明細短冊」は、前述した「新書籍目録」に記載されていることから、大蔵省からの貸出しが求められた時点では、図書館が所蔵していたということである。つまり、これらの資料は、明治三十二年(一八九九)県庁から図書館に貸出され、政府の求めに応じ、図書館から引き上げられ、東京へ送られたということになる。すなわち、図書館から県への資料の返還は、行政上必要な資料を引上げたということになる。続いて第二は、資料番号である。この項目の中で「A」の記号がついたものが「郷土資料(A)」の資料であることを示す。一方「930103-」のついた「卒家譜」や「士族卒明細短冊」のような資料や「県A」「県B」「県D」の記号がついた資料は、平成五年の本館開館時、県庁の書庫から移管された資料である。これらの資料は、大蔵省から返却された後、図書館へは移管されずに、平成

(表9)明治34年5月 大蔵省へ貸出した公文書一覧(「知事官房事務簿」J930103-08744)

No.	資料名	点数	返却の記載	公文書館資料番号	備考
1	卒家譜	31		930103-11479~11510	
2	士族卒明細短冊 21~23号 大館十二所分	3		930103-11525・11526	1冊所蔵なし
3	士族卒明細短冊 26・27号 横手分	2		930103-11528・11529	
4	士族卒明細短冊 28号 横手岩崎分	1		99-142	
5	士族卒明細短冊 33号 本荘分	1		930103-11534	
6	士族卒明細短冊 24・29号 角館分	2		930103-11527・11531	
7	士族卒明細短冊 30号 湯沢院内分	1		930103-11532	
8	士族卒明細短冊 31号 本荘並湯沢院内分	1		930103-11533	
9	士族卒明細短冊 19・20号 山本郡全部	2		930103-11523・11524	
10	士族卒明細短冊 無号 矢嶋町分	1		930103-11537	
11	士族卒明細短冊 25号 角館・刈和野・角間川	1			所蔵なし
12	卒召抱調	1	明治38年10月27日		
13	軍功二付百姓町人へ扶持米遣候人員調	1	明治38年10月27日	A317-102	
14	未御召立不相成浪人帳 天地	2	明治38年10月27日	県D-10	
15	家人取調中士下士卒御取扱ノ分 上下	2	明治38年10月27日	県D-9	
16	卒被召抱御届控	1	明治38年10月27日		所蔵なし
17	士族本禄外現石賞典	2		A317-085	
18	家禄扶持米両様賞典			A317-085	
19	家禄賞典			A317-085	
20	格合昇進原禄増加調			A317-086	
21	卒本禄外終身現石賞典				
22	士族二三男終身扶持米賞典				
23	元陪従年限扶持米増加賞典				
24	平民終身扶持米賞典			A317-086	
25	元陪従永世士族抱取調	2		A317-083	
26	元陪従永世卒抱取調				
27	元陪従士年限抱取調				
28	元陪従卒年限抱取調			A317-084	
29	士族卒本禄外終身扶持米取調				
30	復籍調				
31	士族卒隠居二三男終身扶持米取調				
32	代替家禄減却取調				
33	一代限或ハ二代限士族抱取調 附年限抱取調				
34	小役銀譯書				
35	諸家陪臣家筋不審答書 共6冊之内	1	明治38年10月27日	A288.3-35/県A-113	
36	陪臣家筋取調書 共6冊之内	5	明治39年3月7日	県D-8-1~5	
37	家人取調 明治3年	1	明治39年3月7日	県A-187	
38	横手士族召抱人別由緒書 明治4年	1	返却	県B-920-76	
39	家人家筋取調帳	1	返却	県D-7	
40	先官取調ノ俣写取候事	1	返却		該当なし
41	家人家筋書上帳	1	返却	県A-189	
42	卒抱替帳 明治4年	1	返却		該当なし
43	元陪従士卒代数調 明治6年	1	明治38年10月27日	930103-11479	
44	小場為治元家人筋目 明治4年	1	返却	県B-920-77	
45	御城下元陪臣年限二人扶持人員調	1	返却		該当なし
46	戸村秀雄家人筋目書 明治4年	1	明治39年3月7日	県D-7	
47	式人口扶助米人別調		返却	930103-11194	
48	御城下卒并同年限二人扶持人員調	1	返却	930103-11192	
49	旧官員申送 明治6年	1	明治39年3月7日	930103-01919	
50	願窺御指令済 共2冊之内	1	明治38年10月27日	930103-11558	

〈表10〉昭和十五年九月三日 大蔵省で汚損した貸出公文書一覧
 (「知事官房事務簿」30103-8744)

No.	資料名	点数
1	金禄公債台帳(表紙汚損シテ不明ノモノアリ)	29
2	旧藩公債証券	1
3	還禄資金台帳	1
4	卒召抱調 岩崎県(表紙破損)	1
5	士族禄高取調帳(表紙汚損シテ不明ノモノアリ)	8
6	士族卒禄高取調帳	2
7	諸救助貸下金明細帳	1
8	家禄奉還資金大帳	1
9	元陪従士年限抱取調	1
10	士族卒二三男戊辰軍功ニ付昇進新抱禄高一生涯扶持方取調帳	1
11	卒抱替纏	1
12	秩禄証書譲受帳	1
13	二三男隊長書出外自分書出	1
14	秋田県士族賞典録金券調(表紙汚損シテ不明)	1
15	秩禄証書割印帳	1
16	卒禄高取調帳	1
17	秋田県貫属卒世襲之者取調	1
18	二三男自分書出(表紙汚損シテ不明)	1
19	隊長書出二三男等級調	1
20	諸郷二三男軍功調	1
21	負債取調帳(新債)	1

五年まで県庁の書庫に留め置かれた資料ということになる。

続いて次の資料も紹介したい(41)。

蔵理第一三五七三号

昭和十五年九月三日

大蔵省理財局

秋田県庁御中

秩禄処分調査ノ必要上予テ当省ニ於テ借覧中ノ貴庁保管ニ係ル
 秩禄関係書類ハ調査略完了シ御返戻ノ手筈ニ相成居候処、去ル
 六月二十日不計モ当省類焼ノ災厄ニ遭遇シ、必止ノ努力ヲ以テ
 搬出ニ努メタル結果、大部分焼失ヲ免カレ候処、該書類ハ他県

ノモノト共ニ相当数量有之、搬出ノ際混乱シ、内ニ
 ハ表紙ノ汚損甚タシキモノ、或ハ脱落シタルモノ、
 又ハ一部類焼シタルモノ等モ有之、甚タ遺憾ニ候モ
 不悪諒承相成度候。其ノ後鋭意生理ニ勉メ、漸ク貴
 県ノ分別記ノ通り一部判明致候ニ付、別途通運便ヲ
 以テ一応及返戻候条、御査収相成度候。

追テ御査収ノ上ハ、其ノ旨御回報相煩度候。

秋田県

別記(以下略)

これは、昭和十五年(一九四〇)秩禄処分ノ調査を
 行うため、県から大蔵省に貸出した資料が、大蔵省の
 庁舎に火災が発生したため、一部の文書に汚損が発生
 したことを通知した文書である。別記以下には文書
 名が列記されているので、それを〈表10〉に示す。

ここに記載された二十一点の資料については、本館
 で所蔵の可否を調べたが確認できなかった。ここで指
 摘したいのは、秩禄処分の調査は明治三十四年の一回

きりでなく、複数回行われているという点である。次に貸出した公文書は藩士の出自を確認するのに有益な資料ばかりであるという点である。しかも秋田藩士といっても、戊辰戦争により取り立てられた二三男や陪臣が対象者であるようだ。明治初年の新しい身分制度を創出する際、陪臣は直臣に仕えた年数の古さにより士族と卒族に分けられている。卒族に繰り入れられた者は、明治五年（一八七二）卒族廃止により平民に編入されたので、卒族から士族へ編入された人たちの出自を調べる必要があったのだろう。

ここで改めて「県B」や「県D」の目録を見ると、系図はあるものの、やはり戊辰戦争がらみのものや陪臣の系図が目立つ。これもまた、秩禄処分調査に必要で残された資料である可能性を示すものばかりである。

以上ここまでをまとめると、県庁から図書館へ貸出された資料とそのまま県庁に常備された資料の分かれ目は、非現用の文書か現用文書かにあったということが指摘できる。

2 民間資料の受入れについて

次に〈表7〉の明治三十二年に移管された以外の資料、しかも年代が判明する一、六七二点の資料の図書館受入れについて述べる。

明治四十四年（一九一一）から平成二年（一九九〇）までの「郷土資料（A）」図書館受入れの推移を〈グラフ1〉に示す。

すると、図書館が古文書を受け入れる波は戦前と戦後の二度、と

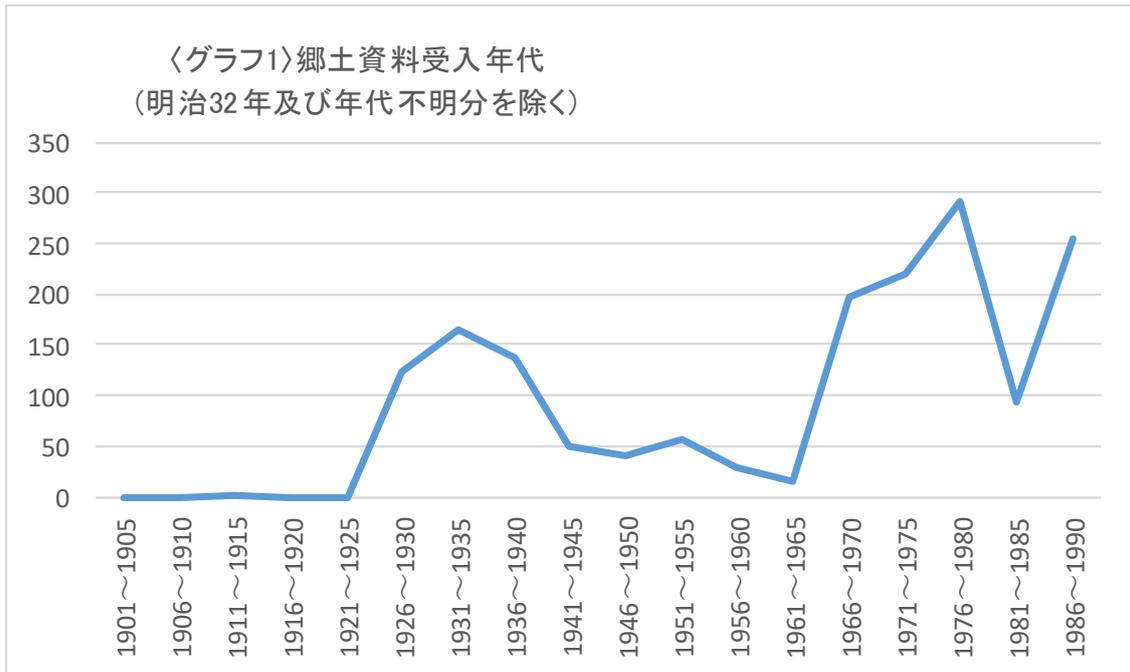
りわけ一九六六年以降、つまり昭和四十年代から急増している。

〈表1〉に示したとおり、戦後、図書館では、旧藩主の資料である「佐竹文庫」、横手の所蔵である戸村家の旧蔵文書「戸村文庫」等、数量の多いまとまった古文書群の寄贈が相次ぐようになった。「郷土資料（A）」には、右のような大規模な古文書群と異なり、数量的に少ない古文書が持ち込まれた際に入れられた。従って、グラフの線は、秋田県内で旧所蔵者の手を離れて市中に出回る古文書のサンプル数であるともいえる。

昭和四十年代に増加するのは、旧所蔵者たちが社会的要因で古文書類の所蔵が困難になったか、それまで自家に伝存してきた古文書を以後も所蔵し続ける意識の低下を意味するものである。

昭和四十六年（一九七一）図書館では古文書解読教室が始まっている。折しも小畑知事主導による生涯教育の施策がとられるようになった時期と軌を一にしており、教室の開催は、県民の生活水準の向上とともに歴史への探求熱が高まったという背景がある。

前章で述べたように、古文書の保存運動は昭和二十年代に始まり、昭和三十年代から県市レベルで歴史資料保存機関の設立が相次ぐようになる。本県においては、平成五年（一九九三）十一月二日の本館開館まで、民間資料の収集・保存・公開の役割を担ったのは図書館だった。そしてこれも前章で述べたが、図書館では古文書整理が



追いつかず、未整理資料の増加に苦慮していた。グラフの線は、本館開館前夜、図書館が増加傾向にあった古文書類の寄贈に懸命に取り組んだ軌跡でもある。

小 括

以上、本章では「郷土資料（A）」の受入年代に着目し、検討を加えた。その結果、次の三点の特質を見出すことができた。

第一は「郷土資料（A）」の中核となる資料は、明治三十二年（一八九九）に県庁から貸出された旧藩士の系図類という点である。

第二は、県庁は図書館に系図資料を貸出するものの、国から秩禄処分の照会があった藩士の系図については返却させて、対応したという点である。ここから県庁から図書館に貸出された古文書・系図類は、行政の非現用文書だったということが出来る。

第三は、県庁から大量に貸出された系図類を除き、民間から寄贈された資料に着目すると、受入年代の最初のピークは戦前、そして昭和四十年代以降に増加し続けたという点である。

三 秋田藩家蔵文書の分析

本章では「郷土資料（A）」に含まれる「秋田藩家蔵文書」のデータ整備を通して判明したことを述べる。

「秋田藩家蔵文書」とは、江戸時代、秋田藩が藩士に対し、それぞれの藩士が持つ古文書類を提出させ、それを臨写したものである。この先行研究は、「秋田藩家蔵文書」の成立過程をはじめとして、秋田藩の修史事業との関連や近世前期における秋田藩の政治史、そして中世における常陸を中心とした東国史があり、多くの研究対象となり、さらに活用されてきた(42)。今回、「郷土資料（A）」の目録整備を契機に、「秋田藩家蔵文書」の目録を整備する機会ができた。「所蔵者」と「作成年代」、「所蔵者」と「文書発給者」のそれぞれの資料情報を対照することにより、新たな「秋田藩家蔵文書」の性格が明らかにすることができるので、この点について述べる。

1 家蔵文書の「所蔵者」と「作成年代」の分析

本節では「所蔵者」とその「作成年代」の観点から対照し分析することにより、古い年代の家蔵文書の「所蔵者」を明確にし、資料群の性格を見出す。

「秋田藩家蔵文書」は目録を含めて六十一冊(点)にまとめられており、文書の総件数は三、九七四件である(目録を除く)。そのうち年代不明となっている件数は、一、六〇四件であり四〇・三%と

なる。年代が明確となっている二、三七〇件を対象とし、傾向をつかみやすくするため、次のような時代区分を設定する(43)。

- ① 「鎌倉時代(一一八五～一三三三)」
- ② 「室町時代(一三三六～一五七三)」
- ③ 「南北朝時代(一三三六～一三九二)」
- ④ 「戦国時代(一四六七～一五七三)」
- ⑤ 「安土・桃山時代(一五七三～一六〇〇)」
- ⑥ 「関ヶ原の戦いから大坂の役(一六〇〇～一六一五)」
- ⑦ 「大坂の役以降(一六一六～一七九九)」

なお「秋田藩家蔵文書」の一番新しい年代は一七九九年である。

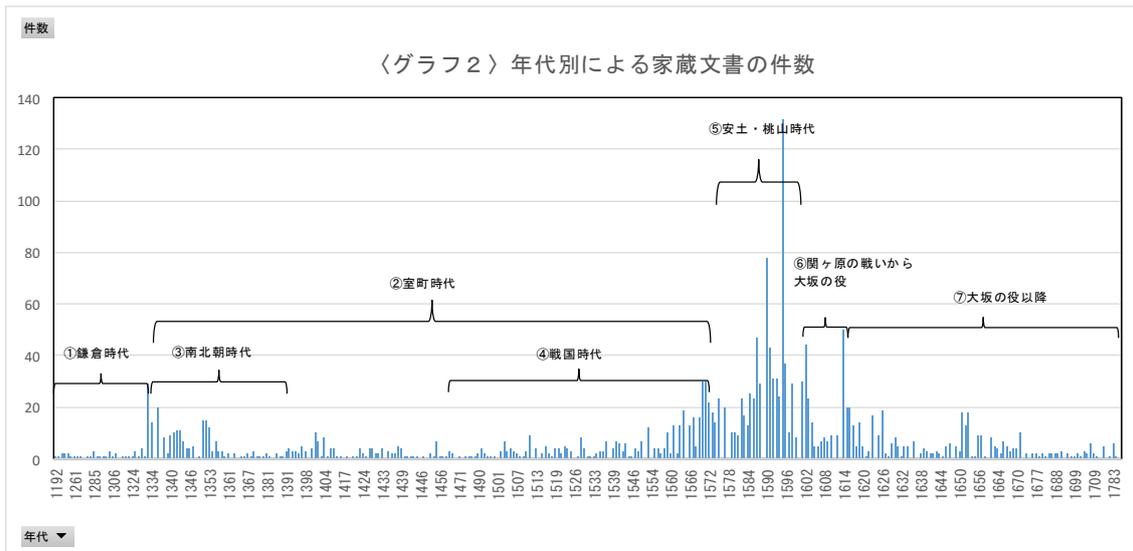
ここに「秋田藩家蔵文書」の各文書を当てはめると①七一件、②八〇一件、③二二〇件、④四四七件、⑤八六〇件、⑥二九六件、⑦三八二件となる。これを(グラフ2)で可視化する。対象の時代がそれぞれ一定期間ではないが、グラフの傾向として、⑤安土・桃山時代における期間に対して家蔵文書の件数が圧倒的に多い。

(表11)に年代別の家蔵文書件数上位十をまとめたが、特に文禄

〈表11〉家蔵文書の年代別上位件数

年代	件数
1595	132
1590	78
1589	66
1600	50
1614	50
1587	47
1602	44
1591	43
1596	37
1592	31

四年(一五九五)が一二二件と群を抜いて多い。この前年、文禄三



年に責任者石田三成のもと「太閤検地」が常陸国でも実施され、文禄四年六月に佐竹義宣(44)は五万五八〇〇石を豊臣秀吉から宛行われた(45)。

このことから「知行宛行状」の古文書が多く、「佐竹義宣知行充行状」「佐竹家(奉行連署)知行充行状」「佐竹家(奉行入)知行充行状」は文禄四年だけでも一四件が確認でき、八六・三%を占める。「知行宛行状」の多さに佐竹義宣と家臣団との常陸国時代以来の結びつきの強さがみえてくる。次いで、天正十八年(一五九〇)同十七年の年が多くなっている。二番目に件数が多い天

正十八年は、七十八件のうち佐竹義宣に関する書状が最も多く三十三件だった。天正十七年は、六十六件のうち二十六件が佐竹義宣に関する書状である。三番目の十九件は東義久(46)に関する書状である。四番目に件数が多い慶長五年(一六〇〇)には、文書発給者上杉景勝・直江兼統の名前が見られる。関ヶ原の戦い以前の日付(関ヶ原の戦いは九月十五日)が多く、西軍方関係のものと考えられ、その時代の情勢を窺うことができる。同じく五十件と出ている慶長十九年(一六一四)について、佐竹義宣による「知行宛行状」の件数が二十七件に及ぶ。日付は、九月二十五日が二十四件、九月二十七日が三件であり、大坂冬の陣(十一月)以前のため関連性があるかは定かではない。ここまでのところでは、「所蔵者」と「作成年代」の関連性を見いだすことが難しい。しかし、①「鎌倉時代」と③「南北朝時代」では、その傾向が見えてくる。

このことを述べる前に、家蔵文書の所蔵者において誰が多く所持していたかを明らかにし、情報を整理する必要がある。

家蔵文書所蔵数の多い者(六十件以上持っている者を対象とした)を(表12)にまとめた。年代が不明なものも含めて百件以上を超える者は、岡本又太郎元朝・白川七郎兵衛朝盈・真壁甚大夫安幹・茂木筑後知量らである。さらに赤坂忠兵衛光康・酒出金太夫季親の二人を加えて、この六人は特に鎌倉時代と南北朝時代との関連性が見えてくる。

〈表12〉家蔵文書の所蔵数上位者

	文書所蔵者名	個別の所蔵数 (年代が不明も含む)	個別の所蔵数 (年代が明確なもののみ)	年代が明確なものを所持 している割合
1	岡本又太郎元朝	178	117	65.7%
2	白川七郎兵衛朝盈	143	133	93.0%
3	真壁甚大夫安幹	120	66	55.0%
4	茂木筑後知量	110	81	73.6%
5	赤坂忠兵衛光康	82	58	70.7%
6	酒出金大夫季親	69	51	73.9%

〈表13-1〉鎌倉時代の年代別所蔵者

年代	1192	1222	1229	1253	1256	1258	1261	1264	1265	1269	1270	1272	1285	1288	1289
総計	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
岡本又太郎元朝				2									2	1	1
白川七郎兵衛朝盈								1							
真壁甚大夫安幹			2							1	1				
茂木筑後知量	1	1			2	1							1		
赤坂忠兵衛光康							1		1						
酒出金大夫季親															
大山弥大夫義次															
船尾鞠負昭陳															
年代	1299	1300	1303	1306	1313	1316	1317	1318	1321	1324	1326	1327	1329	1331	1333
総計	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	3	1	4	1	29
岡本又太郎元朝											3		3		8
白川七郎兵衛朝盈		1								1					15
真壁甚大夫安幹	1		1	1		1									
茂木筑後知量			2		1			1	1				1	1	1
赤坂忠兵衛光康					1							1			2
酒出金大夫季親															2
大山弥大夫義次															
船尾鞠負昭陳															

* 1272年・1317年・1333年における所蔵者はこの表に含まれていない

〈表13-2〉表13-1の資料番号

所蔵者	資料番号	件名番号
岡本又太郎元朝 20件	A280-069-10	001.002.003.004.005.006.007.008.010.011.012.013.015.016.017. 039.165.166.167.168
白河七郎兵衛朝盈 18件	A280-069-26	001.002.003.004.078.079.080.081.082.083.084.085.086.087.088. 089.090.091
真壁甚大夫安幹 8件	A280-069-12	001.002.091.092.093.094.111.113
茂木筑後知量 14件	A280-069-14	001.003.004.005.068.069.070.071.072.073.074.075.076.077
赤坂忠兵衛光康 6件	A280-069-20	008.009.010.011.013.015
酒出金大夫季親 2件	A280-069-18	001.002

〈表14-1〉南北朝時代の年代別所蔵者

	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1357
総計	14	14	20	26	8	2	9	10	11	11	7	4	4	5	6	1	15	15	12	3	7	3
岡本又太郎元朝	2	2	2	3	3		3	1	2	2	1	2	2	1	1	1	2	5	2		1	2
白川七郎兵衛朝盈	6	12	11	17	2	2	4	8	4	6	3	1	2		4		6	1		1	1	
真壁甚大夫安幹											2			1			2	2				2
茂木筑後知量	4		5	4	2		2			1		1		1			3		3			1
赤坂忠兵衛光康	1									1	1				2			5	5	1		
酒出金大夫季親			2	2						1								2				
大山弥大夫義次																						
松尾朝負昭陳																						
	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1371	1375	1377	1378	1380	1381	1383	1384	1385	1388	1390	1391	1392
総計	3	1	2	4	2	2	1	1	2	1	3	1	1	1	2	1	2	2	1	1	3	4
岡本又太郎元朝	1		1													1						
白川七郎兵衛朝盈																						1
真壁甚大夫安幹												1										
茂木筑後知量	2	1		2	1		1	1	1		1			1	1		2		1			
赤坂忠兵衛光康										1			1		1							1
酒出金大夫季親							1															2
大山弥大夫義次				2																		
松尾朝負昭陳																						

〈表14-2〉表14-1の資料番号

所蔵者	資料番号	件名番号
岡本又太郎元朝 43件	A280-069-10	009.014.018.019.020.021.022.023.024.025.026.027.028.029.030. 031.032.034.035.036.037.038.040.041.042.043.044.045.046.047. 048.049.050.051.052.053.054.055.056.057.059.170.171
白河七郎兵衛朝盈 92件	A280-069-26	005.006.007.008.009.010.011.012.013.014.015.016.018.019.020. 021.022.023.024.025.026.027.028.029.032.033.036.037.038.039. 058.059.060.064.068.069.070.071.072.075.076.077.092.093.094. 095.096.097.098.099.100.101.102.103.104.105.108.109.110.111. 112.113.114.115.116.117.118.119.120.121.122.123.124.125.126. 127.128.129.130.131.132.133.134.135.136.137.138.139.140.141. 142.143
真壁甚大夫安幹 10件	A280-069-12	003.045.087.088.089.090.095.096.106.110
茂木筑後知量 42件	A280-069-14	002.006.007.008.009.010.011.012.013.014.015.017.018.019.020. 021.022.023.024.025.026.027.028.029.030.031.032.033.034.078. 079.080.081.082.083.084.085.086.087.088.089.099
赤坂忠兵衛光康 20件	A280-069-20	012.014.016.017.018.019.020.021.022.023.024.025.026.027.028. 029.030.031.032.033
酒出金大夫季親 10件	A280-069-18	003.004.005.006.007.008.009.010.011.012

〈表12〉をもとに①「鎌倉時代」の所蔵者と年代別を〈表13-1-2〉でまとめる。ここに家蔵文書所蔵数の多い岡本又太郎元朝・白川七郎兵衛朝盈・真壁甚大夫安幹・茂木筑後知量・赤坂忠兵衛光康・酒出金大夫季親の名がでてる。すなわち、古い年代の古文書を所持していた藩士は、家蔵文書の所蔵数が多い傾向にあることが分かる。

続いて〈表14-1・2〉で③「南北朝時代」を取り上げる。多くのデータのもと傾向をつかむために一三三四年から統計をとると、ここでも家蔵文書所蔵数の多い者たちが、古い時代の古文書を所持していることが分かる。

先ほど述べたことと重複するが、本章において見てきた「秋田藩家蔵文書」における家蔵文書の

「所蔵者」と「作成年代」の関係性については、次の三点を指摘することができる。

第一は、古い年代の家蔵文書の所持数が多い者は、家蔵文書の所持数も多くなることである。また、南北朝期になると白川七郎兵衛朝盈・岡本又太郎元朝・茂木筑後知量の所持数が一段と多くなっており、この時代の彼らの活動を垣間見ることができる。

第二は、文禄四年（一五九五）における「知行宛行状」の多さから、秋田藩士にとっては、常陸国以来の佐竹義宣との結びつきの強さが大切だった点である。

そして第三は、藩の修史事業担当者である岡本又太郎元朝の家蔵文書所蔵数が一番多いという点である。

2 家蔵文書の「所蔵者」と「文書発給者」の分析

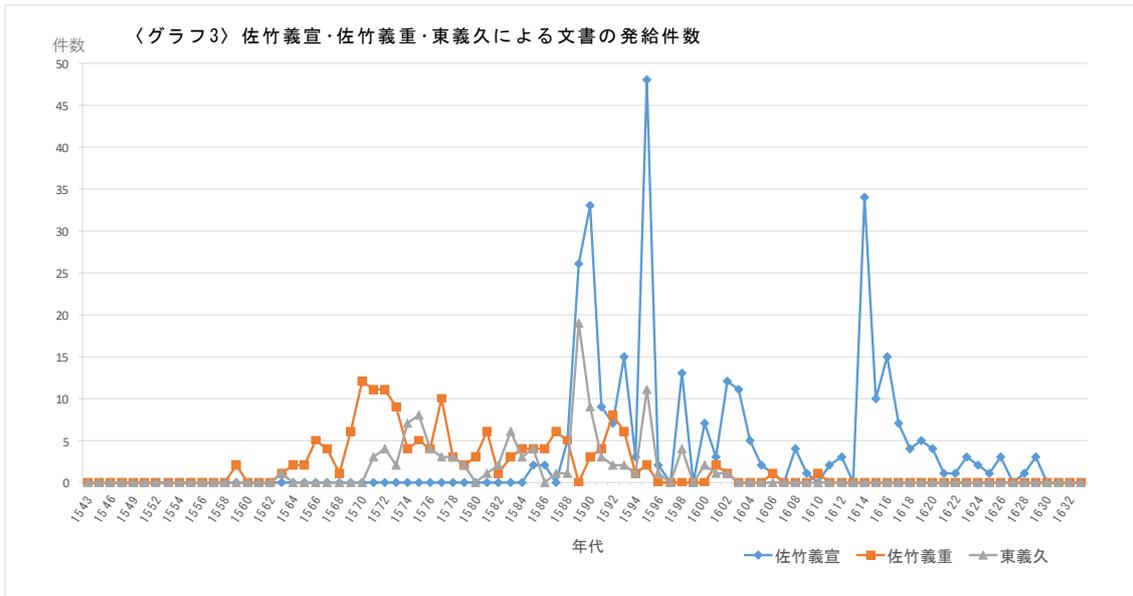
本節では、「所蔵者」と「文書発給者」の関連という観点から、対照し分析をすることによって前節とは異なる視点で「秋田藩家蔵文書」の性格を明らかにする。

家蔵文書総件数三、九七四件（目録を除く）のうち「文書発給者」が明確なものは三、八一一件である。まずはデータ項目として共通の差出人を分類すると一、〇七一件にまとまった。そのうち文書発給者として、件数が十件以上の差出人五十八件を（表15）にまとめた。上位から分家を含めた佐竹一門の名前が続き、上位六人は佐竹

義宣・佐竹義重（47）・東義久・佐竹義昭（48）・佐竹義隆（49）。

〈表15〉文書発給者別の家蔵文書件数

差出人	個数	差出人	個数	差出人	個数
総計	3,811	足利成氏	26	光聚院	13
佐竹義宣	361	岩城重隆	25	最上家親	13
佐竹義重	262	足利晴氏	25	小野寺保道	13
東義久	148	北義斯	25	東義堅	13
佐竹義昭	91	佐竹義処	23	芳賀高継	13
佐竹義隆	88	小場義成	23	北義廉	13
佐竹義篤	73	戸村義国	22	北畠親房	13
岩城貞隆	60	足利高基	22	佐竹義長	12
小場義易	49	最上義光	20	伊達政宗	11
足利政氏	47	白河義親	20	久世広之	11
佐竹義舜	46	田中隆定	18	南義種	11
北義憲	44	吉良貞家	16	戸沢政盛	10
人見主膳・和田安房守	43	足利満貞	16	小山秀綱	10
秋田実季	41	足利義氏	15	小田氏治	10
豊臣秀吉	33	足利持氏	15	人見主膳	10
岩城常隆	31	小貫大蔵・人見主膳	14	石田三成	10
小野寺義道	31	足利尊氏	14	東義喬	10
梅津憲忠	31	和田昭為	14	徳川秀忠	10
宇都宮国綱	29	宇都宮広綱	13	芳賀高定	10



〈表16〉佐竹一門による文書発給の上位所蔵者

	佐竹義篤	佐竹義昭	佐竹義重	佐竹義宣	佐竹義隆	東義久	総計
総計	73	91	262	361	88	148	1,023
赤坂忠兵衛光康			32	6		1	39
船尾靱負昭陳		5	14	9		8	36
大山弥大夫義次	1	9	10	7		2	29
向源左衛門守政				28			28
真壁甚大夫安幹		3	7	18			28
和田掃部助為重		2	1	19			22
太縄加兵衛久智	5		4	7		5	21
佐竹六郎義方			3	10	5		18
松野右市助綱利	1	1	10	4		1	17
真崎兵庫廻純	2		6	7	2		17

佐竹義篤(50)となる。特に義宣・義重・義久に着目し、生存期において文書の発給件数を〈グラフ3〉にまとめた。佐竹義宣の発給件数は、前章でも取り上げたように「知行宛行状」を中心に多い。ここで注目したいのは、佐竹家分家の東義久である。東義久は年代別では義宣の父義重よりも発給件数が多く、同時期の活動がみられる。『茨城県史料 中世編Ⅳ』では、「彼は武将であり、優れた外交官でもあった。豊臣秀吉や石田三成などとの交渉には、ほとんど彼があたった。文禄四年、秀吉から六万石を与えられ、直臣扱いを受けている」とまとめられている(51)。

ここで文書発給件数の上位六人の佐竹一門の文書について所蔵している者を〈表16〉にまとめた。ここでは上位所蔵数十名までとした。すると、前章で取り上げた六名「岡本又太郎元朝・白川七郎兵衛朝盈・真壁甚大夫安幹・茂木筑後知量・赤坂忠兵衛光康・酒出金大夫季親」のうち、真壁(総数二〇〇件)と赤坂(総数八十二件)のみが上位六人の佐竹一門からの文書所持数が多い者として出てき

〈表17〉各氏ごとの所蔵家蔵文書の発給者別上位

順位	岡本又太郎元朝		白川七郎兵衛朝盈		真壁甚大夫安幹	
	総計	178	総計	143	総計	120
1	足利政氏	16	(空白)	16	佐竹義宣	18
2	(空白)	15	北畠親房	13	足利高基	14
3	岡本隆広	9	吉良貞家	8	足利政氏	10
4	岡本良円	8	足利満貞	8	佐竹義重	7
5	佐竹義舜	7	結城宗広	6	足利成氏	7
6	足利尊氏	7	五辻清顕	6	足利晴氏	6
7	小山秀綱	5	足利氏満	6	真壁朝幹	5
8	上杉朝良	5	鎮守軍監有実	5	真壁顕幹	4
9	他阿弥陀仏	5	勘解由次官	4	佐竹義昭	3
10	岩城重隆	4	左中将	4	薄国幹	3
順位	茂木筑後知量		赤坂忠兵衛光康		酒出金大夫季親	
	総計	110	総計	82	総計	69
1	足利政氏	12	佐竹義重	32	畠山基国	5
2	足利成氏	7	吉良貞家	7	佐竹義基	4
3	佐竹義舜	6	佐竹義宣	6	亮致・貞兼	4
4	足利基氏	6	足利満貞	6	足利義満	3
5	佐竹義宣	3	関東	3	大館晴光	3
6	沙弥	3	石川親光	3	佐竹義昭	2
7	沙弥明阿	3	沙弥	2	佐竹澄常	2
8	小田氏治	3	石川光隆	2	細川持之	2
9	茂木知政	3	石堂義元	2	細川勝元	2
10	完倉実康	2	足利義持	2	細川満元	2

た。他の者たちに着目すると、岡本九件（総数一七八件）・白川〇件（総数一四三件）・茂木五件（総数一一〇件）・酒出三件（総数六十

九件）と家蔵文書の所持数に対して佐竹家当主（義篤の生年…一五〇七〜義隆の没年…一六七二）と東義久の割合が少ない。

さらに岡本・白川・真壁・茂木・赤坂・酒出の所蔵している家蔵文書の発給者を上位十ずつ抜き出し（表17）にまとめた。

発給者は、南北朝の動乱や享徳の乱など戦乱期における有力者の名前が見られた。白川は北畠親房（52）、酒出は畠山基国（53）の発給の文書が多い。また、足利満貞（54）・足利成氏（55）・足利政氏（56）・足利高基（57）・足利晴氏（58）といった古河公方五代のうち四代の歴任者の名前が見られる。この人物たちは、十五世紀半ば〜十六世紀半ばの室町時代の中期・後期で活動がみられる人物である。ここ

〈表18〉古河公方による文書発給の家蔵文書所蔵者

	家蔵文書の所蔵者	足利成氏	足利政氏	足利高基	足利晴氏	総計
1	宇都宮帯刀典綱	1		1		2
2	塩市右衛門秀森	2	2	1		5
3	塩谷彦五郎					0
4	塩谷民部方綱					0
5	岡本又太郎元朝		16	1		17
6	完戸勘四郎治央					0
7	古尾谷掃部右衛門貞香					0
8	高柿彦右衛門重行		1			1
9	根本孫左衛門行生					0
10	渋江内膳処光				1	1
11	小峰治部左衛門					0
12	小野崎権大夫通貞	2		1		3
13	真崎兵庫処純		1			1
14	真壁甚大夫安幹	7	10	14	6	37
15	真壁善九郎				1	1
16	真壁孫左衛門				1	1
17	石井太郎右衛門忠直				1	1
18	赤坂忠兵衛光康					0
19	糟谷与三右衛門高忠	1				1
20	大山弥大夫義次	4				4
21	大塚九郎兵衛資名		1	2		3
22	田代三喜				1	1
23	田代三喜昌保		1		4	5
24	田代隼人				6	6
25	白川七郎兵衛朝盈					0
26	武茂右馬充某				1	1
27	福田平右衛門家盈	1				1
28	片岡源七正明				1	1
29	茂木筑後知量	7	12	1	2	22
30	和知儀左衛門			1		1
31	和田掃部助為重		3			3
32	築主水綱光	1				1
	総計	26	47	22	25	120

でさらに彼ら古河公方に絞って（表18）にまとめた。

四代の古河公方の発給数で一二〇件にのぼる。所蔵者で見ると真壁三十七件・茂木二十二件・岡本十七件と上位である。

本章において見てきた「秋田藩家蔵文書」における「所蔵者」と「文書発給者」の関連性は以下の通りになる。

①「文書発給者」の件数だけで見ると、佐竹一門が圧倒的に多かった。その中でも分家であるが東義久による活動が目立っていた。

②家蔵文書の所持数が多かった岡本・白川・真壁・茂木・赤坂・酒出を分析したところ、岡本・白川・茂木・酒出らは家蔵文書所持数に対して佐竹家発給の家蔵文書が少ないことが分かった。

この②に関しては、彼らの出自という観点も考える必要がある。参考に彼らの出自を簡単に（表19）にまとめた。鎌倉時代以来の地頭や在地領主を祖としている者たちが多いことが分かる。

〈表19〉各氏の出自

No.	人物	出自
1	岡本又太郎元朝	岡本氏は陸奥国岩崎群可成から出ており、岡本氏の祖は鎌倉時代中期の岡本又太郎親元。中世の可成村の地頭、鎌倉幕府の御家人だった。また、南北朝時代を足利尊氏(北朝側)に従うことによって勢力を発展させた。しかし、その後15世紀に入ると岩城氏に圧迫され、臣従するにいたる。過程は不明だが、その後佐竹氏に仕えている。
2	白川七郎兵衛朝盈	奥州白河荘を本拠として、中世にて威をふるった白川結城氏の後裔。朝盈の祖先の一人結城宗広は、南北朝時代奥州の南朝方の重鎮として活躍した。戦国時代には、同族から家督を奪われて白河へと戻った。その後、大坂の役のあと秋田藩に仕官している。
3	真壁甚大夫安幹	真壁氏は、平安時代末期から戦国時代末期までの約400年間、常陸国真壁郡を本拠として活動した常陸平氏の一族。戦国時代の末期には佐竹氏に従い、秋田移封の際従った。
4	茂木筑後知量	下野国茂木を本拠とした。茂木氏は八田知家の後裔であり、鎌倉時代の初め、知家が茂木郡の地頭となってから戦国時代末期までこの地で活動した。戦国期の茂木氏は佐竹氏に従い、秋田移封ではともに移った。
5	赤坂忠兵衛光康	陸奥国石川郡に十一世紀以来領主的な基盤をもった源姓石川氏の一族。元龜年間(1570~1573)に石川領は南方を佐竹義重に侵略され、この頃に佐竹氏の配下に属した。
6	酒出金大夫季親	祖季義(佐竹秀義(19)三男)が久慈西郡酒出の地を与えられたことに始まる。季義は北酒出、兄の義茂が南酒出を相伝して2つの家が誕生した。季義の子孫は、室町幕府との強いつながりをもち活動した。

*『茨城県史料 中世編Ⅳ』を参考に作成

小括

本章では、「郷土資料(A)」の利活用の推進のため、資料群の成り立ちの調査、「秋田藩家蔵文書」の階層設定、家蔵文書の「所蔵者」という視点から「作成年代」と「文書発給者」という観点から分析を行った。これにより二点の結果にまとめることができる。

第一は、ファイルレベルである「郷土資料(A)」のデータとアイテムレベルの「秋田藩家蔵文書」のデータを統合したことにより、以前より利用しやすくなったことである。今後、このデータを公開することにより一層の利活用が進んでほしい。

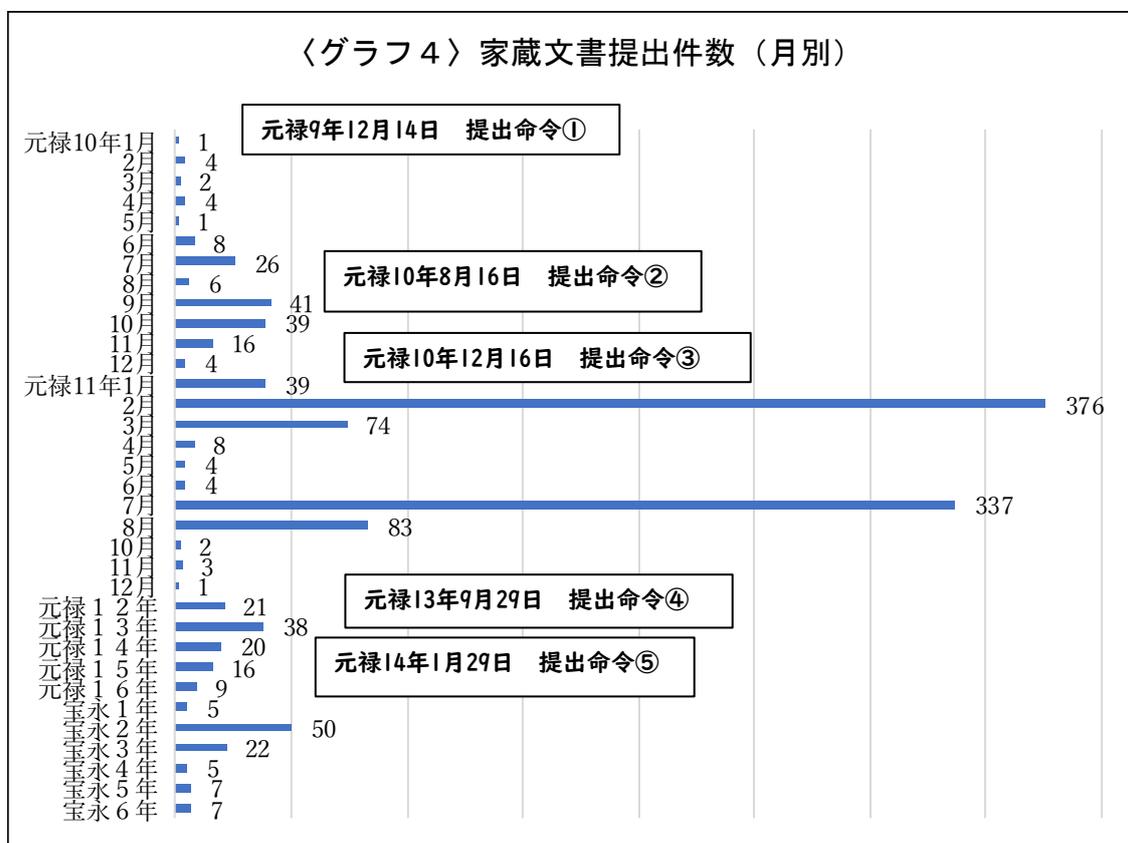
第二は、家蔵文書の所蔵数が多い者たち(岡本・白川・真壁・茂木・赤坂・酒出)は、古い作成年代のものを所持し、中には文書発給者の名前として南北朝の動乱(後醍醐天皇の南朝方で活躍した北畠親房)や享徳の乱(古河公方の足利成氏)といった戦乱期の権力者がみられた。彼らの出自が鎌倉時代以来の地頭や在地領主ということもあり、権力者との結びつきが発生している。また、「文書発給者」は圧倒的に佐竹一門が多いものの、岡本・白川・茂木・酒出らは佐竹家の家蔵文書の少なさがみられた。

四 「家蔵文書」提出命令について

秋田藩の修史事業は、元禄十年（一六九七）に始まる。藩士諸家に系図や証書類の提出を命じ、それらが「佐竹家譜」の編纂に用いられた。さらに、その副次的産物として「秋田藩家蔵文書」「佐竹氏系図」「諸土系図」などといった史料が残されることとなった。

本章では藩士諸家からの「家蔵文書」の提出について、その提出時期や月ごとの提出件数のばらつきについて、グラフを基に考察したい。（グラフ4）は「家蔵文書」作成の年月日を基に作成し、提出命令の日付については、「国典類抄 前編 嘉部」(AS209-175-38)「御文書取纏」に拠った。

修史事業の始まりに合わせ、元禄九年十二月十四日に最初の「家蔵文書」提出命令が出されている。「写」の提出指示だったためか提出件数は伸びず、翌年七月二十八日に岡本元朝が文書改奉行に就任すると本書（原本）提出に方針を改めている。それでも微増に止まると、「御記録由緒不被載置面々御許容有間敷候」と藩の記録に載らない由緒は認めないという強硬手段に出た。その提出命令が元禄十年十二月十六日のものである。期限を翌年の一・二月の二ヶ月に切ったこともあり、二月に提出は急増している。続く三月も事情を考慮したものを追加で受け付けているが、四・五・六月は低調である。グラフでは七月に二つ目の「ヤマ」がきているが、これについては、「国典類抄」に提出命令の記載がなく、これまでの先行研究でも取



り上げられてはいないようである。「岡本元朝日記」の元禄十一年分は現存せず、「岡本元朝日記抄」には元禄十一年の記載が若干あるものの、提出命令についての記載はない。そのため、元禄十一年七月の「ヤマ」の根拠となる「家蔵文書」提出命令に関わる部分を「佐竹南家文書」(59)と「北家御日記」の中に求めた。

「佐竹南家文書」は佐竹家の苗字衆で湯沢の所預であった佐竹南家の資料である。その中に「家蔵文書」提出に関する三点の資料があり、いずれも年号の記載はないが、日付は六月二十九日で共通している。

①「家中系図作成ニ付所持記録可差出口上書」(AY22K-32)

②「系図指出ニ付可心得覚」(AY22K-33)

③「組下給人所持系図証文本書可差出達書」(AY22K-41)

(①②③の資料名はいずれも本館による仮題)

「北家御日記」は同じく佐竹家の苗字衆で角館の所預であった佐竹北家の日記である。元禄十一年七・八月の記載から「家蔵文書」提出に関わる部分を抜き出した(アイウ)。

ア(元禄十一年七月六日条)

岡本又太郎より被申渡候書付等来候与下面々二三代も相知次第

ニ系図之様ニ書付出し候様ニ可申付由也

イ(同七月二十四日条)

今日久保田江又四郎所より飛脚遣候ニ岡元又太郎所江申遣候先立而被申越候与下共新系図出来兼候主税遣候ニ弥書様相尋内々

指図来候弥出来兼廿六日ニハ間ニ合申間敷候ニ付其断申遣候也
ウ(同八月十二日条)

与下共系図并古証文等下書殊ニ与下不残帳面ニ記上ニ系図証文
出し候子細委書付末ニ我等名判ニて遣候当十六日ニ名兵衛持出
候筈ニ申付候十六日ニ出シ候様ニと又太郎所より申来候故也

まず、「佐竹南家文書」①②③に共通する日付である六月二十九日
について。この日付の提出命令はグラフ内では確認できない。つま
り、「国典類抄」には記載されていない書付ということになる。

また、①にある「二三代名計も相知次第系図ニつゝり」と③の「二
三代も相知候通系図ニ書つゝらせ」「名計も不相知儀は在之間鋪候承
伝候通二三代も書出候」という文言に対して、「北家御日記」アにあ
る「二三代も相知次第ニ系図之様ニ書付」は表記は少し異なるが、
アが日記本文中の記載であることを考えれば、同じ内容だと判断し
てよいだろう。結果として、元禄十一年六月二十九日付けの口上書
「家中系図作成ニ付所持記録可差出口上書」(①)が、翌月六日に角
館に届いた岡本元朝からの書付(ア)とすると筋が通る。

さらに、「組下給人所持系図証文本書可差出達書」(③)で「来月
廿六日四ツ時方九ツ時迄」と提出の日限を切り、「猶滞候子細在之候
者は又廿六日可被申断候」としているが、イではそれを受けて、廿
六日には提出できない旨、断りを入れている。

以上を整理すると、元禄十一年六月二十九日付けで「家蔵文書」
提出命令を岡本元朝が発出し、その期限を七月二十六日に定めたこ

とが分かる。さらにウにあるように、事情により遅れる場合は、八月十六日に提出させたことも分かり、グラフの七月と八月の件数が相応であることが理解できる。

以上から「家蔵文書」提出件数の二つ目の「ヤマ」について、その契機となった六月二十九日作成の提出命令の存在が証明できたと思う。しかし、最大の疑問はなぜこの提出命令が「国典類抄」の「御文書取纏」に記載されなかったのかということである。その他の提出命令のほぼすべてが「家蔵文書」の提出件数が増える直前に出されていたこともこの不自然さを際立たせている。

前述したように「岡本元朝日記」の元禄十一年分は現存せず、この年の修史事業について、この日記から十分な証拠を得ることはできない。そもそも、「国典類抄」の出典に「岡本元朝日記」は一切採用されていない。この二つの事実と元禄十一年六月二十九日付けの提出命令が「国典類抄」に含まれないことの関連性は分からない。

しかし、「国典類抄」と並行的に編纂されたとも考えられる「岡本元朝日記抄」(60)にも、この提出命令は含まれておらず、元禄十一年の修史事業を考える上では今後のテーマと成り得る疑問である。

「佐竹南家文書」

家中系図作成二付所持記録可差出口上書 …①

口上

此度御家中之面々、系図・証文在之者ハ勿論其外由緒申伝等取

失候者も二三代名計も相知次第系図二つゝり御記録二のせ置候御組下免許之面々によらず老人も御記録二書落候儀其身之為無心元事ニ而候且ハ其身書落候儀ハ不及是非候大目御記録相改候内老人も書落候而と手前始其外役人共迄不吟味ニ可被仰付候御組下免許之面々迄父子兄弟共御奉公之者ハ老人も不残一冊ニ被相認別紙ニ書付候通系図指出候者又ハ何そ子細在之不差出候者右両様ともに名之上ニ断を書指出様ニ可被仰渡候其上ニ子細在之不書出者ハ其趣を委細ニ口上書に相調判形を加可指出由可被仰渡候右御組下被相改候帳面之末ニも其頭之仮名相記され判形を加へ可被指出候未代之証拠ニ御記録同然ニ可残置候以上

六月廿九日

系図指出二付可心得覚 …②

覚

此書付之通面々写取候て遍申ふらし諸人不残書出候様ニ可被成候幼少などの面々ハ系図に書候様子をも不被存儀も可在之候右様之面々ハ御指図被成候て理屈明候様ニ為御書可被指出候兄弟わかれ又ハ女子などハ嫁する所を相知次第其傍に書記可被差出候最前書出され候面々も其書様道理聞へ兼候儀も有之候兎角御

指図被成書付指出候様ニ可被仰渡候以上

六月廿九日

組下給人所持系図証文本書可差出達書 …③

覚

- 一先達而御組下之面々系図証文等写ニ而被指出候右之分不殘此度本書可被差出候委細遂披見真偽致吟味御記録ニ被載置御用
- 二候

一最前由緒書又ハ証文等ハ指出候得共近代之系図も不差出候面々在之此度別紙ニ書付遣之彼面々二三代も相知候通系図ニ書つゝらせ可被差出候

一由緒在之者も時代隔候上或幼少或養子などにて其跡目相統故由緒等不承者も可在之候然共祖父曾祖文などより名乗杯ハ不相知候とも名計も不相知儀は在之間鋪候承伝候通二三代も書出候様に可被仰渡候

一御組下免許之面々迄不殘一冊被相認其内系図書出候者ハ其断書を名所之上ニ被書記又は其身一代之外不相知と申者又ハ何そ子細在之不書出者ハ其断をも名之上ニ書記され其上委細口上書別紙ニ差出候様ニ可被仰渡候

一各御奉公之面々ニ而此度御記録等ニ一代も被載置候儀未代之可為面目候油断ニ相心得甚不可然候

右之通御組下免許之面々迄念比ニ被相達書出候様ニ可被仰渡候

系図証文之本書并近代之系図共二來月廿六日四ツ時方九ツ時迄之内於拙宅受取候間其心得ニ而被差出候右之本書共披見真偽を相決日限を定追而急度可令返進候猶滞候子細在之候者は又廿六日可被申断候以上

六月廿九日

おわりに

本稿は、本館所蔵「郷土資料（A）」の目録整備の結果見えてきた知見を古文書チームとして発表したものである。

第一章では本館に移管される前の図書館において「郷土資料（A）」の資料群の形成について、明治から昭和にかけての図書館史を俯瞰しつつ論じた。

第二章では「郷土資料（A）」各資料の受入年代に着目し、明治三十二年（一八九九）に県庁から図書館に貸出された資料に、寄贈や購入が加わることでコレクションが充実したことを述べた。また明治三十二年に貸出された資料の中心は、江戸時代に藩庁が藩士から提出させた系図であることも指摘した。

第三章では、秋田藩が藩士から提出させた系図や古文書の問題を「郷土資料（A）」の一つである「秋田藩家蔵文書」から論じた。秋田藩が藩士に対し自家の系図や伝存する古文書の提出を命じたのは、文書改奉行から家老となった岡本元朝による。「秋田藩家蔵文書」の

作成年代と所蔵者を分析すると、古い時代の古文書を大量に所持していた岡本元朝が圧倒的に有利となる命令であることが確認できた。

第四章では、本館で翻刻した「岡本元朝日記」から藩士の系図や古文書の提出状況を検証することを試みた。しかし、藩士たちが藩庁へ当該資料を提出したのが最も多い元禄十一年（一六九八）の日記が欠本しており、加えて後年編纂された『国典類抄』にも記載がなく、検証不能であるということが分かった。

これらの結果を、時間軸によって整理すると、元禄十一年、秋田藩庁に藩士たちの多くが系図や古文書を提出した。藩庁では、家臣団統制のために必要だと判断したものについて原本や臨写した資料を城内で保管し続けた。明治時代、これらの資料群は秋田県庁が引き継ぎ、秩禄算定作業に必要なものについては図書館に移された。そしてこの資料群が「郷土資料（A）」の中心的な資料となり、明治から昭和にかけて図書館に集まってきた古文書が加わることでコレクションが充実したということになる。

本来、各人が持つ古文書とりわけ系図は、伝存する家にとって必要なものである。江戸時代に秋田藩が藩士に対し提出命令を出したのは、家臣団統制という体制の維持に必要だったからである。これが明治時代になり、県庁に保管されたものと図書館に移されたものに分かれたのは、旧藩士の秩禄算定の判断材料として必要か否かであり、まさに今日の公文書の現用・非現用の判断と一致する。そして非現用とされた資料が「郷土資料（A）」として、誰もが利用可能

な郷土のあゆみを物語る資料となった。

系図や古文書を保管する当事者が、個人の家から封建領主へ、封建領主や県庁から図書館へ、図書館から公文書館へと変化したことは、歴史観を共有することができる範囲も、個人から行政へ、行政から社会全体のものへ広がったと解釈することができる。

現代において、資料から歴史観を見いだし得るか否かは、過去を紐解く利用者の力量にかかっている。本館の役目は、利用者に所蔵資料の特質を伝えることができる目録の整備である。今後も目録整備に力を入れていくので、各位におかれては本館資料を大いに利用していただきたい。

〔註〕

- (1) 『秋田県立秋田図書館沿革誌―昭和36年度版―』（秋田県立秋田図書館、一九六一年、秋田県立図書館所蔵）一―二頁。
- (2) 寺田光孝・加藤三郎・村越貴代美『図書及び図書館史』（新・図書館学シリーズ12、樹村房、一九九九年）一五八―一五九頁。
- (3) 前掲註（1）一〇頁。
- (4) 「明治二十九年秋田県通常県会議事日誌」（秋田県議会議事事務局所蔵）三三三―三三五頁。秋田県公文書館では、複製本「秋田県議会議事録」八二（県会八二）に収録。
- (5) 前掲註（1）三五九―三六〇頁。
- (6) 前掲註（1）一六頁。

- (7) 井上佑「図書館の父・武田千代三郎知事―山口県立図書館百周年を迎えて―」(『山口県地方史研究』第九〇号、山口県地方史学会、二〇〇三年一〇月) 八二〜九一頁。
- (8) 前掲註(1) 二〇〜二二頁。
- (9) 「明治三十二年秋田県通常県会議録」(秋田県議会議務局所蔵) 六〇九、六五五〜六五七頁。秋田県公文書館では、複製本「秋田県議会議録」109(県会109)に収録。
- (10) 前掲註(9) 六五五頁。
- (11) 『百年のあゆみ―秋田県立図書館百周年記念誌』(秋田県立図書館、二〇〇〇年) 四〜六頁。
- (12) 明治三十三年二〜三月「第三課学務掛事務簿」学規之部全(秋田県公文書館 930103-03083・以下資料番号は同館所蔵)
- (13) 明治三十五年一〜十二月「第三課学務掛事務簿」一係 雑款之部全(930103-03330)
- (14) 『秋田県教育雑誌』第一二四号(秋田県教育会、一九〇二年一月、秋田県立図書館所蔵) 四五頁。
- (15) 前掲註(11) 九頁。
- (16) 『秋田県立図書館沿革誌』(秋田県立秋田図書館、一九三〇年、秋田県立図書館所蔵) 二二〜二二頁。
- (17) 『秋田図書館報』第四号(秋田県立秋田図書館、一九二八年一月) 一頁。
- (18) 『秋田県立図書館(本、分館蔵)郷土文献総合目録』(昭和六年十一月十一日―十七日一週間、秋田県立秋田図書館、一九三二年) 一〜二頁。
- (19) 『昭和十年年度以前収蔵郷土資料・昭和三十四年度以前収蔵郷土人著作目録』(秋田県立秋田図書館報「ともしび」別輯第七号、秋田県立秋田図書館、一九六四年) 凡例。
- (20) 『秋田県立秋田図書館郷土文献目録』(秋田県立秋田図書館、一九三九年)
- (21) 前掲註(11) 一七頁。
- (22) 県立秋田図書館では昭和十一年(一九三六)に素封家・佐藤長左衛門の資料群を「日本武道文庫」、新聞人・安藤和風の資料群を「時雨庵文庫」と命名した頃から、著名人等からまとまった点数の寄贈を受けた場合、特殊文庫として固有名称を冠する習いになっていた。「東山文庫」も右のような特殊文庫として扱われたため、出所が明確な資料群のまとまりを維持する形になった。郷土史家の膨大なコレクションが収集アーカイブズに転化した事例として、昭和五十年に山崎真一郎の遺族から寄贈された「山崎文庫」も挙げられる。平成八年(一九九六)に寄贈された「伊澤慶治収集資料」も郷土史家のものだが、図書館の郷土資料のカテゴリに入れられず、最初から公文書館の収集アーカイブズとして扱われている。
- (23) 柴田知彰「昭和戦後期秋田県の文書管理と史料保存運動―昭和二十年代・三十年代―」(『アーカイブズ学研究』第二八号、二〇一

- 八年六月、日本アーカイブズ学会) 八〇九頁。
- (24) 前掲註(11) 八一頁。
- (25) 前掲註(11) 八三、八七頁。
- (26) 『図書館情報学用語辞典』第5版(日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、丸善出版、二〇二〇年) 一九一頁。
- (27) 『最新図書館用語大辞典』(図書館用語辞典編集委員会編、柏書房、二〇〇四年) 四四〇〜四四一頁。
- (28) 『秋田県立図書館沿革誌』(秋田県立秋田図書館、一九三〇年、秋田県立図書館所蔵) 二二〇頁。
- (29) 前掲註(28) 二二〇〜二二二頁。
- (30) 前掲註(28) 二二二頁。
- (31) 日本十進分類法は第六版(昭和二十五年六月〜三十六年四月)、「郷土資料分類基準」は昭和三十六年三月刊『秋田県立秋田図書館所蔵 郷土文献目録』に拠った。
- (32) 『秋田県立秋田図書館所蔵 佐竹文庫目録 壹』『同 佐竹文庫目録 貳・参』『同 東山文庫目録』『同 戸村文庫目録』(秋田県立秋田図書館報「ともしび」別輯 第一〜三、五号、秋田県立秋田図書館、一九五五、五七、五九、六二年)。
- (33) 『秋田県立秋田図書館所蔵 郷土文献目録』(秋田県立秋田図書館報「ともしび」別輯 第四号、秋田県立秋田図書館、一九六一年)。
- (34) 『秋田県立秋田図書館所蔵 郷土文献目録2』『同 郷土文献目録3』(秋田県立秋田図書館、一九六八、七三年)。
- (35) 二〇二二年六月六日、図書館旧職員のオーラルヒストリーに拠る。
- (36) 『秋田県歴史資料目録』第九集(秋田県立秋田図書館、一九七三年) 一一一頁。
- (37) 菊池保男「館蔵史料の伝来と再整理についての覚書」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年) 三九〜四一頁。
- (38) 前掲註(11) 三〇〜三一頁。
- (39) 伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(『秋田県公文書館研究紀要』第二号、一九九七年)、「秋田藩の諸士系図について」(『同』第四号、一九九九年)、加藤昌宏「元禄家伝文書」に関する一考察(『同』第六号、二〇〇一年)、佐藤隆「秋田藩の系図史料について―系図史料の整理と系図目録の編集―」(『同』第七号、二〇〇二年)
- (40) 「知事官房事務簿 雑款」(930103-08744)
- (41) 前掲註(40)
- (42) 市村高男「いわゆる『秋田藩家蔵文書』についての覚書」(『小山市右研究』三、一九八一年)・根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」(『栃木史学』五、一九九一年)・遠藤巖「佐竹家中岡本氏と秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料』付録二八、一九九二年)、鈴木満「『秋田藩家蔵文書』考」(『秋大史学』四四、一九九四年)など。
- 当館職員による研究成果として関係したものを挙げると伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(『秋田県公文書館研究紀

- 要』第二号、一九九六年)・『秋田藩家蔵文書』の成立の過程』(『同』第三号、一九九七年)・『秋田藩の諸士系図について』(『同』第四号、一九九八年)・加藤昌宏『元禄家伝文書』に関する一考察』(『同』第六号、二〇〇〇年)・佐藤隆「秋田藩の系図史料について―系図史料の整理と系図目録の編集―」(『同』第七号、二〇〇一年)・「秋田藩家蔵文書と『戦国時代の秋田』」(『同』第一七号、二〇一一年)・『岡本元朝日記』と秋田藩の修史事業』(『同』第一九号、二〇一三年)、平田有宏「藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書―いわゆる『文化年間等提出系図』を中心に―」(『同』第八号、二〇〇二年)、伊藤成孝「岡本元朝と家譜編纂事業について」(『同』第一三号、二〇〇七年)、鈴木満「佐竹家中家蔵文書」と文書改関係文書』(『同』第二一号、二〇一五年)などがある。
- (43) 時代区分は『詳説日本史 改訂版』(山川出版社、二〇二二年)を参考にした。
- (44) 一五七〇〜一六三三。佐竹第二二世。安土桃山・江戸時代前期の武将。出羽国久保田(秋田)初代藩主。常陸の大名佐竹義重の子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (45) 長谷川伸三・糸賀茂男・今井雅晴・秋山高志・佐々木寛司『茨城県の歴史』(山川出版社、一九九七年) 九四頁
- (46) 一五五四〜一六〇一。佐竹第一六世佐竹義治の第五子政義に始まる分家の東家当主。義久で三代目。(渡辺喜一編『新編佐竹七家系図』加賀屋書店、一九九三年・茨城県立歴史館編『茨城県史料 中世編IV』茨城県、一九九一年)
- (47) 一五四七〜一六一二。佐竹第二〇世。戦国時代から江戸時代前期にかけての武将。常陸国の大名。佐竹義昭の子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (48) 一五四七〜一六一二。佐竹第二〇世。戦国時代から江戸時代前期にかけての武将。常陸国の大名。佐竹義昭の子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (49) 一六〇九〜一六七一。佐竹第三二世。出羽国久保田(秋田)二代目藩主。佐竹義重の三男・岩城貞隆の長男として誕生。(原武男『新編 佐竹氏系図』加賀屋書店、一九七三)
- (50) 一五〇七〜一五四五。佐竹第一八世。佐竹義舜の子。(原武男『新編 佐竹氏系図』加賀屋書店、一九七三)
- (51) 茨城県立歴史館編『茨城県史料 中世編IV』(茨城県、一九九一年)
- (52) 一二九三〜一三五四。鎌倉時代末期〜南北朝時代にかけての公卿。後醍醐天皇の南朝方で活躍した。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (53) 一三三二〜一四〇六。南北朝・室町時代前期の武将。室町幕府の管領。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (54) ？〜一四三九。室町時代前期の武将。稲村御所。第二代鎌倉公方足利氏満の子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (55) 一四三八〜九七。室町時代の武将。古河公方の初代。鎌倉公方足

- 利持氏の四男。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (56) 一四六六～一五三二。戦国時代の武将。二代古河公方。足利成氏の長子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (57) ?～一五三五。戦国時代の武将。三代古河公方。足利政氏の長子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (58) ?～一五六〇。戦国時代の武将。四代古河公方足利高基の子。(『国史大事典』吉川弘文館、一九八五年)
- (59) 「佐竹南家文書」は人間文化研究機構 国文学研究資料館が所蔵し、秋田県公文書館ではマイクロフィルムで撮影し、写真帳に製本している。
- (60) 佐藤隆 「岡本元朝日記」と秋田藩の修史事業」(『秋田県公文書館研究紀要』第十九号 二〇一三年)

〈資料紹介〉

秋田県庁文書群 「公務控」(慶応四年八月〜十二月) (930103-11220)

古文書チーム

令和六年度 公文書館古文書整理ボランティア参加者
公文書館講座 「記憶の護り人養成教室」 受講者

はじめに

「公務控」は秋田藩から秋田県に引き継がれ、平成五年(一九九三)秋田県公文書館の開館に伴い、県庁から移管された十六点の資料である。年代は慶応四年・明治元年(一八六八)から明治四年までであり、明治時代の秋田藩を知る上で貴重である。

本紀要では「公務控 明治元年戊辰」(930103-11220) 縦帳二百五十四丁のうち、慶応四年(一八六八)九月二日から十二月二十八日までの百四十一丁を紹介する。これは本紀要三〇号で紹介した同資料の続きに当たる。内容は太政官と秋田藩とで交わされた文書が記載されており、秋田戊辰戦争と戦後の様子を時系列で知ることができ

資料の翻刻と校正は、令和六年度「古文書整理ボランティア」参加者(阿部晃三・遠藤正彦・黒澤美鈴・佐々木彦一郎・柴田良子・柴田喜久子・庄子安典・鈴木充・藤原ユミ子・古谷真紀子・松田采

菜)及び「記憶の護り人養成教室」受講者(伊藤幸司・佐々木光夫・館岡潤一・千葉惣永・播摩州達)並びに古文書チーム(高田環樹・畑中康博・柴田知彰・渡部拓)が行った。

翻刻にあたり、読みやすさを考慮し次の方針を採用した。文章には句読点を付した。文字は基本的に常用漢字を用いたが、著しく雰囲気が変わる文字や人名については旧漢字を用いたものもある。日付は内容の日付と混同を避けるためゴシック体にした。罫字及び平出は、いずれも全角一字空きで示した。割註は「」、頭註は*で示した。記載者の明らかな誤記については(ママ)をつけ、推定できるものについては(〇〇カ)とした。朱書の箇所には(朱書)と記した。抹消符が記された箇所は、判別できる限り解説し||で記した。判読不能の文字は□で記した。また空白の箇所には(空白)と表記した。

一慶応四年辰九月二日、於東京鎮將府え被差出候廻達濟御届左之通

此度御廻状を以徳川軍艦脱走之儀ニ付、御達之御書付三通先月廿八日夜越前藩より廻達相成、写濟直々加州藩に廻達仕り候。

右御達之趣急速国許え可申達之処、兼て申上置候通当時奥州筋多分敵地にて往来相絶罷在候付、京都表詰合之者に申遣、夫より便船を以国許に申達候事故日数相懸り候段、兼て御含置被下度奉願候。将又先般相触候通夫々え可相達被仰渡候趣奉得其意候。依之羽州万石以上此表詰合有之候諸藩は別紙之通伝達仕候間、此段御届申上候。以上

九月

秋田藩
松田 銈三郎

一別紙書付之趣左之通

覚

戸沢中務大輔 水野 和泉守
六郷 兵庫頭 織田兵部大輔
佐竹 播磨守 岩城左京大夫
米津 伊勢守

右藩々

右之通御座候。以上

九月

秋田藩
松田 銈三郎

一右同断同処に被差出候御届書之趣左之通

羽州秋田え相雇差出候佐久間町家持長兵衛船竹吉丸、去ル五月中国許土崎湊出帆飯料米千式百石程積込為指登候。右船仙台領金花山より向イツ嶋と申処に懸り居候処、同家人数乗船にて罷越右之船を石ノ巻え引廻し、米は不残奪取、船中之者も上陸為致、船頭は拷問相成居候趣ニ御座候。

一前同断勢州桑名多吉船国福丸、国許に差下候荷物類仙台北浦に懸り居候処、是又同様石ノ巻に被引廻、荷物切解さ不残奪取、船も留置申候趣ニ御座候。

右は遠州八十吉船仙台滞留中承候よしにて、右八十吉兼て廻船用向申付置候。

前書長兵衛方に罷越相違無之趣申聞候段同人申立候。乱妨之所業にも有之候間、此段御届申上候。以上

九月

秋田藩
松田 銈三郎

西京^{（朱書）}

先般ヨリ金札拝借之儀追々奉願候処、其節ニ御聞濟ニ相成兩度二六萬兩御下ケ渡被成下、諸藩ニ比競仕候ては弊藩のみ格段御下ケ金ニ罷成、重畳難有仕合奉存候。就ては重テ奉願候様モ無御座、偏ニ御都合ヲ奉待度儀ニは御座候得共、段々御承知被為

在候通切迫之形勢ニ立至り、其始末報告モ有之、且ツ從來不如意之財用向益困乏日用ニ迄差支候ニ付、拝借之儀深々奉歎願候様呉々申越候ニ付、先達て又々奉再願候処、未夕御沙汰モ無御座候得共、御即位之御大札、続テ御東下等之御達ニテ御大用御湊ヒ御多端之折柄奉促候モ、重畳不勘弁之至リト深々奉恐入、只管御沙汰のみ渴望罷在申候。然は今般九条殿沢殿御内之衆去月廿日国許出航、同晦日御当地え着之趣ニ付、不取敢形勢承合候処、数ヶ処之接戦ニテ利不利モ有之候得共、院内口漸々繰引、当時仙北郡神宮寺ト申処沢殿御本陣ニ相成、随テ官軍并弊藩兵士モ同処迄引揚候趣ニ御座候。中将領分儀ハ上三郡・下三郡有之、就中上三郡ハ領地随一出穀之場処柄ニテ調達向等仮成融通ニも相成候処、暫時タリトモ賊手ニ入ては其道必至ト差塞リ恐惑之至ニ奉存候。尤モ追々御応援被指相候ニ付ては不日賊徒追撃復旧候ハ徹底相見得候事ニ御座候得共、賊退散之刻狼藉ニ相及候は指当り之儀ニテ、方今之軍資金更ニ目的無御座、加之本庄・新庄・矢島等之勤王之藩々自国ヲ擲却、弊藩ニ移転防戦罷在申候。此糧食ヲ始右藩々ヨリ逃込候老若男女救助向等は皆以テ算外之入費ニ相成申候。追々御応援相湊ヒ举国一層奮戦ニ可及折柄、軍資困乏萬一不都合之儀相生候ては中将一国之儀ニ無御座、乍恐皇朝御聖威ニモ相関リ不容易儀ト奉存候。且奥州風土之儀ハ、抑初冬ヨリ寒天雨雪交降り、仲冬ニ至リ嚴寒積雪、翌暮春を不越候ては山川跋涉之討伐相成不申、然は今

早季秋ニ相至り初冬目前ニ迫り候折柄、盛岡藩亦賊徒ニ党シ、弊界へ再度撃入ニ及ヒ、其刻境兵ヲ以テ防戦、若干之首級ヲ打取遂ニ追撃之由ニ相聞へ候得共、是又容易之事ニテ無之、右旁迅速御平定不被成置候ては、寒国兵力も弥増困弊可仕奉存候。右之始末篤と御洞察被成下、兼テ奉願候通拝借之金札御下ケ渡、六万両之残出格之御旨趣ヲ以当節御下ケ渡、切迫之場合御救助被成下、一國拳テ尽力成功奉報恩候様御仁恤之御沙汰被成下度、尚又奉歎願候。以上

九月四日

秋田

會計官

御役所

西京(朱書)

拝借仕金子之事

合金四萬両也

但当年暮五分上納、来巳年より来辰年迄拾二ヶ年之間、每暮壹割宛上納、翌巳年暮五分上納事

右は今般金札御製造ニ付、列藩石高二応シ、萬石ニ付壹萬両宛拝借被仰付候段奉敬承候。然ル所無拋詛合も御座候ニ付、御貸渡被成下候様奉願上候処、金札御都合ニ寄未夕諸藩へ御貸渡無之候得共、無拋詛合御聞届ケ之上、此度金四萬両引揚ケ拝借

被 仰付難有奉受取候。返納方之儀ハ御趣法之通、無遲滯上納可仕。為後日証文指上申処依テ如件。

秋田

——

慶応四年

辰ノ九月

留守居

中西文左衛門

中御門大納言様

用人

御役人中

村瀬 清

家老

真崎 兵庫

今般公議人姓名御届ケ可申上 御沙汰之趣奉得其意候。未人撰指出不申候間、此段御届申上候。以上

秋田

——

九月十三日

弁事

御役所

西京（宋書）

先般より金札拝借之儀再々応奉歎願、其度々御仁恤之御沙汰にて、三ヶ度ニ拾万兩御下ケ渡被成下、諸藩無比類御下ケ金、中将ハ素より陪臣共ニ至迄心魂ニ徹シ難有仕合奉存候。別て今般御東下 御出輦 御日間も無之、御大用之折柄、又候奉願様も無御座候処、弊藩桜田精一郎と申者、過月廿四日国許出航、越

後新潟より上陸、今十四日御当地着仕候。同人被登候儀ハ、国許戦争尽敷勝利も無之、神宮寺え引揚候後、未だ進撃ニも至り兼、上三郡之村々所々放火烧却ニ相及ヒ、曲北境十二所より打入候盛岡之賊、佐竹大和手を以再度迄追撃ニ相成候得共、賊勢新手を入替味方応援之勢寡ナルヲ以て、終ニ間道より大館まで進入被致候。然ハ南北境内々敵を請危急存亡之場ニ立至り、素より一国挙テ尽力防戦罷在候得共、如何せん要器之小銃不足ニして鎗隊のみ多く有之、死傷相崇接戦利アラス、不得止小銃拝借并金札拝借奉願、右金を以多分之要器買入迅速差下シ候様周旋被申付登京仕候。尤先般より買入候小銃漸々指下シ候得共、右等ニては中々行足不申ニ付、不取敢軍務官え拝借奉願候得共、尚又多分ニ買入申度、此事情厚く御憐察被成下、是迄御下ケ渡拾万兩之残金出格之御評議を以惣々御下ケ渡被下置候様、只管奉嘆願候。奥州風土之儀ハ先達て具サ奉上言候通之寒国、今秋更ニ節進シテ山嶽既ニ雪を帯候由ニ御座候得は、真ニ以テ切迫之時宜猶予難相成、御時節柄不顧恐奉懇願候。何分御救助之御沙汰被成下候様、偏ニ奉渴望候。以上

秋

——

九月十五日

會計官

御役所

弊藩桜田精一郎と申者、先月廿四日国許出帆、同廿九日越後新
 潟之着船、同処にて其御向え罷出、国許之事情切迫之形躰委細
 申上、且於同所二軍用之蠟燭相求、并鉄砲彈藥等相願、国許え
 指下シ、夫より陸上昼夜指急昨十四日夕此表え上着仕、彼是聞
 札候中、夜中二相成候得共、直々同人罷出御届ケ申上候様申付、
 壹人差添差出候所、早速御尋問二相成、委細御聞取被成下候通
 二御座候得共、尚又書取を以再応奉願候。抑国許切迫之形勢は
 此間中より連々御届申上候通にて、同人久保田城下出足迄、指
 て相変格別之勝敗も無之、院内口ハ神宮寺・新屋口は道川にて、
 其後防戦二相成居、併迫々官軍秋田領え御着帆にて上下一統頗
 英氣を相増、同廿五日方より両道共愈進撃御決許之趣御座候。
 乍去兼て申上候通、奥羽二州は未た何分銃隊開不申、殊更弊藩
 ハ中将先年中より頗二配慮、方今之時勢西洋銃隊二無之候ては
 必勝の利無之趣精々申付專取立居候得共、未た充実不仕全旧來
 之不如意、殊二近年公私多端之用途、吉凶差湊ヒ無益之入費の
 みにて、別て疲弊何分存意之通行届不申苦心罷在候中、已二七
 月中より出兵戦争之際ニ立至り、千慮萬配空敷相成候。攻撃防
 戦二困苦仕、已二領内二捨里賊徒侵入乱妨仕候ニ立至り、甚以
 心痛罷在、先頃より中将自身出馬、東西ニ奔走、指揮軍配一國
 挙て出兵、身命を抛奉報 御国恩候志ニハ候得共、何分西洋銃
 不足にて旧來之火繩筒斗ニ御座候故、雨天湿氣或ハ夜戦二度々

機会を取失、相応之人数有之候ても專刀鎗を頼ニ銃丸ニ相向進
 撃仕候事にて、賊軍之的ニ相成、無謀ニ兵士ヲ害ひ候のみなら
 す、尽敷勝利も無之、兎角大事之場を取外シ、中将始一統切齒
 憤怨此事ニ御座候。素より 官軍も頗苦戦助力奮勵有之候得共、
 衆寡難敵候ヨリ十分之勝利ニも至兼、領内神宮寺村と申処迄引
 揚二相成、已二六郡之内眼目之三郡も賊手ニ落入、金穀米錢共
 多分掠奪せられ、必至と融通之道絶果当惑千萬、畢竟銃砲不足
 之致処ニテ、加之十二所口又賊徒侵入前後左右皆敵ニ相成、此
 上ハ是非共西洋流銃手配、急々差下シ候様被申付、同人上京仕
 候。然は兼て奉願候通、軍資金ハ元より日用ニも指迫、前文申
 上候通、蠟燭等迄も差支候程之儀ニ付、右銃砲手配可仕様無之、
 尤夫是窮迫之趣ハ御三卿様奉始參謀衆ニも親敷御見聞御伝承も
 有之、夫々御指図も被成下候ニ付、會計官ニても追々御聞届ら
 れ、三度二十萬金御下ケ渡も被成下、此上奉願候も甚々恐入候
 得共、右は軍資之為不取敢差下シ、急速之場合無扨不顧前後、
 此度又々御下ケ金奉願、右を以銃砲買入相成丈ケ指下申度、併
 し国許人数之可也行届候様奉存候得共、容易之事にてハ引足不
 申、切迫之事情御聴届拜借金被 仰付候迪、急々十分買入候事
 ニハ中々以行届不申、尤於秋田參謀大山格之助殿御差図にて、
 越後表にて分捕之銃千挺斗有之候筈、同処え罷越右之段可奉願
 趣ニ付、畢竟同所えも立寄右之段申上候所、漸々百拾式挺より
 無之、右は直々 久我殿御船え積込指下シ候得共、千挺之見込

百挺ニテ何分可行足様無之、此間中弊藩ニテも、此表大坂等ニテ六百挺斗買入指下シ候得共、是以十ヶ一ニテ片端ニも引足申間敷、元より西洋銃は方今之要器、被為置朝廷候ても、御必用は素より之御儀奉願候も、深く恐入候得共、御有余も被為在候ハ、相成丈ヶ数多拝借被 仰付被下度、尤当御官ニも御分捕之御筒等も可有之候間、是又可奉願參謀御差図も有之旁奉願候。

從來之惰藩焼眉之急ニ立至り、軍備不行届切迫右様之儀奉歎願候は、甚以恐縮之至奉存候得共、至急之場合偏ニ御洞察全一国之浮沈興亡のみならず、奥羽御成功之遅速ニも關係、御大事至極之儀ニ御座候間、速ニ御評議被成下、何卒願之通被 仰付被下、此上士氣一層相震、一日も早寒天雪途ニ不至内、御成功御安堵ニ相成候様仕度、依之右奉願候。銃炮何卒拝借被仰付被下候様、只管御執成之程、偏ニ奉懇願候。以上

秋
——
村

九月十五日
軍務官
御役所

西京^{〔朱書〕}

今般諸藩公務人、以来公議人と相改、更ニ公用人差置可申 御沙汰之趣奉得其意、早速国許へ申達、何れ人撰差出可申候得共、先般公務人御布告之節奉願候通、方今奥羽御大挙国許ハ殊更戰爭中已ニ領内ハ戰場と相成居、甚以混乱之折柄ニ御座候間、何

分撰挙急々行届申間敷、尤精々申達候得共、暫延引可仕、夫迄之処何分御猶予被成下度、此段一ト先奉願置候。以上

九月十八日

弁事

御役所

秋田
——

今般奥羽御征討ニ付、当七月中より出兵戰爭ニ相及候処、国許銃炮不足ニテ難渋仕候ニ付、右拝借并為買入料借金奉願候処、当御官御有合之ヶペル銃千挺格別之御訳柄を以、此度拝借領被仰付、且又正金二萬兩別段拝借被 仰付、重疊難有仕合奉存候。兩様共急速国許へ指下、委細難有御趣意之旨可申達至着ニ相成候ハ、中将は素より一國挙テ嚙々難有、尚更進撃奮戦も可仕、追て国許より御礼も可申上候得共、一ト先不取敢御礼奉申上候。以上

秋田
——
村 瀬 清

九月十九日
軍務官
御役所

西京^{〔朱書〕}

拜借仕金子之事
合金式万両也。但正金
右は今般奥羽賊徒御征討ニ付、庄内先鋒被 仰付、当七月中よ

り出兵戦争ニ相及候所、其後追々 御総督 御三卿共領内へ御
転陣ニ相成、從て御附属之官軍并此節各藩御応援之兵隊追々着
帆、当時数千之人数御入込ニ相成、右兵糧ヲ始メ、日々之軍資
夥敷入用、且又近国之小藩家族引纏領内之立退居、^{（朱書）}右取扱等夫
是广大之入費ニ御座候上、方今又々賊徒領内十里余侵入ニ相成
候所、兼々銃砲彈藥甚た不足ニテ頗防戦難儀ニ付、右器械等取
入度候得共、何分行届兼、無抛兼テ御布告之金札拝借又々奉願
候処、格別之御取調を以高並拝借之外全銃砲為取入、別段正金
ニテ貳萬兩拝借被 仰付、重疊難有仕合慥ニ奉請取候。返納之
儀は奥羽鎮定之上被仰付通上納可仕候。為後日証文指上申所、
依テ如件。

九月廿日

出納司

御役所

中西文左衛門

村瀬 清

高久 祐助

此度ケヘル銃千挺拝領被 仰付難有仕合奉存候。付ては奉願候
も此上奉恐入候得共、右相応之彈藥若御余分も被為在候ハ、何
卒拝借被 仰付被下度奉願候。以上

九月廿三日

軍務官

御役所

秋田

^{（朱書）}
西京

九月廿五日

一 洞乱 百五拾員

一 負革 百五拾員

一 鉛 千貫目

一 火藥 貳百貫目

一 雷管 拾貳万員

尤小道具三拾組付

右拝借願差出候所、御渡ニ相成候分慥ニ奉受取候。以上

秋

兵器局

御役所

此度 御東幸ニ付、諸藩公議人之内耆人宛海陸勝手次第 御着
輦 御前後同所之可罷出 御沙汰之旨、奉得其意候。然ハ右公
議人撰拳差出候義方今国元戦争混乱中ニ付、速ニ指登候儀如何
可有之候哉。暫御猶予過日奉願候処、御付紙ヲ以開路之上差出
可申御沙汰モ有之候事ニテ、未夕人撰差出不申候間、此段為念
御届申上候。以上

九月廿三日

弁事

御役所

秋田

今般東京 御出輦二付、当月廿日後より日数十五ケ日ノ内、在京諸侯 大宮御所之恐悦可申上。猶所勞等之面々は重臣を以可申上 御沙汰之趣奉得其意候。在国之諸侯は如何相心得候て可宜候哉此段奉窺候。以上

同廿三日
弁事
御役所

秋田——

^{〔朱書〕}
御付紙 在国之面々ハ不及其儀候事。

来ル十月
月番

秋田 中将

右之通ニ御座候間、此段御届申上候。以上

九月二十四日

^{〔朱書〕}
西京
一行政官御布告

佐竹右京大夫

其方家来照嶋祐助儀、神祇官御用有之、御雇被仰付候間、出仕可申事。

九月

行政官

^{〔朱書〕}
西京

先般より金札拝借之儀、再々忝奉歎願、追々十萬兩都合御下渡被成下候外切迫之時態銃買入度ニ付、又々拝拝奉願候処、出格之御沙汰を以中将高割拝借之儀外別段正金貳万兩軍務御官より拝借被 仰付、諸藩ニ無比類御救助之次第、重畳難有仕合奉存候。右拝借金を以小銃其外諸器械等迄相調、官軍艦御序へ積入指下シ相成、在京坂之陪臣共一同安心罷在申候。然ル処今般弊藩川崎久左衛門と申者、去月十二日秋田舟川湊より出航、同十九日能州七尾之上陸、同廿八日御当地着仕候儀は其砌御届申上、国元形勢委細ハ書面を以御届奉申上候通ニ御座候。同人義ハ會計取扱之役筋ニテ今般罷登候次第は、弊藩切迫之形勢ニ立至り、小銃之要器不行足、刀ヲ以テ接戦ニ及候ては甚タ不利ニして、片時モ猶予難相成候哉^{〔朱書〕}ヨリ、於箱館小銃十万兩価異艦より買入、右代金之内三万五千兩は来正月相渡候約定、残六万五千兩は大坂へ蒸氣船為相回、着翌日より十日ヲ限り相渡候条約ニ御座候処、今年柄戦争ニ付ては国産等為積登必止ト差塞り候ニ付、大坂向融通之道モ亦一円指塞り候得^{〔朱書〕}共は、更々目^{〔朱書〕}謙途無之、偏ニ金札高割拝借之分、惣々御下渡奉願、異人^{〔朱書〕}之速約不致候様、中将より被申付罷登候儀ニ御座候。右之通多分^{〔朱書〕}之小銃買入候儀指心得候得は、先般拝借被 仰付候貳万兩、此度条約金之内^{〔朱書〕}指加へ候得は、至極之都合ニモ可相成候得共、何分遠路懸隔事情不相通、且切迫之時宜より斯ル次第^{〔朱書〕}二相及候段、深 御憐察

被成下、異人え対候条約齟齬不相成様、此上之御救助被成下度奉懇願候。弊藩困乏之儀は、先々より奉上言候通ニ御座候所、未夕精細取調之報知モ無之候得共、去月廿四日久保田市中之儀、又々焼却仕候由、加之上三郡へ進入之賊徒、未夕進撃ニも相成兼候趣ニ付ては、中将領分ニテ融通等ハ中々可相弁様モ無御座、御時節柄無限御苦柄奉願候条、恐懼至極奉存候得共、何分出格之御評議を以、拝借残り拾万金惣々御下ケ渡被成下度、偏ニ奉歎願候。以上

十月二日
會計官
御役所

秋田

今般、弊藩川崎久左衛門と申者、去月十二日国許舟川出航、同十九日能州七尾え着岸、同処より陸上、同廿八日夜此表上着。兼て御届申上候後之戦争並討死・手負等之次第、別紙之通於秋田表御総督^{〔宋書〕}え御届申上候二付、於此表も御届可申上、中将申付越候二付、別紙四通不取敢御届申上候。以上

十月二日
軍務官
御役所

秋田

貼札

御地より之被遣候戦争御届四冊□□□□御届也

〔宋書〕
西京

先般、重臣真崎兵庫奥羽切迫之形体ニ付、暫御暇奉願国許へ罷下候ニ付、右為代重臣岡本又太郎急速上京可仕積之処、追々御届申上候通、其後益国元戦争至急之場合ニ立至り、何分急々登京仕兼候間、何卒今少鎮静ニ相成候迄御猶予被成下候様、可奉願旨今般申越候間、此段不取敢奉歎願候。以上

十月二日
弃事
御役所

秋田

辰十月九日

〔宋書〕
東京

秋田表工御飛脚差立候間、彼地申遣度儀有之候ハ、当十三日迄二当官工差出可申事。

十月九日夜

軍務官

東京^(宋書)

△一明治元年辰十月四日山口範藏方へ近藤良之進持参差出候書面

国許先達て中より四面賊徒に被取囲防戦至急之折柄、何分銃
炮引足不申、甚苦心至極之場合ニ付、当節必務之要 銃差下
申度種々手配仕候得共、俄之事ニて取入兼、依之御役内ニお
ゐて御買入被成置候小銃御払下ケ奉願候処、願之通被仰付、
別紙写之通此度於横浜御裁判所御下ケ渡被成下難有奉奉存候。
右代金上納之義、国産品々当地え早速ニも差廻し売払、右代金
を以上納可仕之処、当節国許前条之場合ニて、急段右之手配
行届兼、且追々海凍之時節ニも相成候得は、迎も運輸相成兼、
旁以難渋至極仕候間、此段御亮察被成下、右金上納之義奥羽
平定ニ至り候迄之間、御猶予被成下候様御聞濟奉願候。以上

辰十月

秋田藩

近藤 良之進 印

中井 弘 蔵様

山口 範 蔵様

右別紙之趣

覚

サーヘル附

一式ツハント小銃

五百挺

此代洋銀六千貳百五拾弗 但壹挺ニ付洋銀拾貳弗半

一胴乱

数百挺

背負革其外共

此代洋銀千貳百五拾弗 但壹弗ニ付銀四拾九匁貳分替

式口

合洋銀七千五百弗

但壹弗ニ付銀四拾九匁貳分替

右之通小銃御払下ケ相成受取申候。且代料洋銀七千五百弗納方
之義ハ東京明石町御役所之罷出、御差函可受取旨被仰渡承知仕
候。以上

辰九月十二日

秋田藩

小林 和 吉 印

小林 喜久七 印

神奈川府

御裁判所

右美濃堅紙之認、上包広置上下折返し

東京^(宋書)

十月五日弁事之松田銚三郎持参差出候伺書并御差函之趣

一此度 御着輦被為 在候御廉ニて、中将并次郎共在國中ニも有
之候得共、於御当地之勤形如何相心得可申哉。以使者申上候事
ニも御座候ハ、右着服之儀も奉伺候。以上

十月

秋田藩

松田 銚三郎

別紙之通伺書天野嘉左衛門之引会指出控居候処、無程右同人出席二て 御着輦翌日為伺 天機、使者熨斗目上下着用可相勤旨 演達、伺書は直々御戻し二相成申候。

西京（宋書）

十月五日御願書左之通於京都被差出

一先般重臣真崎兵庫奥羽切迫之形躰二付、暫御暇奉願国元之罷下候二付、右為代重臣岡本又太郎急速上京可仕積之所、追々御届申上候通、其後益国元戦争至急之場合二立至、何分急々登京仕兼候間、何卒今少鎮靜二相成候迄、御猶予被成下候様可奉願旨、今般申越候間、此段不取敢奉懇願候。以上

十月五日

村瀬清

家来

弁事御役処

右御付札

願之趣無余儀次第二付承届候事

同十月廿日伺之趣左之通

東京（宋書）

十月九日 鎮将府弁事より御使を以御達之御書付壱通

秋田中将

公務人

家督并任官之年月委細取調、明日中可差出候事。

但、触下之藩々えも右之趣早々可被相達候事。

十月九日

右二付翌十日被指出候御書面之写

秋田中将家督并任官之年月取調可申上御達之趣奉得其意候。依之左二申上候。

一安政四巳年七月二十日家督

一同年十二月十六日從四位下侍從被 仰付候

一元治元子年四月十八日少將被 仰付候

一慶応三卯年八月十一日中将被 仰付候

一嫡子次郎儀は未任官不被 仰付候

右之通御座候。以上

十月十日

秋田中将家来
海老原 渡

西京（宋書）

先般會計御官之金札拝借之儀、委曲奉歎願候通、中将領分過伴賊徒侵入二相及、一國挙テ 皇国々麗之覚悟ハ素より之決議御座候得共、方今戦争之要器械充実ニ至兼候より兵士若干之死傷二及、実ニ以テ危急存亡之秋ニ迫り顧前後之隙無之、於箱館小銃其外諸器械十萬金価異艦より買入防戦之一助トハ相成候得共

外国へ対候。金配更ニ會計之目算無御座。偏ニ天朝之御救助ヲ奉仰候様被申付、今般會計方川崎久左衛門と申者登京仕候ニ付、不取敢奉歎願候処、未タ御沙汰無御座候得共、異艦大坂へ回着翌日より十日ヲ限り六万五千両可相渡条約、萬一違約罷成候ては、力ヲ皇国ニ究メと雖共、信ヲ外国ニ失ひ、是迄国論確定奥羽中既ニ孤立之勢ニ立至リ候得共、中将之素志勤王名義之瑕瑾と相成候義、遺憾至極臣子之情難忍、乍恐大納言様ニは難有思召を以、是迄諸藩無比類御下金被成下、中将ハ素より倍臣ノ私共ニ至迄、深く御仁恤ヲ奉慕、今般之事情具サニ奉申上度、恐多モ殿下え拝借奉歎願候。何分出格之御取調を以過日指上候拝借之願筋御慈憐之御沙汰被成下候様、只管奉懇願候。以上

秋田

十月十二日

兼計書

御役所

右は中御門殿之御記録相渡持参奉願候事に御座候。

西京^(宋書)

今般相馬因幡守家来共ヨリ別紙之通奉歎願具候様申出候。然は同人共儀は未タ何等之御宥被為在御宥免之御沙汰無之御儀可有之候哉。乍恐難奉計御事ニテ、指越奉願候モ深く奉恐縮候

得共、兼々御承知被成下候通、因幡守儀は中将親敷間柄ニテ仮初ニモ恐入候次第有之候ては、嘸々於国元苦心モ可仕、然ル処願面之趣御座候得は、愈実行モ相立候ニ付、畢竟格別之御仁恤を以、速ニ御宥免モ被仰出夫々御用途ヲモ被仰付候御事と難有仕合奉存候。中将ニモ追々承何程敷安心モ仕候畢。付ては此表詰合家来共之儀、是亦同様何分御憐愍之御取調を以、御障不被為在御事ニ御座候ハ、願之通御聞濟御宥免之御沙汰被成下候様仕度、当人共は素より、於弊藩共ニ奉歎願候。右之趣何分宜御執成、此表詰合家来一統謹慎御免被成下候ハ、重畳難有仕合奉存候。此段乍恐副書を以奉懇願候。以上

秋田

十月十二日

弁事

御役所

主人因幡守儀先般棚倉辺ニテ官軍之抗拒仕候段、蒙御嫌疑ヲ京詰之家来共六月中より禁足被仰付、恐入謹慎罷在候。乍去固より勤王之志は聊挫折仕候儀無御座候得共、豈凶ランヤ隣境仙米之賊徒ニ被誑誘、小藩微力無拋場合より、終ニ官軍之相抗候様成行候段如何ニモ奉恐縮、然ル処去月中領分小高村迄官軍御打入ニ相成候ニ付、降伏謝罪之儀鎮撫使・四条殿え奉歎願候所、無御滞御許宥被成下候段、誠ニ以テ難有仕合奉存

候。依之因幡守父子城外寺院之立披、謹慎罷在候処、此程 御免被 仰付、中村城へ四条殿、三ノ丸之は 勅使御入ニ相成、引続仙台へ御討入御座候ニ付、則先鋒被 仰付、強兵五百人程繰出憤激接戦仕、既ニ駒ヶ峰迄御討入ニ相成候趣ニ御座候。其節討死手負等モ多分有之、且官軍兵糧方郡山藩并弊藩之被 仰付、大凡三、四万人程之御賄等指出候趣、且又因幡守家来共東京へ主用被申付出府仕、前条之始末同所 御惣督之も申上、官軍御用之 御絵符も頂戴帰邑仕候趣、委曲在所中村表より今般申越候。依之前件之次第 御洞察被成下、何卒出格寛大之 御憐愍を以、京詰家来禁足御宥免被成下置候様、其 御向様之宜被 仰上被下度、此段偏ニ奉懇願候。以上

十月

秋田中将様

御重臣中

相馬因幡守家来

村津 貞兵衛

秋田藩

賊徒平鎮ニ至候得共、未残徒有之やも難斗、就ては南部藩之儀は謝罪謹慎中之義にて器械等も無之候間、自然異変急報之節は互ニ応援聊私怨ケ間敷義無之、同心一和為 天廷尽力可致事。

十月十八日

西京^{〔朱書〕}

十月十九日

松平伊豆守用達徳治又右衛門ヨリ今般在所へ飛脚指立申度 御印鑑拝領奉願候処、用達ニテ御取場無之ニ付、奉願具候様申出ニ御座候。触下之儀ニ御座候間、不苦ハ 御印鑑拝領被仰付被下度奉願候。以上

秋田

十月

弁事

御役所

先般より具サ奉懇願候通、中将領分之戦争切迫ニ立至り、不顧前後買入候銃代外国之対候条約期限齟齬仕候ては、何分外々へ差障候次第も有之再応奉歎願候得共、未だ御憐愍之 御沙汰不被成下候処、右条約之異船一昨廿一日神戸へ廻着、昨廿二日約定書持参、中将大坂蔵屋敷へ代金受取ニ罷越候ニ付、両三日中引配之定日可相極旨詰合役人申談、一ト先退出為致候得共、兼テ奉願候御下ケ金片時モ早ク御沙汰ニ相成候様精々可奉願至急之便宜昨夜到着仕候ニ付、打重奉懇願候。抑外国へ対候条約十日之期限ハ余り切迫之事ニテ無抛次第とは乍申御取調之程モ奉恐入候得共、既ニ両日ヲ過残八日之内、萬一不引渡候ては信ヲ外国ニ失ひ候事ニテ、^{〔ママ〕}倍臣共之不行届より自然中将之不信と罷

成候儀臣子之情難忍奉存候。且又、約定書奥羽御総督府御印鑑
モ被指出被下置候旁詰合役人共実ニ手足之指処無之より不顧恐
切迫之事情奉言上只管御救助奉願候儀ニ御座候間、何分右至急
之情態御憐察被成下出格之 御沙汰を以急々御下ケ金被成下候
様泣血奉歎願候。以上

十月廿三日

會計官

御役所

秋田

拝借仕金子之事

合金七万両也

但当辰年壹割上納之内、月割上納金来巳年正月廿日限り上納
分同年ヨリ来ル辰年迄拾式ケ年之間拝借高之壹割宛毎年十一
月限り上納^{（朱書）}限り上納之事

右は今般金札御製造ニ付、列藩石高二応シ万石ニ付、金壹万両
宛御貸渡被成下候段被 仰渡候ニ付、中将知行高二相当ル拝借
高之内追々御貸渡相成候ニ付、此度右之金高御貸渡被成下難有
奉受取候。返納方之儀は御趣法之通、無遅滞上納可仕候。為後
日証文指上申候処依テ如件。

秋田

公用人

明治元年

中西文左衛門

貼札

辰十月廿八日

用人

村瀬 清

家老

真崎 兵庫

金札方
兼計官

御役所

貼札

御地より被仰越候御届之内打死・手負のみ書拔、右え認指出
候御届書也

先般 御沙汰有之候弊藩討死手負国許より調申越候分別紙之通
ニ御座候間、此段御届申上候。以上

秋田

十月晦日

軍務官

御役所

当月七日国許出立東京迄指立候飛脚同十七日同処え着ニ付、翌
十八日江戸邸より直々早便を以指越候書状、昨四日此表へ相達
候処、先般御届申上候後愈賊勢相募り、亀田境福部羅と申処よ
り相破れ、領内中淀川と申処迄賊徒押出シ所々放火、小山村と
申処迄侵入ニ相成仙北郡之方ハ兼テ申上候通、神宮寺村ニテ防
戦之所、右中淀川え侵入之賊城下ヨリ神宮寺村え之通路断切候

故、無抛神宮寺防禦之惣勢角館と申処之引揚候処、彼レ時ヲ得テ神宮寺ノ方よりモ進入、刈和野と申処迄襲来不容易苦戦ニ立至候処、大村・平戸両藩始諸藩ノ兵隊ニテ防キ留メ、賊徒多分打斃シ頗奮戦ニ付、賊終ニ大敗、其刻亦淀川へ乱入之賊モ薩長両藩始諸藩并弊藩之兵隊ニテ防戦、賊多勢討取暫時ニ退散、同時ニ椿川と申処ニテモ戦争、是以諸藩之兵隊ニテ打払、新屋口モ追々進撃庄内領へ突入ニ相成候由。然ル処先月十八日賊之惣勢俄ニ引揚ケ、全米沢・山形・上ノ山等降伏謝罪先鋒相願、官軍同様米沢口より庄内領へ御討入ニ相成、前後難敵より一時ニ敗散ニ相成候趣。続テ諸官軍弊藩人数モ同様庄内領酒田表迄繰込候所、庄内ハ素より仙台・盛岡共降伏開城歎願申出、依之九条殿 沢殿ニモ領内横手と申処迄御出陣、中将ニモ同処迄出張 醍醐殿ニモ弘前より領内へ近々御帰陣之趣巨細之義未夕取調行届兼候ニ付、追々可申達旨今般申越候間、右大旨一ト先御届申上候。以上

十月

軍務官
御役所

秋田

一明治元年辰十月廿六日

東京（朱書）

先般賊徒大挙弊藩へ侵入、邦内過半放火乱妨之恟ニ罹り切齒之至候処追々 官軍至着奮戦、無程掃攘賊地之進撃、衆賊降伏ニ及候断、畢竟 天威尊嚴随て 御下向之 御三殿御雄略故と重畳難有仕合奉存候。右御札使者を以奉申上候。以上

十月

秋田中将使者
佐竹河内

札 貼

以下藩地出足之月日相分り候廉も有之候へ共、差出候月日は不相分、依て末文日付ニ基き替記載之吟味候事。

東京（朱書）

今般賊徒降伏鎮定ニ相成、右御札使者為差登候ニ付奉窺 天機候。此旨宜御執奏奉願候。以上

十月

秋田 中将

東京（朱書）

先般衆賊大挙弊藩へ侵入、諸方之間道より襲来ニ付、防禦行届兼候砌、兼て味方と存候亀田・南部も賊と相成、南賊大館十二所口より入寇首尾、腹背敵を引受領地過半放火乱妨被致、実ニ切齒悲憤ニ不堪、右切迫之次第越後路 大総督府へ申上援兵奉願候所、則官軍御分隊被下、尚京師之申上候付、追々官軍御差下到着、

右数ヶ所之奮戰賊虜大敗醜屍道路ニ充塞致候。仍て直々賊地之

進撃之所、降伏謝罪之歎願有之、始て愁眉を開候。畢竟(宋書)天威尊

嚴隨て御下向之。御三卿御雄略故、重畳難有仕合奉存候。右御届

御礼重臣を以可奉申上候得共、不取敢一先此段奉申上候。以上

十月

秋田中将家来

萩庭彦七

東京(宋書)

今般官軍並家中之討死致候招魂場領内寺内村之相達候二付、為御寄付金札千両被下置難有仕合奉存候。右御礼以使者申上候。以上

十月

使者

萩庭彦七

先般領内之賊徒侵入切迫二付、銃器拝借奉願候処願之通銃器并彈薬とも拝借被仰付難有仕合奉存候。右御礼以使者申上候。以上

十月

秋田中将使者

萩庭彦七

右御口上書十月廿五日萩庭之被預置、東京并御三殿之御届二相成候。

辰十月廿五日出足萩庭彦七へ被預置候御届左之通

先般領内之賊徒侵入切迫二付銃器并金子拝借奉願候処、願之通

被仰付難有仕合奉存候。右御礼以使者申上候。以上

十月

右八同人之被預置、京都之御届二相成候。

萩庭彦七

十月晦日

東京(宋書)

一御勘定奉行萩庭彦七今日出足二付、同人持参 九条殿之御届書之趣

奥州箱館ハ 清水谷卿御鎮台所ニ御座候所、徳川脱走之賊艦四

艘、去ル十九日朝五ツ時、同所脇亀田より陸路十二里斗隔候驚

ノ木村海岸之着、直々賊徒上陸、同廿一日戦争相成候所、地理

案内之者有之候哉夫々手配防戦ニ及候得共、何分衆寡難敵、遂

ニ郊外迄被追、兵士及苦戦ニ防禦行届不申、無抛同廿四日夜

御同卿津軽・青森迄一先御引揚二相成候段 御同殿より御達有之

候故、応援之兵隊差出候取調二候得共、此段不取敢御届申上候。

十月晦日

御名

一明治元年辰十一月五日、弁事石山左兵衛督殿より御書附老通御渡

相成、同日高久祐助・村瀬清・中西文左衛門立会、岩城左京家来

公用人松村伝蔵之於 西京申渡之

岩城左京

其藩儀、賊徒ニ与党し官軍ニ抗衝致候段不屈之至、依之官位被止、屋敷取揚之上、詰合家来之もの早々帰国可致旨申付候事

十一月五日

行政官

上包之趣

弁事石山左兵衛督殿より
御渡御書附写忝通入

一当月七日国許出足、東京迄指立候飛脚、同十七日同所え着二付、翌十八日江戸邸より直々早便を以指越候書状、昨四日此表え相達候処、先般御届申上候後、愈賊勢相募り亀田境福部羅と申所より相破レ、領内中淀川と申処迄賊徒押し出し、所々放火、小山村ト申処迄侵入ニ相成、仙北郡之方は兼て申上候通、神宮寺村ニて防戦之所、右中淀川え侵入之賊城下より神宮寺村迄之通路断切候故、無扨神宮寺防禦之惣勢角館と申処え引揚候処、彼レ時を得て神宮寺之方よりも進入、刈和野と申処迄襲来、不容易苦戦ニ立至候処、大村・平戸両藩はしめ諸藩之兵隊ニて防ぎ留め、賊徒多分打斃シ頗奮戦ニ付、賊終ニ大破、其刻亦淀川え乱入之賊も、薩長両藩はしめ諸藩并弊藩之兵隊ニて防戦、賊多勢討取暫時ニ追散し、同時ニ椿川と申処ニテモ戦争、是以諸藩之兵隊ニて打払、新屋口モ追々進撃庄内領え突入ニ相成候由。然ル所先月十八日賊之惣勢俄ニ引揚ケ、全米沢・山形・上ノ山等降伏謝罪、先鋒相願官軍同様米沢口より庄内領え御討入ニ相成、前後難敵より一時ニ破散ニ相成候趣。続て諸官軍弊藩人数と同

様庄内領酒田表迄繰込候処、庄内は素より仙台・盛岡共降伏開城歎願申出、依之 九条殿・沢殿ニも領内横手と申処迄 御出陣、中将ニも同所迄出陣 醍醐殿ニも弘前より領内え近々御帰陣之趣巨細之儀未夕取調行届兼候ニ付、追々可申達旨今般申越候間、右大旨一ト先御届申上候。以上

十月

軍務官

御役所

秋田

一今般諸藩公議人より奥羽防賊御所置振見込之所書取を以差出可申旨 御沙汰之趣奉得其意候得共、国許戦争中公議人撰挙暫鎮静迄御猶予之儀、先達て中御願申上候通ニ御座候間、此段御届申上候。以上

十一月七日

弁事

御役所

秋田 — 公用人

松平伊豆
岩城左京
酒井紀伊

右藩儀、賊徒ニ与党シ官軍ニ抗衝致候段不屈之至、依之官位被止、屋敷御取揚、詰合家来之者早々帰国可致段、弊藩より可申渡旨 御沙汰ニ付、則公用人呼出シ申渡候所、恐入御請仕候。

尚又右三藩共屋敷ハ無御座候由。別紙書取を以申出候間、此段御届申上候。以上

十一月七日

弃事

御役所

秋田

一御当地之儀は未夕屋敷取建不仕候事。
一来ル十日発足仕度候事。

但、大坂住居小柳直記之儀も 御達候旨申渡、同所用屋敷取片付、其上一統発足仕度候事。

一御固場所通行 御印鑑御下ケ御願被下度事。

人数左之通

松村 伝蔵

石山 忠三郎

以下六人

右一紙

小柳直記

右一紙

右之通宜御取扱被下度奉願候。以上

岩城左京家来

松村 伝蔵

十一月六日
秋田中将様御内

中西文左衛門様

今般岩城左京家来松村伝蔵、別紙式通を以、弊藩迄願書候間、

其俣御届申上候。以上

十一月六日

弃事

御役所

秋田

松村 伝蔵

石山 忠三郎

以下六人

右一紙

小柳直記

右一紙

右之岩城左京儀、賊徒ニ与党シ官軍ニ抗衝致候段不届之至、依之官位被止屋敷御取揚、詰合家来之もの早々帰国可致段、弊藩より可申渡旨 御沙汰ニ付、則公用人呼出シ申渡候所、恐入御請仕候。然ル所右家来共弊藩迄願出ニは、道中筋通行 御印鑑頂戴仕度願出候。触下之儀ニも御座候間、不苦ハ右 御印鑑頂戴仕度此段奉願上候。以上

十一月九日

弃事

御役所

秋田

御願ヒ書之記載分

御国之御便之節、被仰上被下候様頼ニ御座候。

西京（宋書）

同月廿九日行政官官掌より御呼出ニて、松田銚三郎罷出候処、南運系を以御達御付札

佐竹右京大夫為名代一門佐竹河内此度国許より為差登奉伺 天機并御札申上候処、東京 御駐輦中ニ被為 在候間、京都太政官えは御届のみにて別段河内為指登御札申上候ニハ及申間敷哉、此段奉伺候。以上

十一月廿四日

弁事

御役所

佐竹右京大夫家来

近藤 良之進

御付札

別段差登スニ不及候事。

辰年十一月中於京都表御届御申立之趣左之通

先般より高並拝借金札段々奉歎願、其時々御聞濟追々拾七万兩御下金被成下、重畳難有仕合奉存候。実ニ他藩ニ比競仕候得ハ、誠以て出格之御沙汰ニて、此上奉歎願候様も無御座、只管御都合を奉待候より外無御座、然ル所連々奉言上候通、抑奥羽切迫之時態ニ立至候てより、事々件々皆以入費相増候事のみニて、其上先般も申上候通、遠路隔絶海陸不通より小銃買入等彼是齟

齟仕、追々御恩借之分も多分右銃代等ニ差向候事ニて、何分諸軍用ニは行届兼、方今全奥羽御成功御平定、漸々国家安堵之際と相成候所、領分十か七は皆焼亡荒地と罷成、土農工商とも衣食住を始、今日必用之雜具ニ至迄必至と指支、此後之相続何分苦心千万、陸地も開路ニ相成候上は、責て当分指当候入費丈ケも差下申度、且又御三卿東京邸え御宿件ニ付ても不少雜費有之、夫等之仕出し等大坂表館入共より調達、急々東京へ差下候様同所詰役人共より申越候得共、先頃より多端之用度申付、其後争戦至急之場合より一円産物等も差廻不申候故、是又融通之道必止と絶果、如何共在京坂之陪臣共手ヲ束当惑苦慮罷在候ニ付てハ、無限奉願候も重畳奉恐縮候得共、又々 朝廷之御救助ヲ奉願上候より外何分致方も無之、呉々御取調之程も恐入、且他藩之御都合も可有之、実ニ奉懇願兼候得共、右無執情実篤と御憐察被成下、分限高割拝借殘金三万五千八百兩格別之御取調を以當時御下金被仰付、何卒急場之所凌ニ相成候様 御仁恤之御沙汰被下候様只管奉歎願候。以上

會計官

御役処

秋田中将公用人

村 瀬 清

一先般 御沙汰有之候金札拝借上納形、今更奉歎願候も深恐入奉存候得共、中将儀ハ祖先忠勤之遺志を継、抑当七月中より賊中

二孤立し千辛万苦節義を相守、一国力素意貫徹、遂二奥羽平定罷成候儀ハ、偏官軍御応援を始厚き 御仁恤之御世話被成下候 天恩之然ラシムル所と不堪感涙重疊難有仕合奉存候。然ハ高割拝借被 仰付候金札高式拾万両之内、其時々猶予難仕切迫之事件のみ御座候て、御時節柄をも不憚奉歎願候件々御執揚被成下、追々ハ拾七万両都合御下渡被成下、実ニ以て諸藩ニ無比類御沙汰を奉蒙、右を以軍資を始一国之撫育近隣より引揚候藩々細々ニも扶助相成、殊更今般御下渡被成下候七万両を以、外国へ対候条約信義も相立、是又莫太之天恩寸時も不奉忘却、就てハ兼て御布告之通、当十一月中年割返納分、七月中拝借三万両、其後追々拝借都合十七万両之年一割、是分月割上納如何様ニも手配無遅々奉納度、詰合役人とも之志願ニ御座候得共、段々御承知被為在候通、弊藩四境より賊徒侵入、領内聊之貯迄掠奪ニ被及、尤当節無残追撃ニは罷成候得共、所々放火狼籍偏ニ風波之過ルカ如く、何より手を可出様も無之、糧食衣服さへ有無相通、仮成飢寒を免ル之体ニ御座候得は、当返納分国元より更ニ金配之目途無御座、大坂表は兼々館入共も申付置候得共、戦争ニ付今年之国産不為差登、是以融通之路必止と差塞リ、調達等可相弁様も無御座、如何共恐惑千万ニ奉存候。依之不得止奉懇願候。右段々奉言上候始末深く御憐察被成下、当十一月中返納方来已年返納期限迄御猶予之御沙汰被成下候様、偏ニ奉歎願候。以上

十一月廿二日

會計官御役所

佐竹中将公用人

村 瀬 清

右之御下ケ札

書面歎願之趣御規則ニ差響き難被及御採用候事。

辰十一月廿五日

一今般御沙汰有之候弊藩討死此表之申越候分別紙之通御座候。尤其後迎も争戦も有之候事故、追々申越次第御届可申上、尚実名年齢等之儀は未不申参候。此段御届申上候。以上

佐竹中将公用人

村 瀬 清

神祇官

御役所

一今般御布告之切支丹宗門御調之儀、追て御規則相立候迄、是迄旧幕所置中之通取調、当月中御届可申上御沙汰之趣奉得其意候。早速国元之申達候間、不遠取調可申越、今暫御猶予奉願候。何れ御日限も有之候御事故、此段一卜先御届申上候。以上

佐竹中将公用人

村 瀬 清

弁事

御役所

一今般諸国出兵凱陣帰休等之儀、巨細取調御届可申上御沙汰之趣奉得其意候。弊藩争戦自国之儀にて当時平定ニ相成、併庄内・盛岡・亀田等之人數指出置候趣ニ御座候得共、未夕治定取調不申越候間、追て申達次第御届可申上、此段一卜先御届申上候。以上

十一月廿四日
軍務官
御役所
佐竹 | 公用人
村瀬 清

十一月晦日

西京(宋書)

御任官御年齢等之明細書御届申上候
高二拾万五千八百石余

出羽国秋田郡久保田
佐竹右京大夫源義堯
当辰ノ四拾四歳
実相馬長門守益胤三男

安政四年丁巳七月廿日家督

安政四年丁巳十二月十六日叙従四位下任侍従

元治元年甲子四月十八日従四位下遷任左近衛権少将

慶応三年丁卯八月十一日従四位下転任中将

嫡子
未官位無御座候
庶子
実分家佐竹播磨守義諶男
佐竹 銚丸
当辰ノ二歳

貼札

康十(宋書)
佐竹銚丸
当辰ノ二歳

西京(宋書)
匿名之投書

方今 御国体大ニ変遷、万国普通之秋ト相成候ニ付ては、上下一途大ニ 皇基ヲ振起シ国是ヲ定制度規則ヲ被為建候ハ勿論ノ御事ニ候。然ル処春来東北不明ノ藩々并脱走ノ徒大ニ蜂起ス。於尊藩ハ其ノ中央ニ孤立シ、聊賊ノ為ニ不被犯数月藩威ヲ被示天兵御討臨ニ自ヲ先鋒シ、速ニ賊巢ヲ平らケ今日全ク御鎮静ニ立至ル。是レ天威ノ光耀スル所且ハ尊藩一層御尽力ニ依ル故也。御 王政挽回海内一定開国ノ大勲勞有ル尊藩ニ対シ聊齟齬スル建言顧念雖不少、断然公道ニ基不顧忌憚、左ニ奉懇願候。一朝政御一新御初政ノ今、天下ノ全力ヲ平均シ、大小ノ各藩私見

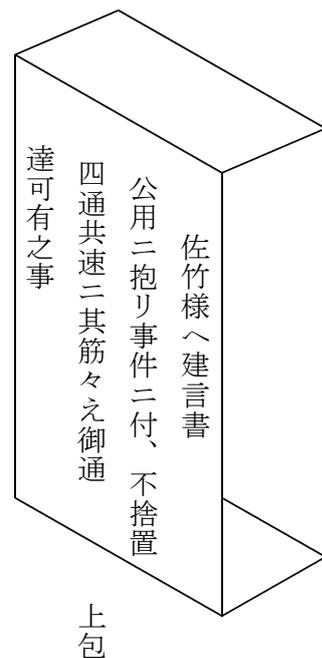
ヲ去リ 公議ヲ採リ、上下一致ニシテ、大ニ 皇国御保護ノ目途不被為立ハ不相叶御事ニ候。就ては其旨ニ基、諸藩封内三分ノ一ヲ以テ速ニ貢獻シ、并貢士人撰ノ上、是又三分一ノ人員ヲ貢シ、以テ協同戮力セハ、自ラ 皇威隆興ノ基根可相建。

然て常備兵員或ハ府県兵員等撰人定則ヲ被為建候は 朝廷ノ御知事先以右事件ノ公論振起セン為ニ一層奮勵シテ建言懇訴仕候雖、然素より賤愚ノ身ヲ以及発論候儀ニ付、強テ泥悩無之、有志ノ御方ハ是ヲ大会議所ニ発シ、賢明ノ議論ヲ経、至当ノ公議ヲ御採用被為在、素志無之方は無是非次第、希クハ尊藩ノ大論ヲ被為興度謹て奉御願候。頓首

但シ右事件一々御藩各々至ル迄 朝廷之及言上候。乍去藩屏ノ任ニ關係候ニ付、御斟酌可被為在候得共、畢竟是レ私見ニシテ天下一般ノ論ニ無之候。就ては降伏ノ藩々え大ニ悔悟奮發ヲ鼓舞シ、俱に公論ヲ起サン為ニ別紙三通通達ヲ尊藩ニ奉願候。神速ニ御達、何分ニモ社稷大幸ノ基礎被為立度有志之方々熟考詳論希所ニ候事。

戊辰十一月
佐竹様
御藩中へ

東国
一小藩土拝



方今 御国体大ニ変遷万国普通ノ秋ト相成候ニ付ては、上下一途大ニ 皇基ヲ振起シ、国是ヲ定、制度規則ヲ被為建候ハ勿論ノ御事ニ候。然ル処尊藩ニ対シ建言忌憚不少顧念候得共、断然公道ニ基、不顧忌諱明ラカニ奉發言候。抑旧冬以来 御一新ニ付ては東北不平御国難ヲ醸成ス。於尊藩ハ御大藩と申、中立シ四方不明ノ徒ヲ鎮撫有之、速平定之功ヲ可被奏勿論ニシテ、既ニ対会奉 勅御出兵候処、豈凶ランヤ謝罪ノ偽言ヲ御信用有之、屢被抗天兵被奉脳 宸襟候段不輕次第ニ候。素より同国憐藩ノ情実ヲ論シ不得止之場合ニ至ツテハ、先鋒ヲ辞シ傍觀有ツテ可然之処、近傍ノ諸藩ヲ会盟シ賊威ヲ助成シ、恐多クモ 錦旗ニ発炮有之候条は、其逆罪却て会庄ニ藩ノ罪ヨリモ猶重義ニ当リ候。夫会庄等ノ逆罪勿論ニ候得共、今日主家危急ノ場合、衆論区々ニシテ不計大義順逆ヲ誤り候実情ニテ、貴藩杯え同日ノ論ニ無之、然ルニ進退宜ヲ不被得ノ所行不明甚敷シテ罪輕キニ

当候。依之不待 朝裁ヲ速ニ領地ヲ返上シ御屠腹至当御座候雖、然 朝廷御業寛典ノ御所置被為在候上は、謝罪之実功急度不被立ハ不相濟事ニ候。依テハ今般天下ノ全力ヲ平均シ、上下一致ニシテ 皇国御保護ノ目途被為建候旨趣ニ基、諸藩封内三分一并人員貢獻ノ公論振起センカ為ニ一層奮勵シテ有功ノ藩々ヲモ不顧、有志ノ諸大藩ニ建言懇願ニ及ヒ候。希クハ尊藩悔悟大ニ憤發有之、国家ノ御為天下一般ノ公論被為興、至当ノ公議ヲ御採用相成候様謹て奉仰願候。頓首

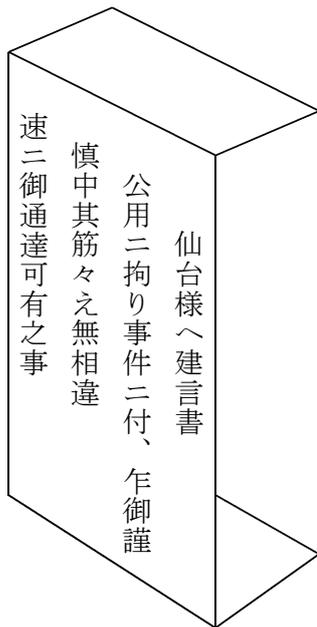
但シ右事件一々御藩名ニ至ル迄 朝廷之及言上候。乍去藩屏ノ任ニ關係候ニ付、御斟酌可被為在候得共、畢竟是私見ニシテ天下一般ノ論ニ無之候。就ては近傍ノ諸藩ハ不及申有志之方々ヲ鼓舞シ、社稷ノ大幸ヲ被為立候様熟考詳論希所ニ候事。

東国

一小藩士拜

伊達様

御藩中へ



方今 御国体大ニ變遷、萬国普通ノ秋ト相成候ニ付ては、上下一途大ニ 皇基ヲ振起シ、国是ヲ定制度規則ヲ被為建候ハ勿論ノ御事ニ候。然ル処尊藩ニ対シ建言忌憚不少顧念候得共、断然公道ニ基、不顧忌憚明ラカニ奉發言候。抑旧冬以来 御一新ニ付ては東北不平御国難ヲ釀成ス。於尊藩ハ御大藩と申中立て四方不明ノ徒ヲ鎮撫有之、速ニ平定ノ功ヲ可被 奏ハ勿論ニ候処、豈凶ランヤ謝罪ノ偽言ヲ御信用有之、屢被抗 官軍候段不輕次第二候。素より近藩之情実不得止ノ場合ニ至てハ、挙師ヲ辞シ傍觀有ツテ可然ノ処、近傍之諸藩ヲ会盟シ、賊威ヲ助成シ、恐多クモ 錦旗ニ発炮有之条は其逆罪実ニ重シ。依テハ不待 朝裁速ニ領地ヲ返上シ御屠腹至当ニ御座候。雖然 朝廷御寛典ノ御所置被為在候上ハ、謝罪之実功屹度不被建ハ不相濟事ニ候。就ては今般天下之全力ヲ平均シ上下一致ニシテ 皇国御保護ノ目途被為立度御旨趣ニ基、諸藩封内三分一并人員貢獻ノ公論振起センカ為、一層奮勵シテ有志ノ諸大藩ニ建言及懇願候。希クハ尊藩悔悟大ニ御憤發有之国家ノ御為天下一般ノ公論被為興度、謹て奉仰願候。頓首

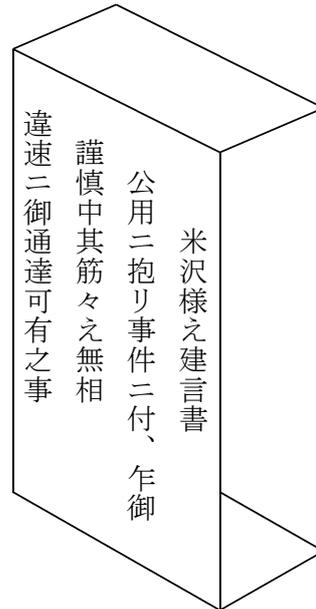
但シ右事件一々御藩名ニ至ル迄 朝廷之及言上候。乍去藩屏ノ任ニ關係候ニ付、御斟酌可被為在候得共、畢竟是私見ニシテ天下ノ公論ニ無之候。就ては近傍ノ諸藩ハ不及申、有志ノ方々ヲ鼓舞シ、社稷ノ大幸ヲ被為建度熟考詳論希所ニ候事。

戊辰十一月

東国

一小藩土拝

上杉様
御藩中へ



方今 御国体大ニ変遷、万国普通之秋ト相成候ニ付ては、上下
一途大ニ 皇基ヲ振起シ国是ヲ定制度規則ヲ被為建候は勿論之
御事ニ候。然ル処其御藩ニ対シ建言忌憚不少顧念候得共、断然
公道ニ基、不顧忌偉明ラカニ奉発言候。抑旧冬以来 御一新ニ
付ては人心動揺、就中東北ノ地不明ノ徒脱走ニ及ヒ不義逆論ヲ
実ニ唱成シ、適ニ明議を辞シ候者モ 朝廷御仁典ヲ奉疑自身自
心ニ迷惑シ、無謂暴動御国難ヲ醸成シ、遂ニ 王師ヲ奉動万民
ヲ苦メ候段、実ニ天地不容ノ大逆罪也。於尊藩長ク京師ニ奉職、
闕下ノ実形素より察知勿論ニシテ、時運ノ形勢ニ依り、速ニ辞
職東帰人心ヲ御鎮撫可有之ノ処、何分見込を以今日迄暴威ヲ張
リ恐多クモ被抗 天兵候哉。不義不明不名更ニ無謂事ニ候。此

上ハ不待 朝裁、潔ク御屠腹至当ニ御座候。雖然 朝廷御業寛典(朱書)
ノ御所置被為在候上ハ、謝罪之実功急度不被立ハ不相濟事ニ候。
依テハ今般天下ノ全力ヲ平均シ、上下一致ニシテ 皇国御保護
ノ目途被為建度旨趣ニ基、諸藩封内三分一并人員貢獻ノ公論振
起センカ為ニ一層奮励シテ有志ノ諸大藩ニ建言及懇願候。希ク
ハ尊藩悔悟大ニ憤発有之、国家ノ御為 天下一般ノ公論被為興
度、謹て奉伏願候。頓首

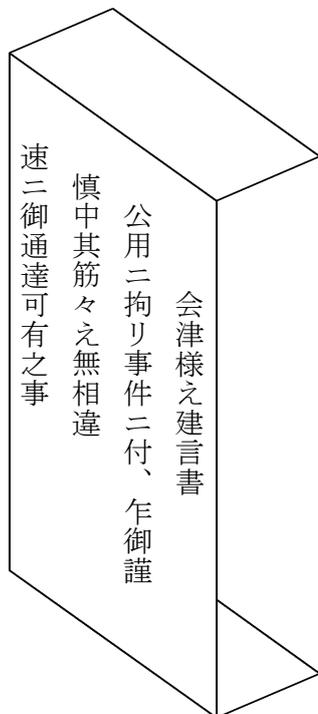
但シ右事件一々御藩名ニ至ル迄 朝廷え及言上候。乍去藩屏
之任ニ關係候ニ付、御斟酌可被為在候得共、畢竟是私見ニシ
テ天下ノ公論ニ無之候。就てハ庄内藩ヲ始トシ近傍ノ諸藩有
志ノ方々ヲ鼓舞シ 社稷ノ大幸被為在度熟考詳論希所ニ候事。

戊辰十一月

東国

一小藩土拝

会津様
御藩中へ



右返答書
(朱書)

当今 王政一統ニ帰シ徳化四海ニ溢る。尚大ニ 聖徳を御開張被為在、讜容正議ハ勿論葛藟といへとも御採用被為遊、大綱日ニ張り細目月に挙り、拔去凶邪挙貴賢良は実ニ千歳之一時にして貴賤賢愚之なり。一滴を大海ニ添るハ元より 朝廷之御趣意ニ候得は、右御趣意を奉体認ハ弊藩之素志ニ候得共、條条理分明ならざる義は苟も可達之理無之候。今其文中不可解之条件雖、不可枚挙摘其要論之如左。

一 君臣父子之大道ハ天理民籍大ニして政体治法之紀綱ニ有之候処、会庄之賊等大義名分ヲ犯候故、仙台ニ於て討会之願申立、宜奉勅出兵之上ハ、神速ニ大挙可屠巢窟。彼若謝罪歎願申出候ハ、城郭兵器を受取、速ニ可奉伺 天裁は、事理之至当ニ可有之。然ルニ今は文中同国隣藩之情実ヲ論シ、不得止之場合ニ至てハ、先鋒を辞シ傍觀有之可然とハ如何候や。君臣之大義を棄て、近隣ノ私親ヲ重する之理も可有之歟。且某夫会庄之為賊や万口一談欲食其閑然るニ専ら奉 命討賊之任として傍觀するハ、藩屏ノ職掌分果して可然哉。是不可解之一ケ条也。

一 凡四海之内尺寸凡 王土ニあらざる事なきハ素より不待論、然りといへとも其出土地を分けて其後を管轄せしめてハ、即 王化を四表ニ光被せしむる所以ニ有之。其職掌之職否ニ依り、或ハ削、其地或ハ増其封、恩賞減刑並行ハるハ天地生殺之常理ニシて、即 王者世を御するハ大管復ニ候得ハ、往古来今不

可欠、今其文中誅賞共ニ廢する之義ニ可有之哉。天下之諸侯討賊之為ニ大兵を數百里外ニ暴露シ、又賊留之藩々に至てハ、城郭も焦土ト相成候処、彼之賊等飽迄抗 天兵、勢衆之力尽キ不得止して降伏を請ものと、概して封地三分一を可献との論ニ可有之や。抑忠臣為王事社稷を抛は素より止んする所にて、豈三分一を献して止んや。是又諸賊既ニ降伏ニ及候上ハ櫛を興して天裁を待も尚足らず。然るニ領地返上とハ尚旧領を以て賊之有トするや。惣して論する処曖昧ニして分明ならず。是不可解ニケ条也。

一 天下之訴是所謂国是にして其是非するハ、全て義理之当否より相生シ、是即公論私言之分るハ所以ニ有之候所、会仙米之如きは萬古之乱臣賊子ニして蔑視 朝廷、奉迎鎮撫惣督府、且弊藩之社稷を亡さん事を謀れり。萬一 朝廷之御救援無之候ハ、寡君社稷と共に斃候ハ勿論、総督府も如何之御危難ニ可被為至候や。殆んと一藩挙て俱ニ不可戴天之仇と可謂。然ルに三通之書載を以弊藩ニ縋託シ、賊ニ達センと歎するハ如何之旨意ニ可有之。僕等果シテ天朝並に寡君に對シ、臣子之義理欠る所も無之候也。是不可解之三ケ条也。

右三ケ条之不可解ハ、從來僕等愚陋之所致といへとも、義理之所不安ハ苟も可達之理無之候。且夫其行ハ君子之樞様天地を動す所以にも候処、今天下ノ公論ナリトシテ発スルニ當て其姓名ヲ隠し竊に書ヲ投するハ、豈君子之其行然る事仕るも

の敷。將弊藩不可苦認敷。賊徒に非すハ明らかに来て論之よ。
弊藩雖無人亦敢訴に弁なく、若シ之を論するに意なくんハ請返
之、今日より三日を出ては敢て僕等かよう知る所ニあらず。

弁事御役所

十一月廿九日生駒旬之助口上覚弁使者演説書添

一 甚寒之節 益御勇健被成御座奉恭賀候。先般在着以来別て御依
頼申上候処、不一形厚蒙御懇情千万忝仕合奉存候。何分此上共
不相変御好意奉冀候。將又奥羽御平定ニ付、此程私儀不取敢奉
伺天機度参府仕候所、今般下大夫席被 仰付、高三千三百石余
本禄如旧下賜候旨御判物頂戴之冥加至極難有仕合奉存候。右御
吹聴前条御礼旁参上仕候。

十一月

生駒 旬之助

十一月廿九日生駒旬之助殿使者小菅左門相越候ニ付、良之進
引会候所、今日旬之助儀 九条殿御始え為御暇乞参上仕、猶
此方様え参上先達て中之御礼申上度奉存候て、御取次之向承
候処、当時御客御使者共御断中之趣ニ付、直名之口上書持参
罷出候間、旬之助参上仕候事ニ取斗呉候様申聞、猶此度旬之
助急段為伺 天機罷登候ニ付、帰邑之上御国許え御礼参上可
仕之心得ニ御座候所、直々東京え被留置候て近々帰邑相成兼
候仕合ニ付、是又宜様御国へ御使之節被仰上候様頼御座候。

一十二月四日京都弁事御役所え差出候御書附写

今般生駒大内蔵儀、藩屏之列ニ被加置候段御布告も有之、且同
家より同列之儀ニも御座候間、以来 朝廷御沙汰之趣致伝達呉
候様申出ニ御座候。因て外触下之藩々之通、向後諸御達等致廻
達候て可宜候哉此段奉伺候。以上

十二月四日

佐竹中将公用人

村 瀬 清

弁事
御役所

付札之趣

可為伺之通事

十二月

今般南部美濃父子東京え被 召出候付、護送之兵隊兼て 御沙
汰之通、家老渋江内膳附属五小隊差出、去月十三日盛岡表出足
彦太郎儀は津輕藩護送之 御沙汰ニ御座候処、同藩海防之予虞
有之、兵隊繰出候無之ニ付、弊藩予備之兵二小隊遠藤弥生之附
属差出、同十四日盛岡表出足之趣申来候。猶南部地取締被 仰

付候付、別紙之通兵隊并二役員出張申付候条中将より申付越候間、此段御届申上候。

右は盛岡入城

小野崎 三郎

六小隊

梅津 隼人助

四小隊

右は予備兵として南部領鹿角繰込

取締役員

取締方 式人

謀議司 式人

公裁司 八人

讞獄司 式人

書記 式人

會計 四人

公裁司補 廿人

捕亡司 式人

同下役 拾五人

十二月

秋田公議人
小野崎 鉄蔵

旧幕脱走之賊艦追々跋扈、函館府侵掠、兼て出張之官軍苦戦

二及ひ 知府事殿津輕領青森え 御転陣之趣報知有之二付、迅速応援之兵隊差出可申筈之所、当時南部地之出兵且海防予備之兵隊繰出何分行届兼候付、一ト先不取敢為御芸衛(警)十一月四日一小隊差出、猶又応援二小隊国境大館迄繰込候処 知府事殿御指揮二付、則弊藩沿海予備之兵二申付候段、中将より申付越候間、此段御届申上候。

十二月

秋田公議人
小野崎 鉄蔵

北陋之地追々風寒凍雪之時二至り、兵士惨苦之情深被為悩 聖念、防寒之具として毛布一着宛下賜之、孰れも冥加至極難有感戴仕、於私も重畳難有奉存候。此段宜御礼可申上、中将申付越候間御届申上候。以上

十二月

十二月六日

(朱書)
東京

若殿様御用召二付、御参 朝之処、於伝達所弁事千種少将殿ヲ以御渡御書附三通左二

佐竹次郎

其藩儀祖先勤 王之遺意ヲ承述、父子協心確然一方ニ固守藩屏 禦侮之任ヲ不辱、終ニ東北平定之功ヲ奏候段 叡感不淺候。今

般參觀二付、官爵任叙被 仰付候事

十二月

行政官

佐竹次郎

任修理大夫叙従五位下右 宣下候事

戊辰十二月六日

行政官

佐竹修理大夫

紫組掛緒被免候事

十二月

行政官

十二月七日

東京（朱書）

一屋形様御用召「御在府無之ハ重臣御名代可相勤之旨」御達有之、御名代御家老岡本又太郎・御留守居近藤良之進同道罷出候処、於伝達所弁事千種少将殿を以御渡之御書付二通

秋田中將（朱書）

御書

其方儀今般奥羽御領之内、民政取締被 仰付候二付ては、兵乱之余人民愁苦之情状追々被 聞食、深く被為遊 聖念候付、兼て民政相心得候家来精選之上彼地出張申付、 朝廷之御政体ニ

西京（朱書）

別紙覚
金貳拾万貳千五百両御賄代

基き人民撫育ニ厚く心を用ひ、御一新之御趣意洽く貫徹致候様可取斗旨 御沙汰候事。

但出張地所之儀は、府県掛之可伺出事。

十二月

行政官

十二月七日（朱書）

一同日 若殿様御用上 朝被遊候処、三條右大臣殿大広間之御出席、官掌金谷敬次郎殿を以御渡之御書付二通

佐竹修理大夫

別紙之通被 仰出候間、此段可相達事。

十二月

行政官

岩城隆邦

奥羽諸賊と同盟し 王師ニ抗衡候条、大義順逆を不相弁次第、其罪不軽屹度御咎可被 仰付之処、出格之 思召を以領地之内二千石被 召上隠居被 仰付、家名相続之儀は血脈之者之可被 仰付事。

但相続之者可願出事。

十二月

行政官

但、官軍并近隣より繰込候藩々大凡九千人、七月迄三ヶ月
日老入二付、平均老歩ツ、之積り、御賄代悉皆夜具損料、其
外人馬賃錢とも惣雜費之見込。

右は国元より取調申越候儀ニハ無御座候付、見込も付不申 沢
殿ニは五月初旬より弊藩被 御転陣 九條殿 醍醐殿ハ六月下旬
より御転陣、官軍御応援も追々御繰込ニて、何月何日より何百
人、又何月何日より何千人と精細之調無御座候得は不相成儀ニ
御座候得共、委曲は本書え奉申上候通、取調申越候儀ニ無御座
候故、前後之月ハ相除き、戦争之三ヶ月え纏ひ大凡老日九千人
と調申候。近隣之藩々差加へ候てハ、一万員以上之節も可有之、
且又 御三卿様以下御賄代、格別之差等御座候得共、三ヶ月中
老日九千人と相調候故、平均ニて老日老入へ老歩と積り申候。
追々精細之取調可奉申上、此度は爰許詰合役人共大之見込ニ御
座候故、行違も可有御座、其段御含置被成下度奉存候。以上

十二月

先般より拝借金札度々奉願候所、其時々御聞濟被成下、殊ニ此
間又々式万両速ニ御下ケ金、誠ニ以難有仕合奉存候。此上奉願
上候も深く奉恐入候得共、国許戦争後万端必止と差支、逸々困
苦当惑之次第ニて、追々奉言上候通ニ御座候間、何分御憐察被
成下、残老万五千八百両別段御救助を以、当時何卒御下ケ渡被
仰付被下候様無限奉懇願候も、実ニ重畳恐懼至極奉存候得共、

只管奉懇願候。以上

十二月

會計官御役所

佐竹中将公用人
村 瀬 清

西京〔朱書〕

弊藩初岡敬治と申者、公議人副役ニて此表へ罷登候得共、未夕
本務之者不罷出候ニ付、御届等も不致処、今般東京へ會議被立
置候ニ付、公議人無残同所へ罷出候間、此段奉申上候。尤本務
之ものも国許より東京へ直々此度罷出候趣申越候。副役之義ニ
御座候間、別段不申上候得共宜御事ニハ奉存候得共、為念御届
申上置候。以上

十二月

弁事

御役所

佐竹中将公用人
村 瀬 清

右之者此度東京え指下申度、依之東海道筋滞無御座候様 御印
鑑頂戴仕度奉願候。以上

十二月八日

弁事

御役所

佐竹中将公用人
村 瀬 清

右者此度北国筋より羽州秋田え差下候付 御印鑑頂戴、慥ニ奉受取候。差上可奉上納候。已上

石井清助
加藤林蔵
瀧口清五郎
下部四人

佐竹中将公用人

村瀬清

十二月十日
弁事御役所

今般生駒大内蔵義、藩屏之列ニ被加置候段、御布告も有之同家より同州之儀ニも御座候間、以来 朝廷 御沙汰之趣、致伝達呉候様申出ニ御座候。因て外触下廉々通、向後諸御達等致廻達候て可宜哉、此段奉伺候。以上

佐竹中将公用人

村瀬清

十二月四日
弁事御役所

東京^{（宋書）}

南部藩

旧幕脱艦自然当領内え来港、謝罪等不申出乱暴狼藉致候節は、兼て為奏実効飽迄死力を尽し防禦可致。猶時宜より秋田・津軽

両藩之着報可致候事。

但箱館鎮台府えも速申出 御沙汰伺可申事。

奥羽鎮撫 総督府

十月廿一日

南部軍務中

右は謹慎中万一当辺海え賊艦渡来之節、時宜ニ仍て出兵被仰付候間、其節ハ秋田藩之指図を以兵器仮受防禦励忠戦可立謝罪之実効候事。

右ハ 総督府御内沙汰候事。

十一月

監察使

当藩之儀ハ謝罪謹慎中ニ候得は、追て 天裁相蒙候迄ハ深く謹慎罷在候儀勿論ニ候得共、今般箱館并松前地え官軍御進撃之仕略奉承知、傍觀仕居候てハ更ニ実効相立候訴も無之、殊ニ別紙両通御達書之趣も有之候得は、只管領分近海え賊艦渡来のみ相待候次第ニてハ甚残念至極ニ御座候。随て有罪之身、重畳恐入奉存候得共、臣子之情実御憐察被成下、弥御進撃之節ハ、先鋒被仰付被下置候様奉歎願度、此段宜御執成奉願候。恐惶謹言

南部主水

十一月

毛馬内 讚岐

三戸式部

南部伊予

南部 弥六郎

古内茂右衛門殿

小場 小伝治殿

一銃器并玉薬之事

一船之事

南部美濃父子降伏、謝罪ニ付東京え被 召寄、家中之者謹慎恭順中に付、弊藩より鎮撫行政司にて出役可致之 朝命を蒙り家来を以夫々盛岡え差出置候所、当領諸士農商之徒ニ至申上候。

深く恐懼謹慎罷在候体見聞仕候。然は当藩之儀は兼て奥羽鎮撫御惣督府并監察使より御書面を以御達も有之候処、去々月中より箱館表え旧幕之賊艦渡来跋扈之儀相聞得候。就てハ同処え先鋒尽死力励忠戦、先非悔悟之実効を 奏申度、別紙之通歎願申出候段、家来出役之者より申越候。当藩之儀は一時家督を失ひ大義を誤候得共、隣国強暴之勢に劫掠せられ候儀無之にもあらず、今に至て先非を改め、悟り深く謹慎之上実効を以主人父子重罪之嚴譴を贖んと欲して斯歎願申出候ニ付てハ、頗る 御寛容之 叡旨を垂れ賜ひ御採用被成下候ハ、孰れも 天恩之程難有奉感戴死力を尽、忠戦実効を奏可申と奉存候。依て此段於私も奉伏願候。猶委曲之儀は以家来奉 奏上候。以上

十二月

御布 秋田 中将

東京（朱書）

若殿様御昇進ニ付、左之通御伺被指出候

御太刀

一腰

右は佐竹修理大夫任叙被 仰付候付、於東京献上可仕哉奉候候。御付札

此度ニ限り於東京献上可有之事。

大宮御所え

干鯛

一卜箱

右は兼て御布告之通献上可仕候。以上

十二月十四日

弁事

御役所

佐竹右京大夫家来

海老原 渡

東京（朱書）

一明治元年辰十二月十六日

今般 御直衣一領 御劍一振頂戴之為御札、一門佐竹将監為差登候ニ付、奉窺 天機候。此旨宜御執 奏奉願候。以上
十二月 佐竹右京大夫

東京^{（朱書）}

先般賊徒侵入之砌、四境二敵を引受孤立と相成候得共、鬩藩奮撃無程醜類を掃攘ニ及候は畢竟 天威尊嚴且は 御下向 御三殿之御軍配と官軍之力ニ御座候処、今般祖先勤 王忠節之遺志を承述し、鬩藩奮起賊中ニ孤立し大義を唱へ賊使を戮し、自ら出馬醜類を進撃し、近隣諸藩を鼓舞せしめ候段、達 宸聴 叡感被為在候との御儀を以 御直衣一領 御釵一振下賜之分外之籠景不堪拝荷重畳難有仕合奉存候。依て不取敢一ト先一門佐竹将監為差登御礼奉申上候。此段宜御執 奏奉願候。以上

十二月十六日

秋田 中将

十二月二十一日

西京^{（朱書）}

今已刻非蔵人口より重臣御呼出二付、村瀬清名代として出頭仕候処、於評席東園宰相中将殿を以別紙御渡ニ相成候趣

佐 竹 中 将^{（朱書）}

先般其藩之違名之投書有之。其文中妄誕素より論スルニ足らず。右二付詰合家来之者答書之次第、名分大義を明かし、条理明算^{（朱書）} 彼邪説を排御斥候事全く其方兼々教導行届、藩論一定之儀殊ニ神妙之事ニ候。猶此上拡充之力を以隣並之諸藩を鼓舞し、東奥藩屏標準シトモ相成候様益勉勵可有之旨 御沙汰候事。

十二月

行政官

東京^{（朱書）}

一明治元年辰十二月廿一日

私儀今般奥羽御領之内民政取締被仰付候付てハ、兵乱之余人民愁苦之情状追々被 聞食、深被為痛 聖念候付、民政心得候家来精撰彼地出張申付 朝廷之御政体ニ基き人民撫育ニ厚心を用ひ、御一新御趣意致貫徹候様 御沙汰之趣奉畏候。右御請宜御執 奏奉願候。以上

十二月

秋田 中将

一明治元年辰十二月廿一日

東京^{（朱書）}

今般祖先勤 王之遺志を承述し、父子脇心確然一方ニ固守、藩屏禦侮之任行届、終ニ東北平定之功を奉 奏 叡感被為在候との御儀を以、同苗次郎儀被任修理大夫叙從五位下之 宣下を賜、且紫組掛緒御免被成下、於私も重畳難有仕合奉存候。右御礼一先一門佐竹将監を以奉申上候。此段宜御執 奏奉願候。以上

十二月

秋田 中将

一十二月廿五日弁事御役所之差出候御書附写
(宋書)
東京

今般修理大夫叙任被 仰付候二付、献上之御太刀ハ此度限於東京相濟候得共、大宮御所之献上御布告之通、於此表献上可仕御沙汰ニ御座候所、右兩度叙任之簾、同日ニ献上仕候て可宜候哉。又は兩日兩度ニ献上可仕候哉。且何日ニ献上仕候て可宜候哉。此段奉伺候。以上

十二月廿五日
弁事
御役所

佐竹中将公用人
村 瀬 清

付札之趣

来ル二十九日一日ニ献上可致事

辰十二月廿八日

(宋書)
東京

弁事御役所ヨリ御呼出ニテ、細川官助出頭致候处、権弁事新五郎ヲ以御書附ニ通御渡相成、龜田藩工可相達趣演達、翌廿九日同藩重役呼出相渡候写左之通。

龜田藩
重臣

其藩旧領別紙郷村高帳之通今般佐竹右京大夫工取締被 仰付候間、早々地所引渡シ可申旨御沙汰候事

十二月

行政官

別紙

羽後国仙北郡

正手沢

杉山田

円行寺村

木壳沢村

江原田村

同国由利郡

萱沢村之内

同国河辺郡

黒瀬村

右之通上地相成候事。

秋田藩

今般箱館表擾乱之儀ニ付、伊勢兵隊四百人、予備として其藩城下表之罷越候条 兵食賄等差支無之様 御沙汰候事。

但、当分之内兵食賄置、追て取調書可差出候事。

辰十二月

東京
軍務方

(空白)

立花 飛騨守殿

十一月十五日於西京弁事御役所、東園宰相中将様被仰渡候

松前 敦千代

同月廿八日松前志摩守様より以廻状為御知申来候御書付写

今般脱走賊襲来二付、家来共より御届申上候通苦戦尽力仕候得

共、小藩微力防守行届兼、一旦津輕弘前之引揚、同所薬王院二

謹慎罷在候間、此段御届申上候。以上

其方儀是迄在京之所、今般脱走之賊徒箱館・松前辺嘯聚、不易時態二立至候趣報知有之二付、御暇願之通被 聞食届候条、急速帰邑奮励尽力勦絶之功を奏候様 御沙汰候事。

十一月

行政官

十一月廿五日

松前志摩守

御附札

不及謹慎候事

松前 志摩守

去十月以来徳川脱籍之賊徒領内侵入之折柄、闔藩勇奮以寡当衆
不一形及苦戦、君臣一体百折不挫、只管勤 王之大義を重し、
一家之危急を不顧、折衝禦侮藩屏之職を尽候段、武門之覚悟不
過之 叡感不斜候。今度格別之 思食を以直垂地一領・金三千
両下賜候。尚益以勉励尽力敵愾を鼓舞し、他日官軍之進撃を待
可奏成功旨 御沙汰候事。

十二月

行政官

右十二月十五日於東京城弁事西四辻様御渡

活動報告

(令和七年二月現在)

一 展示

○連携展

「東成瀬村アーカイブズ・ギャラリー」

会期…五月一日～六月三十日

会場…東成瀬村まるごと自然館

コーナー設定

- ・江戸時代の村
- ・藩境のドラマ
- ・用水路
- ・ゴールドラッシュ
- ・村政の成績簿
- ・明治の仙北道
- ・県庁で使われる秋田藩の絵図
- ・江戸時代の村
- ・明治時代の村
- ・描かれた村
- ・成瀬川第2発電所計画
- ・新資料の発見
- ・記憶の彼方に

○企画展

「東成瀬村アーカイブズ・ギャラリー」

会期…八月二十二日～九月二十三日(前期)

九月二十六日～十一月 四日(後期)

会場…秋田県公文書館 特別展示室

コーナー設定

(前半)

- ・ジュネス栗駒
- ・仙人修行の村
- ・「日本で最も美しい村連合」の村
- ・日本最大級の石器が見つかった村
- ・東成瀬村の江戸時代
- ・藩境の村
- ・古文書よみとき講座
- ・旅する村人
- ・手倉番所
- (後半)
- ・仙北道のドラマ
- ・東成瀬村の成立
- ・養蚕にかける思い
- ・村の生活
- ・公文書保存の重要性
- ・村における記録の集約

県と県内市町村が連携して展示会を実施するのは、歴史資料の保存と公開、すなわち「アーカイブズ」の概念を広めるためである。本展示の準備にあたり、村教育委員会では村民が持つ歴史資料の調査を進め、また村民に対し保存と公開の重要性を説き、結果、村民の意識が大きく変わったとのことである。

(畑中康博)

二 公文書館講座

○古文書解読講座

館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。全六回、一講座当たりの定員は三十名まで。参加者数は延べ百五十八名。

第一回「初級者向け」

六月二十八日

はじめてのくずし字(1)

「岡本元朝日記」を題材に

(講師・高田環樹)

第二回「初級者向け」

六月二十八日

はじめてのくずし字(2)

「岡本元朝日記」を題材に

(講師・柴田知彰)

第三回「初級者向け」

七月五日

「甲陽軍鑑」で学ぶ変体仮名徹底攻略

(講師・畑中康博)

第四回「中・上級者向け」

七月五日

「御亀鑑」を読む

「秋府六・寛政元年9月2日条を中心」

(講師・伊藤勝美)

第五回「中・上級者向け」

七月十二日

「梅津政景日記」を読むII

「山口啓二」近世初期秋田藩における

「鉾山町」をもとに

（講師・佐藤 隆）
第六回〔中・上級者向け〕 七月十二日
幕末の上書類を読む

「秋藩建白類抄」

（講師・金森正也）

今年度の初級者向け講座では、古文書解読の基礎に重点を置いた。一・二回目で、昨年度と同じく比較的くずし字が読みやすい「岡本元朝日記」をテキストに使い、文語体の候文の基本的な知識、返読文字や「候」「被」など頻出する漢字のくずし字の形などをパワーポイントを使って解説した。三回目では、ややステップアップし、パワーポイントなしで、軍学書「甲陽軍鑑」から少し長めのテキストを作成し、若干難しい変体仮名の文字に挑戦してもらった。初級者向け編の受講者には、家で自学自習をしている方も居て、基礎基本に重点を置いた内容が喜ばれた。

中・上級者向けでは、長めの古文書をテキストのみで講師とともに読み進めた。難易度は高いが、受講者の声は「進め方や解説が丁寧だった」「内容は難しかったが、やり甲斐があった」など好評だった。

それに加えて、初級者向けでも中・上級者向けでも、例年テキストの歴史的背景を説明していることも受講者に喜ばれている。

（柴田知彰）

○記憶の護り人養成教室^{もりびと}

「記憶の護り人養成教室」は、令和四年度から開講し、今年度で三年目に入った。「記憶の護り人」とは当館の造語であり、「古文書を読める人」から一步進んで「古文書を整理して護り伝える人」の意味を込めた。単なるボランティアではなく、急速な社会変動で史料散逸の危機にある地域に、古文書を整理できる人材、地域の記憶を護るエキスパートを送り出すことを目指した。

古文書解読経験を持つことを受講条件として定員十名枠で募集を行い、県内各地から五名の応募があった。

教室は、古文書チームの畑中康博副主幹（兼）主任学芸主事が講師となり、当館三階多目的ホールで八回開催した。各回の内容は次のとおりである。

第一回 五月九日（木）

午前：開校式、オリエンテーション

史料「公務控」翻刻作業打合せ

午後：鈴木家文書（追加分）解説・史料整理

第二回 六月十三日（木）

午前：午後：鈴木家文書（追加分）解説

・史料整理

第三回 七月十一日（木）

同

第四回 八月八日（木）

同

第五回 九月十二日（木）

午前：企画展（前半）史料解説聴講

午後：鈴木家文書（追加分）解説・史料整理

第六回 十月十日（木）

午前：企画展（後半）史料解説聴講

午後：鈴木家文書（追加分）解説・史料整理

第七回 十一月十四日（木）

午前：午後：鈴木家文書（追加分）解説

・史料整理

第八回 十二月十二日（木）

午前：史料「公務控」翻刻確認

貴重書書庫、公文書書庫見学

午後：ISAD(G)（国際標準記録史料記述

一般原則）に基づく目録整理法講義

修了式

翻刻の教材「公務控」は、慶応四年（一八六八）一月から明治五年（一八七二）三月まで、秋田藩から秋田県にわたって作成された公的記録である。昨年度の受講生は慶応四年（一八六八）一月から八月までの分を講師とともに翻刻し、成果を『秋田県公文書館研究紀要』第三十号に掲載した。今年度の受講生は、「記憶の護り人養成教室」の修了生が参加する古文書整理ボランティアと分担し、「公務

控」の慶応四年九月から十二月までの翻刻に挑戦した。記憶の護り人五名とボランティア十一名、そして古文書チーム職員で翻刻を分担し、十一月の期限まで提出。講師が確認・校正の上で『秋田県公文書館研究紀要』第三十一号に研鑽の成果を史料紹介として掲載した。

また、鈴木家文書は由利郡八田村（現・秋田市下浜）で江戸時代に肝煎、明治時代に戸長や村長を務めた地域名望家の資料群である。記憶の護り人受講生とボランティアで分担し未整理の追加分を史料整理した成果七百十一点を年度末に公開する予定である。

（柴田知彰）

○出前講座

「公文書館所蔵資料に見る〇〇」をテーマに、県内の団体やグループで行う学習会に講師を派遣し、講座を開催した。

第一回

六月二十六日

【秋田の史跡を学ぶ会（いーぱる共催）】

秋田市東部市民サービスセンター】

参加者七十人

歴史が変わる瞬間

（講師・畑中康博）

第二回

六月二十五日

【西仙北高校 大綱交流館】

参加者三十七人

「地域探求Ⅲ」発表会

第三回

七月十七日

【大仙市神岡中央公民館】

参加者四十人

古文書にみる秋田藩の参勤交代

（講師・畑中康博）

第四回

八月七日

【秋田寿大学 県生涯学習センター】

参加者八十五人

秋田藩の歴史を学ぶ「戊辰戦争について」

（講師・畑中康博）

第五回

八月十九日

【女性学級「ミセスセミナー大住」 秋田市大住地区コミュニティセンター】

参加者二十三人

公文書館所蔵資料にみる秋田

（講師・保坂誠）

第六回

十一月三日

【八峰町公民館・峰浜地区文化交流センター 一峰栄館】

参加者三十人

波宇志別神社神主守屋左源司の岩館追放

（講師・畑中康博）

第七回

十一月二十二日

【北浦史談会 仙北市就業改善センター】

参加者三十人

公文書館のイロハについて

（講師・柴田知彰）

第八回

十一月二十四日

【東成瀬村教育委員会・地域交流センター ゆるるん】

参加者二十人

古文書で学ぶ仙北道

（講師・畑中康博）

第九回

十二月三日

【北家御日記解読会・ルネッサンス角館仙北市角館榊細工伝承館】

参加者四十人

古文書にみる秋田藩の参勤交代

（講師・畑中康博）

第十回

第十回

二月二十日

【秋田市民郷土史懇話会 きららとしよかん明德館（秋田市民中央図書館明德館）】

参加者三十人

古文書にみる秋田藩の参勤交代

（講師・畑中康博）

今年度も生涯学習や学校教育（地域探求学習）に当館の出前講座が役立てられた。生涯学習では、公民館などを会場にして歴史講座や古文書解読講座、懐かしい昭和の県政映画鑑賞会など参加者にお楽しみ頂いた。学校教育では、前年の出前講座を土台に、地元高校生が当館所蔵の歴史資料を使った発表会に、当館職員が審査員として招かれた。生涯学習でも学校教育でも、県や地域に密

着した資料を使うことで、「親しみやすい公文書館」「故郷のことが分かる公文書館」のイメージ作りにつながった。

今年度は、公文書館機能を持つ施設を求め地域の方々の基礎学習の機会にも、当館の出前講座を役立てて頂いた。

(柴田知彰)

三 研修・協議会等

○「二〇二四年度アーカイブズ・カレッジ (史料管理学研修会)短期コース」

十一月十一日～十六日

長野県立歴史館

(長野県千曲市)

六日間における研修は、大変有意義なものだった。赴任して一年目、職場では初めて知ることも多く、何を根拠に判断して良いのか不安になることもあった。しかし、日頃の業務と研修の学びが結びついたとき、この研修における充実感を得るとともに、日々の業務への自信へとつながった。

講義では、国文学研究資料館の教員をはじめ、民間企業、研究所、長野県立歴史館など多様な所属の方々から学ぶことができた。長野県立歴史館の職員による講義は、「地域とアーカイブズ」をテーマにした内容だった。ここでは、地域資料の散逸など資料保存の難し

さの実体験を聴講し、秋田県にも通ずる状況もあり、切実な思いを抱いた。また、長野県は、史料保存活用連絡協議会による「古文書レスキュー」に取り組んでおり、参考となる内容も多かった。

本研修には、アーカイブズ機関の職員のみならず、自治体職員や大学院生、また、研究所・一般企業などからの参加もあった。その方々と交流を持ち、共有できる情報や課題も多かった。今後の業務の糧としたい。

◆研修内容

- (1) 講義「現代のアーカイブズとアーキビストの役割」
- (2) 講義「アーカイブズ資源論」
- (3) 講義「アーカイブズ・レコード・マネジメント論」
- (4) 講義「民間アーカイブズ・コントロール論」
- (5) 講義「アーカイブズと情報コントロール」
- (6) 講義「アーカイブズの整理と目録編成」
- (7) 講義「自然科学系のアーカイブズ」
- (8) 講義「地域とアーカイブズ」
- (9) 講義「アーカイブズの保存環境と劣化損傷の予防」
- (10) 講義「アーカイブズの保存修復」
- (11) 講義「アーカイブズの公開と普及活動」
- (12) 講義「地域とアーカイブズ」
- (13) 講義「アーカイブズの管理と利用」

(14) 討論・意見交換「総括討論」

(渡部 拓)

○第五十回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)全国(仙台)大会

十一月二十一日・二十二日

トークネットホール(仙台市民会館)

大会テーマは「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」である。二日間にわたり、次の研修会・研究会に参加した。

◆【研修会】

・「文書館入門―史料保存への足掛かり地域史料は誰のもの―」福嶋紀子氏(松本大学)

・「山形県公文書等の管理に関する条例の制定と運用について」古瀬隆志氏(山形県総務部高等教育政策・学事文書課)

◆【特別報告】

・「石川県能登半島地震による被災への対応と救済活動」辻川敦氏(全史料協会会長/あまがさきアーカイブズ) 杉山一雄氏(全史料協調査・研究委員長/岡山県立記録資料館) 宮下和幸氏(金沢市立玉川図書館近世史料館)

◆【大会テーマ研究会】

・基調報告「東北におけるアーカイブズ設置の動向と大仙市アーカイブズの取組み」

蓮沼素子氏（全史料協大会・研修委員／大
仙市アーカイブズ）

・研究会報告Ⅰ「複合施設としてのアーカイブズ―酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取り組み―川島崇史氏（酒田市企画部文化政策課）池田則雄氏（酒田市総務部総務課）

・研究会報告Ⅱ「仙台市博物館と市史編さん収集資料」水野沙織氏（仙台市博物館）
・研究会報告Ⅲ「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取り組み」多田夢大氏（全史料協大会・研修委員／仙台市公文書館）加藤諭氏（全史料協大会・研修委員／東北大学史料館）

◆ポスターセッション

◇「文書館ボランティアによる下張り文書の整理」下向井祐子（広島県立文書館）
◇「徳島県立文書館／とくしまデジタルアーカイブ」関麻希（徳島県立文書館）
◇「宮城学院女子大学桜ヶ丘古文書プロジェクトの活動」高橋陽一（宮城学院女子大学学芸学部人間文化学科）
（館長 土佐由美子）

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議

一月十七日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、県内各

市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催した。本年度は初めて、対面とオンラインのハイブリッド形式による開催となった。

・基調講演

「その土地の記憶をつないでいくこと―組織アーカイブズと収集アーカイブズの連携―」
東京大学文書館 准教授 森本 祥子氏

・市町村事例報告

「辺境の村に眠る古文書を整理・保存する」
東成瀬村ふる里館 館長 櫻田 隆氏

・秋田県公文書館事業紹介

「わたしたちの記録保存の理想型を求めて」
秋田県公文書館 公文書・古文書チーム

・「災害時の公文書・民間文書の保存について」
秋田県公文書館 専門員 柴田 知彰

公文書・古文書の保存方法の現状
秋田県公文書館書庫に入室しての実務講習

秋田県公文書館
チームリーダー（兼）主任学芸主事

高田 環樹
秋田県公文書館 専門員 柴田 知彰

高田 環樹

近年、公文書の電子化が進んでおり、秋田県においても一部の自治体で導入及び検討が行われており、会議中、「質疑応答・情報交換」

の時間にも話題になり情報交換がなされている。今後も電子化傾向は続くことから、電子化に関連する情報提供や公文書の電子化に伴う古文書保存のあり方等について、来年度以降の会議内容に組み込む必要があると考えられる。
（赤塚由次）

○「令和六年度アーカイブズ研修Ⅱ」

二月六日～七日
国立公文書館

（東京都千代田区）

完全オンラインで実施された研修に参加した。今研修のテーマは、「電子文書管理・保存・利用」。秋田県では、令和3年9月より公文書管理のデジタル化がスタートし、数年後には電子公文書の移管が始まる。「電子文書管理・保存・利用」の基本的考え方のアメリカやイギリスといった事例を元に国際的な潮流や既に移管を行っている自治体のルール整備、システム整備の経緯、実施事例等の講義及び事例報告の内容は、今後の業務に大変参考となるものだった。

電子文書の移管は、紙文書が少なくなり作業量が減るといふ単純なものではなく、長期保存のためのフォーマット変換がガイドブックを作成し周知する必要があるほど多岐にわたっており、今後の課題が明確になった研修であった。

◆研修内容

テーマ・電子文書管理・保存・利用

(1)講義①「電子文書管理・保存をめぐる基本的考え方」

(2)講義②「電子公文書管理に係る最新の動向」

(3)事例報告①「広島県立公文書館における電子公文書管理・保存・利用」

(4)事例報告②「札幌市公文書館文書管理の運用と業務について」

(5)報告「ガイドブック作成の取組の報告」
(須釜健一)

四 普及

○古文書班広報紙「古文書倶楽部」改め

「資料紹介・とっておきの話」

第四十六号「公文書館だより」 六月六日

・【資料紹介】

弘前藩御飛脚落馬一件

↳「野上陳令日記」より↳

(高田環樹)

・【とっておきの話】

角館本御家中について

(伊藤勝美)

第四十七号「公文書館だより」 十月三日

・【資料紹介】

学徒労働員に関する記録

↳昭和十九年の知事「事務引継書」

から↳ (柴田知彰)

・【とっておきの話】

秋田の戦国大名③戸沢氏

(佐藤 隆)

第四十八号「公文書館だより」 三月六日

・【資料紹介】

那波伊四郎家文書

↳那波紙店の記録↳

(畑中康博)

・【とっておきの話】

紀行文「出羽の道わけ」

(金森正也)

令和二年度末に第百号を発行した「古文書倶楽部」は、三年度より「資料紹介」・「とっておきの話」とタイトルを替え、当館広報紙

「公文書館だより」に統合した。日頃の調査

・研究の成果をわかりやすく紹介しながら、

当館の所蔵資料をよりよく利用していただく

という目的は引き継いでいる。館内配布の他に、閲覧室やエントランスホールに掲示し、

当館ウェブサイトやX(旧ツイッター)でも公開している。

(中田 暁)

○県政映画上映会

八月二十九・三十日

昭和三十年〜五十年代前半に県が広報のため制作した「県政映画」を大きなスクリーンで鑑賞いただく上映会を当館多目的ホールで開催した。全二日間、一日二回の上映で各

回定員は四十名。来場者数は二日間で合計七十九名。

五輪体操競技で優勝し、金メダルを獲得した小野選手の凱旋帰秋(昭和三十一年)、八郎

瀧の干拓工事(昭和三十三年)等の様子を上映した。

(赤塚由次)

○デジタルアーカイブ

当館所蔵資料には多数の絵図があり、これまでデジタルデータ化され閲覧室絵図モニターやHPのデジタルアーカイブにも掲載されてきたが、地域が秋田藩領内に偏り、鹿角郡

や由利郡の絵図が少なかった。そこで、「秋田県庁旧蔵古文書」の県C番号(絵図・地図)

から、鹿角及び由利郡のものを優先的にデータ化し、市街地のものは展示用に複製絵図を作成している。さらに秋田藩領内の郡について

も未データ化の絵図は対象に加えていく方針である。

今年度、撮影が行われデジタルアーカイブ

に登録された資料は次の通りである。

資料名【資料番号】

・地蔵坂屋敷分布図	【県C・299・02】
・今町屋敷分布図	【県C・299・03】
・大町屋敷分布図	【県C・299・04】
・肴町屋敷分布図	【県C・299・05】
・鷹匠町屋敷分布図	【県C・299・06】
・裏町屋敷分布図	【県C・299・07】
・亀田領内屋敷分布図	【県C・299・08】
・亀田領内屋敷分布図	【県C・299・09】
・鶴岡屋敷分布図	【県C・299・10】
・蔵小路川端図	【県C・299・11】
・新町図	【県C・299・12】
・屋敷分布図	【県C・299・13】
・屋敷分布図	【県C・299・14】
・大工町図	【県C・299・15】
・柳町図	【県C・299・16】
・中裏町図	【県C・299・17】
・代官小路図	【県C・299・18】
・馬場町図	【県C・299・19】
・七新丁町図	【県C・299・20】
・旧亀田城下絵図	【県C・299・21】
・駕籠町図	【県C・299・22】
・旧亀田城下絵図	【県C・299・23】
・稲荷町図	【県C・299・24】
・中町図	【県C・299・25】
・下夕町図	【県C・299・26】
・陸奥出羽両国地図	【地03】
・帝国日本郵便電信線路図	【県C・647】

また、令和七年一月三十日から新しいデジタルアーカイブに切り替わっている。当館の所蔵資料の一部ではあるがインターネット環境があれば、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなどから閲覧することが可能である。
(渡部 拓)

〇SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）について、Xを活用して、

秋田県公文書館が主催する行事や事業及び所蔵資料の紹介等を発信することにより、県内外を問わず多くの方々に公文書館の魅力をアピールし、認知度を高めることを目的とし、SNSを活用している。

今年度は、行事として「東成瀬村連携展」や当館における「企画展」、事業では「古文書整理ボランティア」や「記憶の護り人養成教室」、閲覧室における展示資料の紹介など様々な発信に取り組んだ。また、なかなか見ることができない大型絵図の撮影の様子や展示台の作成など、裏方における場面も発信してきた。

今年度二月現在、特に表示回数（閲覧）の多かったポスト（投稿）を取り上げると、第一位、当館と東成瀬村教育委員会による連携展である。東成瀬村からは発見された新資料も展示され、新たな歴史を紐解くことができた。第二位、「秋田魁新報」の「県公文書館の

古文書よみとき講座」の紹介である。これは、当館所蔵資料の写真を掲載し、資料の翻刻文・解説を記事で紹介し、毎月最終日曜日に連載している。第三位、今年度の「古文書整理ボランティア」開催の記事である。当館収蔵の未整理資料の目録作成を職員指導の下で行っていただけである。参加者からは、「読めない箇所や意味が分からない箇所もあったが、参加した方々と協力してこの困難を乗り越え、やりがいを感じている」と感想を頂いている。今後とも、行事や事業、所蔵資料の紹介等の充実を図るとともに、SNSを活用して普及活動を推進していきたい。

(渡部 拓)

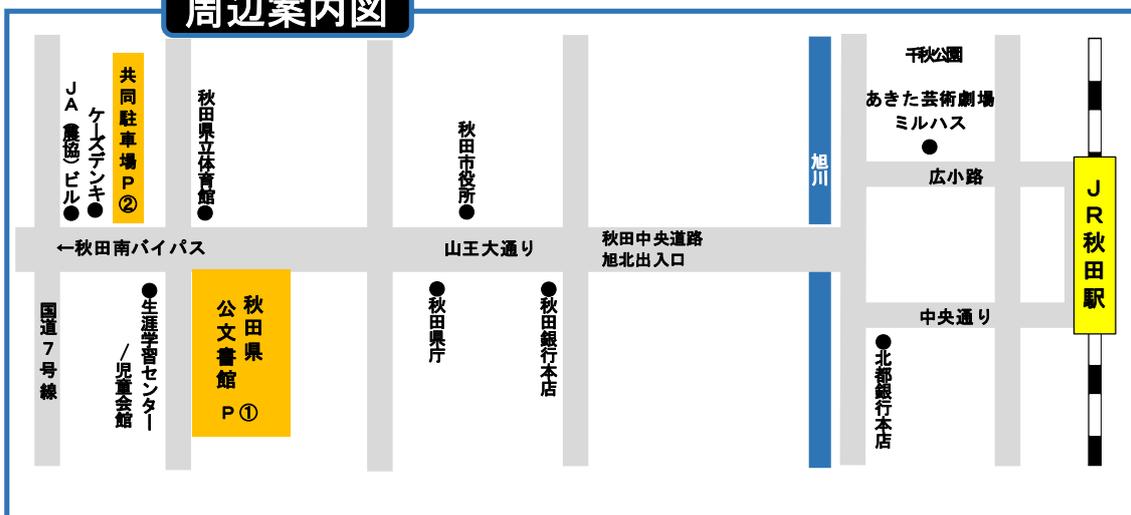
開 館 時 間 (令和7年度)

- 平日……………午前9時～午後7時
- 土曜日・日曜日・祝日……………午前9時～午後6時

休 館 日 (令和7年度)

- 毎週水曜日
- 年末年始 (12月28日～1月3日)
- 特別整理期間 (6月12日～17日、12月4日～9日)

周辺案内図



秋田県公文書館研究紀要 第三十一号
令和七年三月七日発行
編集 秋田県公文書館
発行 秋田県公文書館

〒010-0195
秋田市山王新町一四一三二
電話 〇一八(八六六)八三〇一

(題字 寿松木 毅)

HP



E-mail



X

